

文化財保護の現状と問題

1970

文化庁

まえがき

今年には文化財保護法施行20周年にあたりますので、この機会に文化財保護行政の現状をかえりみ、問題と考えられるものをとり上げ、文化財保護関係者はもとより広く一般の人々の参考に供することといたしました。

わが国は美しい国土に恵まれ、祖先が守り伝えてきた文化財が数多く存在しています。これを保存し、永く後世に伝えることは現代のわれわれの責務であるとともに、国民による広い活用をはかることにより国民の文化創造力を刺戟し、芸術文化の振興の基礎をつちかうことはわが国文化の向上発展にとって欠くことのできないことであると信じます。

近年、文化財保護の思想はしだいに国民の間に浸透し、保護の施策も年年充実してきましたが、最近の急激な近代化や開発の進展は文化財に大きな影響を与えており、その保護を強化することは刻下の急務となっております。

本書が、文化財に関する理解を深めるとともに、その保護の強化に役だつことができれば幸いです。

昭和45年11月

文化庁長官 今 日出海

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 第1章 序 説 | 1 |
| 第1節 文化財の意義と保護の必要性 | 1 |
| 1 文化財の意義 | 1 |
| 2 文化財保護の必要性 | 3 |
| 第2節 保護の対象と体制 | 4 |
| 1 保護の対象 | 4 |
| 2 文化財の指定 | 6 |
| 3 保護の体制 | 9 |
| 第2章 有形文化財および民俗資料の保存 | 12 |
| 第1節 有形文化財の指定および管理・防災 | 12 |
| 1 指 定 | 12 |
| 2 管 理 | 13 |
| (1) 社寺における管理状況 | 14 |
| (2) 個人所有者の管理状況 | 15 |
| 3 防 災 | 16 |
| (1) 建造物の防災 | 16 |
| (2) 美術工芸品の防災 | 17 |
| 第2節 有形文化財の修理 | 18 |
| 1 建造物の修理 | 18 |
| (1) 修理の実施 | 18 |

| | |
|--------------------------|----|
| (2) 修理技術者 | 20 |
| 2 美術工芸品の修理 | 21 |
| (1) 修理の実施 | 21 |
| (2) 修理技術者 | 22 |
| 第3節 有形文化財の買い上げと海外流出の防止 | 23 |
| 1 有形文化財の買い上げ | 23 |
| 2 文化財の海外流出の防止 | 24 |
| 第4節 民俗資料の保存 | 26 |
| 1 民俗資料の指定・選択 | 26 |
| (1) 有形の民俗資料 | 27 |
| (2) 無形の民俗資料 | 27 |
| 2 民俗資料の調査・保存 | 28 |
| (1) 調査 | 28 |
| (2) 「日本民俗地図」の刊行 | 29 |
| (3) 保存施設 | 29 |
| (4) 修理 | 29 |
| 第5節 文化財の保存および調査のための科学的研究 | 30 |
| (1) X線γ線透視撮影による構造材質検査 | 30 |
| (2) 化学分析による材質検査 | 31 |
| (3) 合成樹脂による補強修理 | 31 |
| (4) 防腐・防黴・防殺虫・防錆措置 | 32 |
| (5) 空気汚染による影響 | 32 |
| (6) 温湿度調整等 | 32 |
| 第6節 当面する問題 | 33 |
| 1 修理防災事業の推進 | 33 |

| | |
|-------------------------|----|
| 2 修理技術者の養成確保と技術の向上 | 34 |
| 3 民家の指定と保存管理上の問題 | 36 |
| 4 集落・町並みの保存 | 37 |
| 5 明治以降の建築および美術の調査、指定の促進 | 37 |
| 6 歴史資料、民俗資料等の保存の促進 | 38 |
| 7 美術工芸品等の海外流出の防止 | 39 |
| 第3章 記念物および埋蔵文化財の保存 | 41 |
| 第1節 史跡 | 41 |
| 1 指定 | 41 |
| 2 保存管理 | 42 |
| 3 土地の公有化 | 43 |
| 4 環境整備 | 45 |
| 5 「風土記の丘」の設置 | 46 |
| 第2節 名勝 | 46 |
| 1 指定 | 46 |
| 2 保存管理 | 47 |
| 第3節 天然記念物 | 48 |
| 1 指定 | 48 |
| 2 希少鳥類等の保護増殖 | 50 |
| 第4節 埋蔵文化財 | 50 |
| 1 埋蔵文化財包蔵地の現状 | 50 |
| 2 埋蔵文化財の発掘 | 51 |
| 第5節 当面する問題 | 55 |
| 1 埋蔵文化財保存計画の樹立 | 55 |

| | | |
|---------------|--------------------|----|
| 2 | 埋蔵文化財発掘調査体制の確立 | 56 |
| 3 | 史跡の指定の促進と指定地域の再検討 | 57 |
| (1) | 指定の促進 | 57 |
| (2) | 指定地域等の再検討 | 58 |
| (3) | 保存管理計画の策定 | 59 |
| 4 | 史跡の公有化と環境整備の促進 | 59 |
| 5 | 主要遺跡の保存 | 61 |
| (1) | 平城宮跡の保存 | 61 |
| (2) | 飛鳥・藤原地域の保存 | 62 |
| (3) | 大宰府跡の保存 | 63 |
| (4) | 多賀城跡の保存 | 63 |
| 6 | 天然記念物の調査と自然保護体制の整備 | 64 |
| 第4章 文化財の公開・活用 | | 65 |
| 第1節 | 公開・活用の意義と公開のための施設 | 65 |
| 1 | 公開・活用の意義 | 65 |
| 2 | 公開のための施設 | 66 |
| 第2節 | 美術工芸品の公開 | 67 |
| 1 | 博物館・美術館等における公開 | 67 |
| 2 | 臨時施設における公開 | 69 |
| 3 | 国宝・重要文化財の公開の制限 | 69 |
| 4 | 海外展 | 70 |
| 第3節 | 建造物・記念物の活用 | 70 |
| 1 | 建造物の活用 | 70 |
| 2 | 史跡等の活用 | 71 |

| | | |
|-------------------|-----------------------|----|
| 第4節 | 模写・模造・模型の製作 | 72 |
| 第5節 | 当面する問題 | 74 |
| 1 | 博物館の充実 | 74 |
| 2 | 国立歴史民俗博物館の建設 | 74 |
| 3 | 地方歴史民俗資料館の整備 | 75 |
| 第5章 無形文化財の保存および活用 | | 76 |
| 第1節 | 無形文化財の指定・選択 | 76 |
| 第2節 | 伝承者の養成 | 78 |
| 1 | 芸能 | 78 |
| 2 | 工芸技術 | 79 |
| 第3節 | 公開および記録等の保存 | 80 |
| 1 | 公開 | 80 |
| (1) | 芸能 | 81 |
| (2) | 国立劇場 | 82 |
| (3) | 工芸技術 | 82 |
| 2 | 記録等の保存 | 83 |
| 第4節 | 当面する問題 | 83 |
| 1 | 指定・認定の制度 | 83 |
| 2 | 伝承者の養成 | 84 |
| 3 | 地方における芸能および工芸技術の調査・保存 | 84 |
| 第6章 文化財保護の経費 | | 86 |
| 第1節 | 国と地方の文化財保護の経費 | 86 |
| 1 | 国の予算 | 86 |
| 2 | 地方の予算 | 90 |

| | | |
|-----|--------------------|-----|
| 3 | 地方交付税 | 92 |
| (1) | 普通交付税 | 93 |
| (2) | 特別交付税 | 93 |
| 第2節 | 経費の負担区分 | 94 |
| 第7章 | 近代化および開発の進展と文化財の保護 | 96 |
| 第1節 | 近代化および開発の文化財への影響 | 96 |
| 1 | 建造物等に対する影響 | 96 |
| 2 | 民俗資料・無形文化財等に対する影響 | 97 |
| 3 | 名勝・天然記念物等に対する影響 | 98 |
| 4 | 史跡・埋蔵文化財包蔵地に対する影響 | 100 |
| (1) | 宅地の開発 | 100 |
| (2) | 鉄道・道路の開発 | 100 |
| (3) | 農地開発 | 101 |
| (4) | 最近の事例 | 102 |
| 第2節 | 近代化および開発への対応 | 103 |
| 1 | 国土計画の中への文化財保護の位置づけ | 103 |
| 2 | 広域保存の推進 | 105 |
| 3 | 関係行政機関等との連携の強化 | 106 |
| 4 | 文化財保護と観光的利用の調整 | 107 |
| 5 | 私有財産権の尊重と住民生活への配慮 | 108 |
| 6 | 文化財保護体制等の充実 | 109 |
| 7 | 文化財の理解と愛護精神の高揚 | 111 |
| 付録 | | |
| I | 参考資料 | 113 |

| | | |
|-----|-----------------|-----|
| II | 沖縄における文化財保護の状況 | 156 |
| III | 文化財の保護をめぐる国際的動向 | 161 |

第 1 章 序 説

第 1 節 文化財の意義と保護の必要性

1. 文化財の意義

文化財は文化的遺産であり、国民的財産である。ただ、文化財といっても、建造物、美術工芸品などの形のあるもの、芸能や工芸技術などのわざ、遺跡、名勝地などの土地につながるものなどきわめて広範囲である。これら多種多様にわたる文化的遺産の特徴を一口で述べることは困難であるが、共通の要素を考えると次のようなものがあげられる。

第一には文化的な価値をそなえることである。文化財は文化的財産であるが、同じ財産といっても精神的な価値をになうものとして評価される。その価値は歴史、芸術、学術的価値の上から考えられるが、むろん一律の基準によって評価することはできない。すぐれた絵師や仏師によって作られた絵画や彫刻にくらべ、地方の生活や信仰などを示す衣服や器物の類はそれ自身まことに粗末にみえるが、わが国民の生活の推移を理解する上の資料として高い文化的価値の認められるものが少なくない。

第二には歴史の厚みのあることである。文化財は長い歴史の過程において人間がつくり出し、祖先から伝えられた民族的な遺産である。われわれはこれを通して歴史上の事実、過去の人々の生活や社会の仕組み、あるいは個人や時代の美意識などをうかがうことができる。芸能や工芸技術における「わざ」のような無形の文化的遺産の場合、それを体得するのは現代の人間であっても、わざ自身に歴史の厚みがあるのである。

第三には公共的な意義をもつことである。文化財はまた国民的財産である。文化財を守りかつ役立たせようとするゆえんも、それが国民全体にとって公共的な意義と価値とを持つからである。ことに、文化財が法律によって指定された場合は、一個人に属する私有財産といえども、国民的な公共財産としての性質を帯びるのであって、個人は法の規制のもとにこれを保存し、かつ公共的な活用に応ずる責務が生じてくるのである。

このような先人の精神的努力の成果である文化財は現在の存在ではあるが、歴史の証拠物件、人の記念碑として過去につながり、新しい創造や発展が約束されることでは未来につながる。文化財は人間に対し現在を起点に過去と未来を仲介する役目をになう点に大きな価値が認められるのである。そうした点から文化財には二重の意義がくみとれる。その一つは文化財がもつ内容に関する意義であり、いま一つは文化財の人間への働きかけに関する意義である。

文化財はそれをつくった、あるいは存在せしめた人、社会、地域、時代などの歴史的な内容をそなえている。また文化財が存在した長い過程においてさまざまな事象や伝承が付加されるが、それらはまた現在につながる存在のあかしともなって文化財の内容を豊かなものにしていく。人々はそれらの内容によって最も直接的に歴史の事実やそれにつながる事象を知ることができるのである。ことに日本の場合、単一民族によって、一つの系列の中で文化が積み重ねられて今日に及び、文化遺産が異民族によって破壊されたり、持ち去られたりすることなく守り続けられたので、その種類も量もおびただしいものである。しかもそれらの中には日本と関係の深い異国の文化遺産も少なくない。このような文化財自身ももつ内容は、ただ専門家の学術的研究の対象となるだけでなく、一般に対して国の歴史や伝統を理解する手がかりを与え、あるいはそれを深めるのに役立つことは

改めていうまでもないことであろう。

そうした文化財がもつ内容ではなく、文化財が人間に対して働きかけることの意義というのは、これに接する人々に対し人間精神を豊かにする力をもっているということである。わが国ではいま人間性の喪失、人間精神の危機が叫ばれている。管理社会、情報社会などと呼ばれる社会機構のなかで人々は画一化され、主体性は失われ感受性は枯れかかっている。そうした人々に対し、先人の精神の結晶である文化財が心のささえとなり、崇高なあるいは美的な感動を与え、精神を高揚させることに大きな力を発揮するのである。文化財の中に流れる先人の精神が人々の創造精神を触発するともいえる。

2. 文化財保護の必要性

以上のような文化財の意義を考えると、かけがえのない国民的財産として大切に保存し保護して、後世に伝えることの必要性が強く認められるが、今日の時点にあつては、ことに切実な問題としてわれわれに迫ってくるのである。それは、今日ほど日本が世界的な規模をもつ大きな変化に出合ったことのないことに対応する。日本の工業化、近代化は、19世紀末にそれまでの2000年の長い停滞を打ち破る大きな飛躍を迎えたことにはじまるが、この十数年間にさらに驚くべきほどの進展をみせた。しかも、この時代はいまも新しい力を加えて進展しつつあり、急激な変化は将来も続くであろう。

近年のこの急激な変化に各分野の文化財は多くの影響をうけている。たとえば、農民や市民などの生活空間の記録ともいえる民家、国民の生活文化の推移を語る民俗資料などは都市化や個人の生活の近代化、合理化に伴って消滅の運命にさらされている。また、人によって伝えられる無形のわざ、いわゆる無形文化財の芸能や工芸技術も社会的な変化や経済生活の変

動によって大きな影響をこうむっている。さらに激しい被害をみせるのは土地と結びついた文化財、すなわち貝塚、古墳、寺跡、宮跡等の史跡や埋蔵文化財である。時には過去の文化遺産が地上地下を問わず一挙に破壊しつくされることがある。

このように工業化、近代化が民家や民俗資料あるいは遺跡などの存在を脅かす現状にあっては、それらの文化財の保護は焦眉の急である。しかしながら、工業化、近代化の進展といういわば時代のちょう戦に対し文化財を守ることはなかなかむずかしい問題である。工業化、近代化もひっきようは生活の改善、豊かな生活を求めて出発したものである点を忘れることはできない。物質と等しく精神を充足させる豊かな生活を願う現代社会では、開発か文化財かといった二者択一ではなく、両者の調和ないしは融合を図ることが必要であろう。

このような課題に対処するためには、まず国や地方公共団体の今日的、総合的な視野に立ってのきめ細かい施策が肝要である。そこで以下において、各種の文化財保護の現状を解明し、その問題を指摘することとするが、この際何よりも望まれることは国民全体の文化や文化財に対する理解の深化である。近年、危機にたつ文化財の現状の報道などによって文化財への一般の関心は急速に高まりつつあるが、さらに国民的財産としての文化財への認識の向上を期待したい。

第2節 保護の対象と体制

1. 保護の対象

わが国において、すでに述べたような価値や特色をそなえる文化財を保護するために制定されたのが文化財保護法である。この法律では文化財を

次のように分類し、定義している。

(1) 有形文化財

建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、古文書その他の有形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの及び考古資料

(2) 無形文化財

演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産でわが国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの

(3) 民俗資料

衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習及びこれに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件でわが国民の生活の推移の理解に欠くことのできないもの。

(4) 記念物

貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡でわが国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地でわが国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。)でわが国にとって学術上価値の高いもの。

このように文化財保護法では、文化財を有形文化財、無形文化財、民俗資料および記念物の四分野に分けて、それらを保護の対象としているが、ここで注目されるのは、文化財の中に自然の名勝地や動物、植物、地質鉱物まで含まれていることである。これは、文化財というものは本来人間の創意によってつくり出されたものであるが、それらが日本の風土に密着し、学術上、芸術上または観賞上の価値をもつことから大切に保護する必要があるため、人間の創意によって作り出されたもの同様保護の対象とし

ているのである。

文化財保護法では、上記のほか、地下や水底などに埋蔵されている文化財について、埋蔵文化財という観点から規定している。これらのものは発掘などによって地上に出されると、それぞれ有形文化財（考古資料）、民俗資料（風俗慣習に用いられる物件）、記念物（遺跡）などに分類される。

2. 文化財の指定

上記のように分類され、それぞれ歴史上、芸術上、学術上の価値をもつ文化財で、日本にあるものは膨大な数量にのぼるが、その中から重要なものを選んで指定し、それを保護の対象としている。しかし、指定されない文化財であっても、前節で触れたような文化的な価値、歴史の厚み、公共的な意義をそなえるものとして尊重され、保護されねばならないことは言うまでもないことである。

国が行なう文化財の指定は、その種類に応じて次の四つがある。

(1) 国宝・重要文化財

建造物、美術工芸品、考古資料等の有形文化財の中で重要なものは重要文化財に指定し、重要文化財の中で、世界文化の見地から価値が高く、たぐいなき国民の宝であるものは国宝に指定する。

(2) 特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物

歴史上の遺跡、自然的または人文的な景勝地および動物、植物、地質鉱物等の記念物の中で重要なものは、それぞれ史跡、名勝、天然記念物に指定する。つまり古墳や城跡のような歴史上の遺跡は「史跡」として、庭園や自然の景勝地は「名勝」として、動植物や地質鉱物は「天然記念物」として指定する。

史跡、名勝、天然記念物の中で重要なものは、それぞれ特別史跡、特別名勝、特別天然記念物に指定する。

(3) 重要民俗資料

民俗資料には、習俗のような無形のもの、器具のような有形のものがあるが、有形の民俗資料の中で特に重要なものは重要民俗資料として指定する。

無形の民俗資料で特に必要のあるものについては、その記録の作成や公開等を行なうため「選択」という制度がある。

(4) 重要無形文化財

伝統芸能、伝統工芸等の無形文化財の中で重要なものは重要無形文化財に指定する。無形文化財というのは、芸能や工芸の「わざ」であって、そのわざを持つ「ひと」のことではない。しかし「わざ」の存在は、それをもつ「ひと」を通してはじめて具体化されるので、重要無形文化財として「わざ」を指定するにあたっては、必ず同時にそのわざをもつ「ひと」（保持者）を認定する。重要無形文化財の保持者としては、個人を各個に認定する場合（各個指定）のほか、団体の構成員を総合的に認定するかまたはその代表者を認定する場合（総合指定）がある。

重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要なものについては、その記録の作成や公開の補助などを行なうため、無形の民俗資料の場合と同じく「選択」の制度がある。

以上は国による指定であるが、都道府県や市町村の教育委員会などでもそれぞれの条例にもとづいて、その地域内にある文化財を指定し、保護している。国が指定した文化財と区別するため、それらは都道府県指定文化財または市町村指定文化財と呼ばれている。

現在、国および地方公共団体が指定した文化財の数は第1表および第2表のとおりである。

第1表 国指定文化財件数 (昭和45年8月31日現在)

| 1 国宝・重要文化財 | | | | | | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|
| 区分 | 建造物 | 絵画 | 彫刻 | 工芸品 | 書跡 | 考古 | 計 |
| 国宝 | 207 | 145 | 115 | 248 | 264 | 34 | 1,013 |
| 重要文化財 | 1,622 | 1,598 | 2,361 | 2,062 | 2,092 | 306 | 10,041 |

(注) 重要文化財の件数には国宝の件数が含まれる。

2 特別史跡名勝天然記念物・史跡名勝天然記念物

| 区分 | 史跡 | 名勝 | 天然記念物 | 計 |
|-------------|-----|-----|-------|-------|
| 特別史跡名勝天然記念物 | 51 | 24 | 68 | 143 |
| 史跡名勝天然記念物 | 837 | 209 | 826 | 1,872 |

(注) 史跡名勝天然記念物の件数には、特別史跡名勝天然記念物の件数が含まれる。

3 重要民俗資料

| | |
|--------|----|
| 重要民俗資料 | 79 |
|--------|----|

4 重要無形文化財

| 区分 | 芸能 | | 工芸技術 | | 計 | |
|------|----|------|------|------|----|------|
| | 件数 | 保持者数 | 件数 | 保持者数 | 件数 | 保持者数 |
| 各個指定 | 20 | 29 | 30 | 35 | 50 | 64 |
| 総合指定 | 4 | 4 | 5 | 5 | 9 | 9 |

(注) 1. 保持者数は、各個指定は人数を、総合指定は団体数を示す。
2. 各個指定工芸技術で保持者が二重に指定されている者が2人いるので、保持者の実際の人数は2人少ない。

第2表 地方公共団体指定文化財件数(昭和45年3月31日現在)

| 種別 | 区分 | 都道府県指定 | 市町村指定 | 計 |
|-------|-------|--------|-------|--------|
| | 有形文化財 | | 6,132 | 10,269 |
| 無形文化財 | | 847 | 846 | 1,693 |
| 民俗資料 | | 376 | 1,074 | 1,450 |

| | | | |
|-----|--------|--------|--------|
| 記念物 | 4,017 | 4,820 | 8,837 |
| その他 | 81 | 350 | 431 |
| 計 | 11,453 | 17,359 | 28,812 |

3. 保護の体制

文化財は国民的財産であり、国民全体によって護られるべきものであるが、国において主としてこの行政を担当しているのは文化庁である。文化庁には、長官官房のほか文化部と文化財保護部が置かれており、文化財保護の行政は、直接には文化財保護部が担当している。

文化庁は、美術工芸品、建造物、遺跡等の文化財を重要文化財、史跡名勝天然記念物、重要民俗資料、重要無形文化財として指定する業務のほか、それらの管理、修理、防災、復旧、普及活用ならびにこれらに要する費用等の助成等の業務を行なっている。最近の急激な開発と文化財の広域的保存の要請に対処するため、なおいっそう体制の整備を図る必要がある。

また文化庁には、文化財保護審議会、東京国立博物館、京都国立博物館、奈良国立博物館、東京国立文化財研究所、奈良国立文化財研究所という文化財の保護に関する六つの付属機関が置かれている。

文化財保護審議会は、文部大臣または文化庁長官の諮問に応じて文化財の保存および活用に関する重要事項を調査審議し、また、これらの事項について文部大臣または文化庁長官に建議するための機関で5人の委員によって構成されている。なお、文化財保護審議会には、専門の事項を調査審議するため、90名以内の専門委員からなる専門調査会が置かれている。

国立博物館は、文化財のうち主として美術工芸品および考古資料を収集、保管して、一般の観覧に供するための施設で、その主要目的は文化財を公開し、それを通して教育することにあるという点で文化財の活用機関といえる。国立博物館は各館それぞれの方針にもとづいて文化

財の公開を行なっているが、東京国立博物館は主として日本美術および東洋美術の総合的な展観を、京都国立博物館では主として平安時代以降の日本美術の展観を、奈良国立博物館では主として仏教美術の展観を行なっている。

国立文化財研究所は、文化財に関する調査研究、資料の作成などを行なう機関であるが、東京国立文化財研究所では美術、芸能および文化財の保存に関する科学的な調査研究を、奈良国立文化財研究所では、歴史美術、建造物の実物に即した調査研究および平城宮跡、飛鳥藤原遺跡の発掘調査を主として行なっている。

なお、国においては、文化庁のほか厚生省が自然公園行政を、林野庁が鳥獣保護行政を、運輸省が観光行政を、総理府および建設省が古都の歴史的風土の保存行政をそれぞれ担当し、文化財の保護に関係している。

地方において文化財保護行政を担当しているのは、都道府県および市町村の教育委員会である。

その事務処理体制をみると、都道府県の教育委員会では、文化財保護行政を教育行政の一環として取り扱い、その事務も社会教育課の一係または他係で兼務して処理しているものが多いが、文化庁の発足や昨今の開発等の急速な進展等に対処してその組織人員を強化する必要にせまられたこともあって、専管課としての文化課または文化財保護課を独立させ、これを充実強化する府県がここ数年しだいに多くなってきている。その数は、昭和45年8月31日現在で13都府県に達した。これらの都府県では、当面の課題である遺跡等の発掘、調査、指定等を担当する専門職員の充実も顕著であるが、専管課未設置県では、人員も手薄で、これらに適確に対処しえないものもある。

また、都道府県の教育委員会には、文化財専門委員が置かれ、文化財の

保存と活用に関し、教育委員会の諮問に答え、また意見の具申、必要な調査等を行なっている。さらに公開、活用のための機関としては博物館等があり、地域文化財等の展示、研究機関となっている。

市町村の教育委員会においては、一部の市を除き、文化財保護行政組織の整備の不十分なところが多いので、文化財保護行政の第一線を強化するためにも、今後、これら市町村教育委員会の行政組織のいっそうの充実が期待される。

第2章 有形文化財および民俗資料の保存

第1節 有形文化財の指定および管理防災

1. 指 定

有形文化財には建造物および絵画、彫刻、工芸品、書跡、考古資料等（以下美術工芸品という。）があり、その指定は明治30年古社寺保存法の施行以来行なわれてきているが、現在、文化財保護法により重要文化財に指定されているものは、建造物1,622件（2,502棟）、美術工芸品8,419件、計10,041件であり、そのうち国宝に指定されているものは建造物207件（249棟）、美術工芸品806件、計1,013件である。

建造物についていえば、飛鳥、奈良、平安時代の現存建築のほとんど全部が、また、鎌倉、室町時代の建築も重要なものはほとんどがこの中に含まれている。しかし、江戸時代、明治時代の建造物の指定は現存数に比べて相対的に少なく、これは今後の調査によって指定が増大することが見込まれる。

美術工芸品の指定は、平安、鎌倉時代を頂点として、それ以前およびそれ以後はだいたい漸減の傾向を示している。これは、古い時代は遺品の絶対数が少ないことと、逆に新しい時代は遺品が多く、類品を調査比較のうえ優品を選択するという作業がかえって困難であることがおもな理由である。今後は先史、原史時代および江戸時代以降のもの指定についても重点的に促進を図っていかなければならないであろう。また、美術工芸品の指定は、これまでとかく芸術的価値の高いものを中心に行なわれてきた傾

向があるので、これからは各時代にわたり歴史的または文化史的な価値に着目した指定の促進も図られなければならないであろう。

2. 管 理

国宝、重要文化財の管理は所有者が行なうことをたてまえとしており、塔頭寺院や無住寺院等で管理が十分に行なえない場合、あるいは、国有の城郭等で地元で管理する方が適当である場合等には、文化庁長官が地元の地方公共団体、その他適当な法人等を管理団体に指定して管理を行なわせているが、それらは全体の5%程度であり、国宝、重要文化財の95%は所有者によって管理されている。

国宝、重要文化財を所有者別にみると第3表のとおりであり、社寺の所有するものが最も多く、全体の約65%を占め、次いで個人所有の17%である。

第3表 国宝・重要文化財所有者別指定数

（昭和45年8月31日現在）

| 種 別 | 所 有 者 | | | | | | | | 計 |
|-----------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|-----|--------|---|
| | 国 | 公共 | 神社 | 寺院 | 法人 | 個人 | その他 | | |
| 建 造 物 | 168 | 167 | 821 | 1,060 | 46 | 226 | 14 | 2,502 | |
| 美 術 工 芸 品 | 619 | 83 | 855 | 4,313 | 942 | 1,607 | 0 | 8,419 | |
| 計 | 787 | 250 | 1,676 | 5,373 | 988 | 1,833 | 14 | 10,921 | |

（注）建造物は指定棟数を、美術工芸品は指定件数を示す。

国宝、重要文化財の管理は、何といたっても防火を第一とし、その他き損、盗難、落書き等の防止が必要である。最近の事故としては、昭和42年7月、富山県日石寺の重要文化財不動堂を焼失した事故、43年2月には広島県不動院の国宝金堂に盗賊が侵入し、棧唐戸の棧を押し破った事故等がある。美術工芸品関係では、昭和41年7月、京都市大徳寺方丈に放火と推定される火災があり、重要文化財障壁画のうち猿曳図1面を焼失した事故、

昭和45年3月、大分県永興寺の本堂の錠をこわし、重要文化財木造四天王立像4軀が盗まれ、間もなく山口県下の河川から破損して発見された事故等があった。

風水害、地震、落雷等の天災によるものを別として、これらの事故を昭和25年以後の20年間の集計で示すと第4表のとおりである。

第4表 国宝・重要文化財事故件数
(昭和25年8月～45年7月)

| 事故種別 | 焼失 | 焼損 | き損 | き損盗難 | 盗難 | 計 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 建造物 | 6(8) | 11(11) | 28(28) | 38(38) | 0(0) | 83(85) |
| 美術工芸品 | 8(13) | 0(0) | 12(13) | 8(8) | 23(30) | 51(64) |
| 計 | 14(21) | 11(11) | 40(41) | 46(46) | 23(30) | 134(149) |

(注) カッコ内の数字は、建造物については棟数を、美術工芸品については点数を示す。

以下、国宝、重要文化財のうち管理上特に問題のある社寺および個人所有者についてその実態をみてみよう。

(1) 社寺における管理状況

指定建造物の約75%にあたる1,881棟は797か所の社寺によって所有され、また、指定美術工芸品の約62%にあたる5,168件は1,828か所の社寺によって所有されており、これらの管理はほとんどがそれらの社寺自体によってなされている。

建造物についてみると、その所在地に所有者または管理者が常住しているところは全体の82%であり、他の18%は無住または管理者が遠く離れたところに居住していて平常の管理が十分に行なえない状況にある。美術工芸品については、社寺が所有するもののうち約60%は国立博物館および国庫補助によって建設された収蔵庫等に保管され、一応安全な状態におかれているが、他の40%については、建造物の場合と同じく中には全く

無住のもの、管理者はいても離れて住んでいるもの、山中に独立して所在し盗難や山火事の憂慮されるもの、市街地にあつて類焼の危険のあるもの、観光客が多く看視や案内方法の改善を必要とするものなどがあり、全般的にみて必ずしも安心できない状態のものが多い。いずれにしても社寺は一般に開放的で、人の出入りが比較的自由であり、また敷地が広大で管理がゆきとどかないため事故をおこしやすく、火災に対しても盗難に対しても防御力が弱く不安が多い。

しかし、近年、社寺においても地元近隣の協力を得、あるいは消防署や警察署の定期的な指導を受けて防災対策の確立を期しているところもあり、また府県によっては独自に文化財パトロールをおいて管理指導にあたるものもあり、文化財管理に対する改善がなされてきている。

(2) 個人所有者の管理状況

国宝、重要文化財の個人所有者は昭和45年8月31日現在約720名で、そのうち120名は民家等の建造物の所有者で、その保存管理上特殊な問題をかかえているが、ここでは美術工芸品について述べることにする。

美術工芸品の個人所有者は約600名で、所有物件数は1,607件を数えるが、その約10%は国立博物館その他公共博物館、美術館等に寄託され、他はそれぞれ所有者の住宅内の金庫あるいは別棟の土蔵、さらには銀行、信託会社の金庫等に保管するものが大部分である。これら個人所有者は、概して経済力に恵まれていることもあって、防火、防犯についてもそれぞれ独自の対策を講じており、事故発生率もきわめて低い。総じて個人財産としての意識が高いため、防災面はもとより、破損、虫害等に対する平常の注意もゆきとどいており、この点社寺所有の文化財管理とはかなりの差異がある。

ただ個人所有文化財については、売買等による譲渡、相続等により所有

者の変更される事例がきわめて多く、昭和40年5月から昭和45年4月に至る5か年間に、国に対する売り渡しの申し出や所有者変更の届け出がなされたものは408件（所有者数で259名）である。しかし、このほか相続あるいは譲渡により所有者が変更されながら届け出がなされていないものなどもあるとみられるので、所有者の自覚が望まれる。

3. 防 災

国は、所有者または管理団体に補助金を交付して各種の防火施設、保存施設、収蔵庫等を設置するとともに、随時パトロールを行なって防災管理上適切な指導、助言につとめるほか、各地区ごとに「文化財管理研究協議会」を開催し、「文化財防火、防犯の手引き」を作成配布し、あるいは全国的に文化財防火デー（毎年1月26日）を実施して、平素の心構えを喚起するなど、文化財防災対策の万全を期しているが、最近では盗難等に計画的な犯行がふえてきているので、防犯設備の研究の必要にもせまられている。

(1) 建造物の防災

わが国の文化財建造物はほとんどが木造建築であり、火災に対しては最も警戒を要する。そこで指定建造物については国庫補助により、火災報知機、消火栓、ドレンジャー、貯水槽、消防ポンプ、防火壁、避雷針等の各種防火施設の設置を計画的に推進しており、昭和45年3月31日現在、石造物等を除いた防災施設を必要とする900か所のうち総合的な防災施設を設置したところは234か所、26%、部分的な防災施設を設置したところは382か所、42%、まったく未設置のところは284か所、32%である。未設置か所と部分的にしか設置していないところを合わせた666か所のうちおよそ80%については今後総合的な防災施設を整備する必要がある。

指定建造物に対しては、消防法施行令に基づいて昭和44年9月30日

を期限として自動火災報知設備の義務設置が規定されたので、昭和44年度をピークに鋭意実施の推進をはかり、おおむね設置を完了した。

(2) 美術工芸品の防災

美術工芸品の防災施設は、建造物に対するそれと同様に火災の防御が中心をなすが、特に美術工芸品の場合は温湿度等の気象条件の適否の問題があり、空気汚染による公害や虫、かび等の害、盗難の危険等があるため、保存上安全が期待できる保存施設の設置を原則とし、特殊な場合に限り現在置かれている建物に防災施設を施すこととしている。防災施設を必要とするところは、比較的問題の少ない国および個人を除く社寺、法人および地方公共団体等1,879か所、補助の対象となる物件は6,193件であるが、このうち34%強にあたる2,124件にはすでに耐震、耐火造で換気装置を備えた収蔵庫、保存庫、金庫等の保存施設または防災施設を施しており、これに指定建造物の防災施設により保護されているものを加えると58%、3,592件の指定物件が何らかの形で守られていることになる。しかし防災施設のうちには火災報知機だけという不完全なものもあり、建造物防災では火災に主眼が置かれているので美術工芸品の保存のためにはなおいっそうの施設をすることが必要である。

国および個人所有の美術工芸品は2,226件（指定物件の26.4%）あるが、国有のものは国立博物館を中心として十分安全に保存され、個人所有の物件も博物館や銀行の金庫、あるいは個人の蔵で安全に保存管理されているものが多い。

第2節 有形文化財の修理

1. 建造物の修理

(1) 修理の実施

建造物では明治30年古社寺保存法の施行以来昭和45年3月に至る74年間に、延べ2,400棟をこえる修理を国庫補助事業として実施してきた。そのうち、解体もしくは半解体等根本的な修理を施したものは1,383棟、屋根替え、塗装替え等の維持修理を施したものは1,046棟である。

最近5か年間の実績は、年間平均根本修理が約30棟、屋根替え等の維持修理が約40棟、計70棟程度で、このほか所有者による小規模な自費修理が毎年20棟程度行なわれている。

修理の対象は、現在指定されている2,502棟のうち、石造もしくは銅造のものを除く2,250棟であり、このうち今後解体修理を要するものは、現在までに根本修理を終わっている1,383棟を差し引いた867棟である。これを最近5か年の修理実績である年間平均約30棟の割合で修理していくとすれば、全体の修理を完了するにはなお30年を要することになる。しかし実際は、今後既修理物件から再修理を要するものがでてきたり、あるいは逐年の新指定によって修理対象が増加していくことなどを考慮すると、それ以上の期間を要することになる。しかも、これらの要修理物件は今後30年も放置できるようなものは皆無といってよいので、将来ともできるだけすみやかにこれらの工事を消化する必要がある。

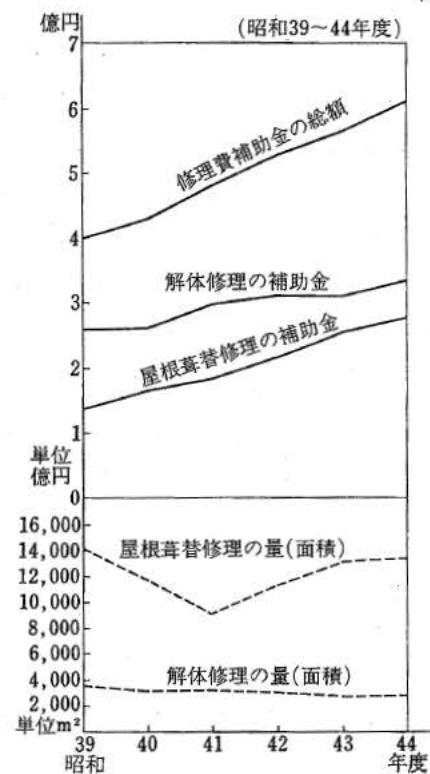
次に、維持修理のうち、屋根替え工事についていえば、これは、かや、ひわだ、銅板、本がわら等のふき材の種類によって30年ないし50年周期で常にふき替えを施さなければならない。現在の指定棟数についてこのふき替え周期を適用すれば、年間平均約56棟がその目標となる。また、

漆、丹等の塗装についても、本来装飾的な意味とともに木材表面の風化を防ぐ役割をもっているものであるから、常にその補修を考えていかなければならない。

補助金の実績とそれによる修理量とをグラフに示すと、第1図のように修理補助金の額は昭和44年度では6億円を超えているが、近年は屋根替え等の維持的修理の増大や工事費の高騰により、解体、半解体等の根本修理は漸次翌年に継続延引される傾向にあり、その修理面積も年々減少しつつ

第1図 建造物修理における補助金の実績と修理量

(昭和39~44年度)



ある。このため、さきの根本修理完了所要期間の30年は大幅に延びて50年をこえることとなり、根本修理と維持修理の適切なバランスによって建造物修理を進めていくためには、相当大幅な補助金の増額が望まれる。

修理はその所有者または管理団体が行なうのが原則となっているが、建造物修理は一般建築費に比べて使用材料の限定と工法の特異性からその単価がかなり高くなり、多額の修理費を要することから大半が高率の国庫補助事業として行なわれている。修理に当たっては学術的な調査研究と専門的な知識技術を要することなどから、建造物修理の専門技術者が修理工事に当たっている。京都、奈良、滋賀の3府県においては管内に指定建造物が多く、毎年ほぼ一定した受託工事量があるので、府県が工事を受託して府県の職員である専門技術者が設計管理および施工指導を行なっている。

修理工事にあたっては、解体の際の調査に基づき、必要な復原仕様の変更等の現状変更が行なわれる。近年の特色としては、建造物の一部で美術工芸的手法になる細部を模造品に取り替え、実物は別途保存する傾向がみられる。平等院鳳凰堂の屋根上の青銅製鳳凰を近年の空気汚染による腐食の進行のため模造品に取り替え、また同じく扉絵のはく落が著しくなったので模造の扉と替えるなどがその例である。建物全体が漆工芸品である中尊寺金色堂では、室町時代建立の覆屋（重文）を他に移し、新たに鉄筋コンクリートの恒温恒湿収蔵庫中に納めたが、これは保存措置の強化のための現状変更で、さらに徹底した措置である。

(2) 修理技術者

建造物修理の専門技術者は、現在修理を受託している京都、奈良、滋賀の府県の職員と、文化庁の推薦によりそれ以外の府県内の修理工事に当たっている者とを合わせて、第5表のとおり現在110名おり、これらの者に対しては文化庁としても毎年全国工事主任会議や修理技術研修会を開催

し、専門技術の保存と向上につとめている。

第5表 文化財建造物修理専従技術者数

(昭和45年3月31日現在)

| 区 分 | 推 薦 技術者 | 受 託 府 県 技 術 者 | | | 計 | 備 考 |
|-------------|------------|---------------|-----|-----|-----|-----------------------------------|
| | | 京 都 | 奈 良 | 滋 賀 | | |
| 工 事 監 督 | 10 | 2 | 2 | 1 | 15 | このほか川崎市立民家園、財団法人明治村に各2名の専属技術者がいる。 |
| 工 事 主 任 | 39 | 7 | 6 | 4 | 55 | |
| 工 事 主 任 補 佐 | 9 | 3 | 5 | 1 | 18 | |
| 技 術 員 | 12 | 3 | 0 | 3 | 18 | |
| 計 | 69 | 15 | 13 | 9 | 106 | |

次にこうした専門技術者の下に通称宮大工と呼ばれる熟練技能工が専従し、現在全国に約60名いる。さらに、その下には工事量に応じての大工、人夫等の技能員が作業に当たるが、これらは工事現場ごとにその付近から調達されるのがふつうである。

2. 美術工芸品の修理

(1) 修理の実施

美術工芸品の修理も明治30年古社寺保存法の施行以来毎年続けられ、昭和44年度までに3,054件の修理を実施してきた。現在、指定物件8,419件のうち、補助修理対象物件は国有および個人所有のものを除く6,111件で、現在年間修理件数は約80件であり、修理進捗率はほぼ50%である。修理済み物件でも材質的に老化しやすいもので再修理が必要に迫られているものがあること、未修理物件の中に多量の点数を一括指定しているものが多く残されていること、また、年々新指定品が増加するにしたがって修理対象物件が増大すること等により、要修理物件は漸増の傾向にあり、修理を要する年数も今後長期にわたることが考えられる。

しかし、近年は修理技術の進歩と施工技術者の充実に伴って、これまで難工事として見送られてきたものの施工が可能になり、また、多量の一括指定品の修理の促進も図られるようになったので、破損程度の著しいものから緊急性に依りて順次着工されつつある。

美術工芸品は材質、形状、技法、あるいは保存環境が個々にちがひ、破損状況も異なるので、修理施工の方法も多種多様であるが、破損の原因のおもなものは湿気によるかびと虫食いである。また、ぜい弱な材質のものが多いため老化現象が特に目立っている。しかも経年の破損に加え、すでに当初の形態に後世の修理の手が加わって伝えられているものが多い。

修理施工の第一は、破損の進行防止と補修補強で、老化した美術工芸品の寿命を延ばし、正しい姿で後世に長く伝えるための修理である。資料調査に基づく欠損部分の復元修理もあるが、これは行き過ぎることのないよう配慮されている。

美術工芸品の破損は、外見上からは判別しがたいものが多く、早期発見が必要である。近年は保存科学の発達によって伝統的修理技術に科学的方法を併用して修理技術の進歩を促した。たとえばX線透視による内部調査、合成樹脂による彩色絵の具のはく落止め、金属や石製品の接合、木材の硬化補強等に著しい効果を収めている。

(2) 修理技術者

美術工芸品の修理技術者は国宝、重要文化財に指定された物件に対する施工者であるから、特に高度の技術を要する。その上、所有者と施工者との契約による施工で、施工中は指定物件の保管の責任を負っている。このような特殊事情により、美術工芸品の修理は、特に選ばれた施工者または施工団体に対して、指定請負の形で施工がなされている。

技術者は、施工内容によって大別すると彫刻・絵画書跡および工芸考古

の3種に分けられる。彫刻部門では財団法人美術院があり、現在23名の技術者が所属し、近年は伝統技術と並行して科学的技法を用い、樹脂による彩色、漆のはく落止めや石像、金銅仏、木工品等の接着、材質補強等新分野を開拓して成果をあげている。絵画・書跡部門は表具関係のベテラン技術者6名の表具業者によって国宝修理装演師連盟が組織され、それぞれに熟練した技術者をかかえ、共同設計や分担施工を実施し、技術の交換・研究を行なっている。

美術工芸品関係の修理技術者は現在約100名で、部門別、職種別の人員構成は第6表のとおりである。数年前に比べて専任技術者の数がふえ、特に20歳～30歳代の若年層がふえていることは好ましいことである。国においても後継技術者の確保と養成のため毎年講習会を開いているが、今後はさらに伝統技術継承者とともに保存科学修理技術者の確保が要請されよう。

第6表 美術工芸品修理技術者職種別人数
(昭和45年3月31日現在)

| 区分 | 職 種 | 表 具 | 補 修 | 樹 脂 | 彫 工 | 漆 工 | 木 工 | 金 工 | 甲 冑 | 研 師 | 裁 縫 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|
| 絵 画・書 跡 | | 52 | 4 | 1 | | | | | | | | 57 |
| 彫 刻 | | | | | 9 | 5 | 3 | 1 | | | | 18 |
| 工 芸・考 古 | | | | 3 | | 5 | 3 | | 2 | 4 | 5 | 22 |
| | 計 | 52 | 4 | 4 | 9 | 10 | 6 | 1 | 2 | 4 | 5 | 97 |

(注) 彫刻部門で現在養成中の3人を除く。

第3節 有形文化財の買い上げと海外流出の防止

1. 有形文化財の買い上げ

文化財、ことに美術工芸品が、所有者の経済上、保管上その他の理由により、維持管理が困難となってその手をはなれる場合に、しかるべき所有

者の間で譲渡売買されるならば必ずしも問題はないが、とかくこれらの文化財の売買は投機的な思惑のままとされやすい。また、相続あるいは所有権をめぐる係争の対象となり、ときには担保に供されたりして、ついにはその所在が不明となり、海外流出の事態をも招きかねない。しかもその間に散逸したり、分断されたり、破壊されたりする事例もないではなく、もっとも憂慮されるところである。一方、個人等が所有するには当該物件の法量が大きすぎたり、材質がぜい弱であったりして、技術的に維持管理が困難と思われるものもある。

貴重な国民的財産であるこれらの文化財の保護を考えると、ものによっては民間にとどめることなく、どうしても国が所有すべきもの、あるいは国でなければとうてい所有しきれないものがあることも否定できない。そこで文化庁では、文化財保護法第46条により国に対して売り渡しの申し出のあったもの、その他のうち優秀なものを必要に応じ買い上げているが、昭和25年度から44年度に至る間、国が買い上げた物件は、国宝36件、重要文化財58件、重要美術品1件、その他9件、計104件にのぼっており、それらは東京、京都、奈良の3国立博物館へそれぞれ移管し、館の公開展示に活用している。

このほか建造物等についても、社寺等本来の目的に使用されているものは別として、生活様式の変遷等によりすでに所有者による維持使用が困難となっている民家や明治洋風建築あるいは武家屋敷等は、できれば公的機関等が買い上げて保存し、資料館、記念館等として活用されることが望ましい。また、近年特に消失がめだっている一般の歴史資料も公的機関等が積極的に収集、保管し、体系的に整理陳列してその活用を図るべきである。

2. 文化財の海外流出の防止

文化財の海外流出は、明治初年以來たえず問題とされてきたところである。昭和年代にはいって、吉備大臣入唐絵詞、平治物語絵詞等国宝級のものが欧米に流出するという事態が起こり、これに対処するため、昭和8年に「重要美術品等ノ保存ニ関スル法律」が制定され緊急に国宝（現在の重要文化財に相当するもの。以下「旧国宝」という。）に準ずる優品の輸出を禁ずることができるようになった。

この法律は、旧国宝以外のもので歴史上または美術上特に重要な価値があると認められる物件の海外流出を防止するため、旧国宝指定の可能性のあるものをとりあえず押えておくという、いわば仮指定的な性格をもつ法律であったが、昭和25年文化財保護法の施行とともに廃止された。しかし、この法律で認定された重要美術品の中には当然重要文化財に指定すべきものが含まれているので、法律は廃止されたが、すでに認定された約8,000件の重要美術品については輸出禁止の措置が継続してとられ、その後逐次整理をすすめ、そのうちの約1,100件が重要文化財に指定されたが、現在なお6,894件が重要美術品として認定されている。

近年、諸外国において日本美術に対する関心が高まるにつれて美術品の輸出もその数を増し、貴重な文化財の流失の危機がふたたび叫ばれるようになった。

現在、国宝、重要文化財および重要美術品の輸出は禁止されているが、それ以外の古美術品の輸出にあたっては、文化庁（関西方面では京都国立博物館）が輸出鑑査証明を交付し、指定・認定外物件であるという証明のもとに輸出が行なわれている。しかし、輸出鑑査証明は申請に基づいてなされるもので、申請なしに行なわれる輸出に関しては適確な規制の方法とはなりえない。最近5か年間における古美術品の輸出鑑査証明にもとづいて輸出された美術品の点数は第7表のとおりである。

第7表 輸出鑑査による美術工芸品等輸出品数

(昭和40~44年度)

| 種別 年度 | 絵画 | 彫刻 | 工芸 | 書跡 | 考古 | 建造物 | 計 |
|----------|-------|-----|--------|-----|-----|-----|--------|
| 昭和40年度 | 2,413 | 483 | 9,829 | 359 | 136 | 76 | 13,296 |
| 41 " | 2,678 | 376 | 11,353 | 88 | 101 | 23 | 14,619 |
| 42 " | 2,089 | 497 | 9,114 | 354 | 60 | 66 | 12,180 |
| 43 " | 2,025 | 654 | 15,252 | 51 | 205 | 38 | 18,225 |
| 44 " | 2,288 | 357 | 10,983 | 53 | 172 | 14 | 13,867 |

第4節 民俗資料の保存

1. 民俗資料の指定・選択

昭和29年の文化財保護法の一部改正によって民俗資料の保護が推進されてから、すでに15年を経過し、民俗資料保護の体制が順次確立され、また一般の認識もしだいに高まりつつあることは喜ばしいが、まだ他の分野と比較すると、民俗資料の保護はなお立ち遅れの感が深い。

民俗資料は、物、心両面にわたるわが国固有の国民生活文化の推移を知り、よき伝統を後世に伝えていくうえに欠くことのできないもので、またわれわれひとりひとりの日常生活にもっとも密着した文化財であるが、それが日常茶飯事に属するしきたりや実用生活道具の類であるため、その伝承者、所有者自体が文化財であるという自覚を持たない場合が多く、また、生産技術、生活様式の急変に伴って廃棄され、あるいは水没、干拓、開発等によって根こそぎ失われる事例が増している。埋蔵文化財、遺跡等の場合は、文化財損壊という現実に見えて直面するので工事停止、発掘調査、遺跡保存等の法的措置が取られ、保護が加えられるが、民俗資料の場合は、破壊が目に見える現実として感知されないままに、貴重な資料が闇から闇に葬られている。これに対処するものとして、国は次のよう

な保護の措置を講じている。

(1) 有形の民俗資料

有形の民俗資料は、風俗慣習に用いられる衣服、器具その他の物件であるが、そのうち特に重要なものは重要民俗資料に指定して保護を図っている。現在、重要民俗資料に指定しているものは第8表に示すとおり79件であり、その過半数はコレクションである。

第8表 重要民俗資料種別指定件数

(昭和45年8月31日現在)

| 種 類 | 指 定 | コレクション 指 定 | 個体指定 | 計 |
|----------------------|-----|---------------|------|-----|
| 衣食住のための生活用具 | | 14件 | 1件 | 15件 |
| 生産・生業に用いられるもの | | 18 | 11 | 29 |
| 交通・通信・運輸に用いられるもの | | 4 | 2 | 6 |
| 社会生活に用いられるもの | | 0 | 1 | 1 |
| 信仰に用いられるもの | | 10 | 9 | 19 |
| 暦・医療等民俗知識に関して用いられるもの | | 0 | 5 | 5 |
| 芸術・娯楽・遊戯に用いられるもの | | 1 | 3 | 4 |
| 計 | | 47 | 32 | 79 |

有形の民俗資料は飲食器、仕事着、農具、漁具その他の実用道具類が多く、これらは美術工芸品などとは異なり、他に比類のない1点限りの芸術品ではなく、一定の地域内には普遍的に分布する生活用具であるので、そのうちの1点だけを取り上げて個体として指定するだけの価値をもたない場合が多い。しかし、それが有機的、体系的なコレクションとしてまとめられると、歴史的変遷、時代的特色、地域的特色、生活階層的特色、職能の様相等を如実に示す新たな包括的意義が生じ、国民生活の推移を示す貴重な資料として価値を生じるものである。

(2) 無形の民俗資料

無形の民俗資料は、衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習

であるが、そのうち特に必要のあるものを選択して記録を作成し、保存し、公開するなどの保護が講ぜられることになっている。

現在までに選択した無形の民俗資料は第9表のとおりであり、これらについては文書、写真、映画、録音等により記録を作成し、順次印刷物にして刊行している。

第9表 選択した無形の民俗資料種別件数
(昭和45年8月31日現在)

| 種 類 | 選 択 | 種 目 数 | 件 数 | 種 目 の 例 |
|-------------------|-----|-------|-----|--------------------|
| 衣食住に関するもの | 7 | 7 | 7 | アイヌの建築技術および儀礼 |
| 生産・生業に関するもの | 9 | 30 | 30 | 田植に関する習俗 |
| 交通・運輸・通信に関するもの | 2 | 2 | 2 | 背負い運搬習俗 |
| 交易に関するもの | 1 | 1 | 1 | 中馬制 |
| 社会生活に関するもの | 1 | 10 | 10 | 年齢階梯制 |
| 口頭伝承に関するもの | 1 | 1 | 1 | アイヌのユーカラ |
| 信仰に関するもの | 10 | 11 | 11 | 博多山笠行事 |
| 民俗芸能・娯楽・遊戯等に関するもの | 1 | 1 | 1 | 上三原田の歌舞伎舞台の装置および操作 |
| 年中行事に関するもの | 1 | 11 | 11 | 正月行事 |
| 計 | 33 | 74 | 74 | |

2. 民俗資料の調査・保存

民俗資料は調査・収集という作業が加えられて、はじめてそれが存在していたことが明らかになり、保護の手をさしのべることができる。したがって、全国各地で強力かつ広範な民俗資料の調査と収集保護の施策を進められることが必要である。

(1) 調 査

民俗資料の調査収集を促進する方策として、また残存状況を把握するに足る基礎的な全国調査の資料も整っていない状況に対処するために、昭和37年度から3か年にわたり、各都道府県に対し、補助事業として民俗資料

緊急調査を実施してきた。この調査は全国的な民俗資料の一せいで調査として、わが国ではじめての大規模なもので、その成果はきわめて有意義であり、同時に各地における民俗資料保護意識を高める上に大いに力となった。

昭和40年度からは、特別地区民俗資料緊急調査として、ダム水没、集団離村、干拓、開発、山村振興法による指定等のため、特に緊急を要し、かつ必要と認められる地域について細密調査を実施しているが、この調査には年ごとに地元からの要望がふえ、今後ますます増強される趨勢にある。

(2) 「日本民俗地図」の刊行

昭和37年度から3か年にわたる全国各都道府県ごとの民俗資料緊急調査の資料にもとづき、昭和44年度から4か年計画で「日本民俗地図」(全4集予定)を刊行中である。これは年中行事、社会生活、信仰、衣食住、生業その他の民俗資料の所在状況を分布地図によって一目りょう然たらしめるものである。民俗資料の調査収集に便益するものであるので、これを活用していっそう保護を推進することが望まれる。

(3) 保存施設

重要民俗資料のうち、コレクションや祭り屋台・山車などについては、これを収蔵、保存する施設が必要であるので、逐次整備をすすめているが、現在までに完工済みのものは、広島県芸北町の樽床・八幡山村生活用具収蔵庫など17件である。保存施設としては収蔵庫のほか標識、説明板、境界標、自動警火装置等の設備を順次整備している。地方公共団体の資金難等のため、収蔵庫の建設が遅延しているものも一、二にとどまらないので、今後これらについての強力な推進が必要である。

(4) 修 理

現在までに重要民俗資料として指定された有形の民俗資料について修理

を実施してきたものは、祇園祭山鉾等 16 件である。これまでの修理は主として構築物、建築物、祭り屋台・山車の類が多いが、コレクションとして指定されている一般の生活用具類の材質は、木、竹、わら、紙、繊維、毛皮等が多く、長期間にわたる保存が憂慮されるものが多い。これらについては、防虫、防湿、防腐等の面からの科学的修理、保存方法の研究が要請されている。一部のものについての研究は進められているが、今後の課題として民俗資料全般にわたっての修理、保存法の研究が必要である。

第5節 文化財の保存および調査のための科学研究

文化財の保存と修復のための科学研究は、美術品の保存と修復のための必要が生んだ科学の領域であるが、現在は美術品に限らず建造物、遺跡、出土品等の分野に広く応用されている。この文化財の保存科学は、基礎科学である化学、生物学、物理学の範囲にわたり、また応用科学、工学の一部にも関連している。ことに修理を対象とするときは、修理技術と密接な関係におかれる。

文化財の保存科学の研究は、文化財の保存環境、構造および材質の三つの分野に分けられる。保存環境の研究は、光線、温湿度、空気汚染、かび、虫害等を対象とし、構造の研究は各種の特殊撮影を用いて大は建築から小は工芸品に及ぶ。また材質の研究は、顔料の科学的分析から始まり、最近では微量分析から非破壊分析の方向に研究が進められている。なお、これらの研究は、主として東京国立文化財研究所を中心として行なわれている。

(1) X線γ線透視撮影による構造材質検査

目的は主として構造と材質の検査であって、文化財の調査に客観的の資料を提供するとともに、修理のための基礎資料となる。研究の対象はこれ

まで伝世の仏像、刀剣、工芸品、絵画（油絵も含む）等が多かったが、最近では発掘品がしだいに多くなり、また軟X線関係では建造物の一部をなす彩色板壁などの構造を修理との関連で調べたということも行なわれてきている。発掘品の場合は、材質劣化は表面のみにとどまらず、かなり内部まで食い入っており、このようなとき透視はきわめて有効な手段であり、内部構造はもちろん、侵食の度合いも解明できることが多い。

(2) 化学分析による材質検査

文化財の材質調査は非破壊的方法によるのが原則であるので、広範囲の対象のうち、金属、顔料などの無機系のものに対しては、けい光X線分析、X線回折分析を利用し、X線回折分析は石材の崩壊、さびの究明など材質変質、劣化現象の究明にも利用している。

また、材質の有機系のものに関しては、赤外および紫外吸収分析、ガスクロマトグラフィー、CHN分析計などによって、動植物染料、漆などの塗料その他の材質に関する基礎的な知見を得、それらのデータの蓄積につとめている。

管理、修理に当たっても、外観、強度の補修、補強だけでなく、変質、劣化現象の原因、過程を究明して、根本的な保存対策を立てる方向に向かっている。

(3) 合成樹脂による補強修理

合成樹脂による文化財の保存処置は、最近の10年間に次々と新製品が開発され、性能も向上し、その結果昔ならば不可能と思われた修理も合成樹脂の利用により可能となった。顔料のはく落どめ、腐朽・虫蝕で極度にぜい弱化した木彫や石造品等の強化、木製品等の空洞や欠失部分の補てんなど、合成樹脂による保存技術の開拓はめざましいものがある。また、考古学上の発掘品のうち鉄製品の保存については遺物をパルプ等で包装してか

らアクリル樹脂溶液を減圧含浸することで、表面に樹脂光沢を残さず強化する方法も開発された。水づけの出土木製品に対してはPEG法が次第に普及し、さらに凍結真空乾燥法の研究も進行している。考古学的遺跡の保存に関しては、貝づか断面の樹脂による固定措置などが一応成功しているが、住居跡の固定強化等今後の課題も多い。

(4) 防腐・防黴・防殺虫・防錆措置

木材の防腐処置としては、法隆寺の修理工事以来PCPがもっぱら用いられている。防黴剤も水銀剤や錫系の防黴剤が開発されている。最近では黴や菌の繁殖しない環境の確保から、これらを除去した環境の造成にまで発展してきている。

また、木製品、文書類、染織品等の殺虫は、同時に殺菌もかねて、メチルブロマイドのくん蒸によって行なわれている。防虫については、温湿度等の保存環境の調整によるのが最も望ましいが、一応パラジクロールベンゾール等の使用で効果をあげている。発掘品等でさびのおそれのあるものは、アクリル系合成樹脂の減圧含浸等を行なって崩壊を防止し、また鉄製品等の保存には気相防錆剤を用いてしばしば効果をあげている。

(5) 空気汚染による影響

年々増大する空気汚染による文化財への影響を調査研究するため、現在、東京国立博物館周辺など全国6か所においてアルカリろ紙法による硫酸化物、酸化窒素、塩素イオンの汚染度の測定と、銀、銅薄板による腐食度の測定を行なっているが、汚染度に関しては、最近では横ばい程度で特に著しい変化は認められない。しかし、屋外露出の銅像、建造物の屋根、飾り金具、とうろう、銅鐘などは腐食が促進していると考えられるので、早急に対策をたてる必要がある。

(6) 温湿度調整等

文化財を収める鉄筋コンクリート構造の収蔵庫は適当な温湿度を保つことがむずかしく、文化財の保存上注意を要する点が多いので温湿度調整の研究をすすめているが、問題の解決にはなお今後につまづきが多い。また、収蔵庫内の空気汚染についても調査を行なっているが、さらに研究をすすめる必要がある。陳列品の照明による影響についてはある程度の結果が出ているので、照明光源の選択や撮影の際の照明に一定の基準を示し、照度や熱度による文化財への悪影響の防止を図っている。

第6節 当面する問題

1. 修理防災事業の推進

国宝、重要文化財の修理を実施するためには、高度の知識と経験を有する専門技術者をはじめ、技能者としての大工、左官等が必要であるが、第2節にのべたとおりこれらの修理技術者等の絶対数が少なく、工事の遂行を制約しているため、その養成確保が大きな問題となっている。また、修理のために必要な材料については、たとえば建造物については木材、かや、ひわだ、本がわら等、美術工芸品についてはこうぞ、がんび紙、漆等のような特殊な材料あるいは伝統工芸的な手工業品がぜひ必要であるが、これらの材料の調達は年とともに困難になってきている。

年々国宝、重要文化財の指定が増加するに伴って修理対象物件も増加し、また、すでに修理を施したものの中には長い年月の経過によって再修理を必要とするものも現われるなどのため、文化財を将来にわたって永久に伝えていくためには、毎年一定量の修理を継続的かつ周期的に実施していかなければならない。この場合、修理技術者と補修のための材料の確保が最も大きな問題であり、そのための施策を今後はさらに重点的、継続的

に推進していく必要がある。そして、これらの施策をもとにして、長期的な修理計画を樹立し、予算の大幅な増額と相まって、修理事業を計画的に推進する必要がある。

修理事業と並んで、防災対策にも大きな配慮が払われなければならない。建造物に対する各種防火施設、美術工芸品に対する収蔵庫その他の保存施設の設置等、防災施設の整備を必要とするところはまだ相当数あるほか、地震、台風等の災害による被害も少なからずあり、これらに対する防災事業および災害復旧事業は緊急を要する問題である。このほか、近年白アリが本州南方から北方に広がりつつあり、その被害も顕著になってきているので、これに対する対策の必要にもせまられている。

また、指定建造物周辺環境の保全ならびに整備を図るため、一定範囲に火気使用禁止区域や屋外広告物禁止区域を設置するなどの措置を促進する必要があるが、特に人家密集地においては、指定建造物周辺の人家を移転して火除地を設定する等の措置を今後積極的に推進する必要がある。また、観光客の多い社寺等では、観光客による落書き、き損等の被害も少なからずあり、一方、山中の無住の社寺等では防災管理上きわめて憂慮すべき問題があるので、これらを含めて有形文化財全般についての管理体制の整備と防災事業の充実が今日における最も重要な課題の一つとなっている。

2. 修理技術者の養成確保と技術の向上

建造物修理の専門技術者は、京都、奈良、滋賀の3府県を除き、個々の事業のつどそれぞれ異なった事業実施者と雇用関係を結んで修理事業に従事している。このため身分が不安定で、修理技術者の確保と後継者の養成に大きな障害となっている。そこで、これらの専門技術者を結集し、すべ

ての国宝、重要文化財建造物修理の設計を受託し、そこから技術者を派遣し、また後継者の養成をも行なう組織の早急な確立が強く望まれている。

その他の技能者については専従宮大工は奈良県の7名を除き全員が日々雇用であって、その給与は世間一般より低いこと、工事現場を転々と移動することなどから、減少と高齢化の道をたどりつつあり、その対策が急務となっている。また、技能者については、屋根工事、塗装工事、飾り工事等は全国に各数軒の請負業者があつてそれぞれ組合を組織し、相互の技術の向上と交換をはかっているが、いずれも家族的経営による小企業でやはり技能者の確保に問題がある。近年では茅ぶきやひわだぶきなど手仕事の比重が大きいものは工事費が著しく高騰し、こうした日本の風土に根ざした伝統的形式も、国からの補助金を期待できる指定建造物以外は漸次減少する傾向にあるだけに、文化財修理を中軸とした伝統的技術の保存対策が早急にたてられる必要がある。

また、美術工芸品の修理技術者にもその道に通曉し、信頼のおけるすぐれた技術者がいるが、国宝、重要文化財等の美術工芸品を安全に保管して修理を行ない、伝統修理技術の共同研究を行なうとともに、組織的に後継者の養成を行なうための施設の設置が望まれる。

一方、これら伝統技術者と並んで、近代科学技術の応用分野が急速に開けつつある現在、文化財の保存について専門的に研究を行なっている科学技術者の協力の必要も今日の常識となっている。現在、文化財の保存のための科学研究は東京国立文化財研究所を中心に行なわれているが、これらの機能を総合的に満たし、専門技術者の養成確保と、個々の工事の技術的指導ならびに修理技術の継続的研究を積極的に進めるためには、文化財修理センターとしての整備充実が望まれる。これは、現在ユネスコの協力機関としてローマに設置され、日本もこれに加入している「文化財の保存

および修復の研究のための国際センター」と協力し、日本の文化財はもちろんのこと、広く東洋文化財の保存修理に貢献する体制を確立する必要がある。

3. 民家の指定と保存管理上の問題

民家の指定は、早くから部分的に行なわれてきたが、近年各地における古い伝統的な民家が加速度的に取りこわされる傾向が強まったので、昭和41年度から毎年度5県を対象に民家緊急調査を国庫補助事業としておこなっている。この調査に基づいて全国的視野から指定をすすめてつあり、昭和44年度までに116件、202棟を指定している。今後数年はこの傾向がつづくものと思われる。また最近の指定にあつては、主屋のみならず付属建物を含め、屋敷構えとしての景観の保存をはかっている。

ところで、重要文化財に指定された民家は元来個人所有のものであり、現在も現実にもその中で生活が営まれているものが多く、当然、建て替えあるいは改修が問題になってくる。また、現状変更等の規制や公開によるプライバシーの保持の問題から所有者に不便をしいる事態が出てきている。とくに解体あるいは半解体修理の機会に、これらの家屋が復原されるような場合は生活に著しく不適となる。この点を解決するためには別棟の居住空間を設ける等の措置が必要である。また、所有者の経済状況その他により維持管理が困難になったものは、最近国庫補助により買上げが行なわれた新潟県の大庄屋住宅笹川家の例にみるように、地方公共団体等が買上げて保存を図る必要がさらに増大するものと思われる。なお、これらのものを系統的に集めて保存、活用を図るため、民家園、民家博物館等のいっそうの整備が望まれる。

4. 集落・町並みの保存

従来民家の文化財建造物としての評価は、個々の建築または主屋、付属屋を含めた一つの屋敷構えについてなされてきた。

しかし、宿場や城下町などでは民家はそれぞれの環境の中で一定の秩序に従って配置されたもので、相互関係なしに単独に存在することはむしろ少ないとみられる。これらの建築の集団は歴史的景観を形づくっているだけでなく、建築としての視点からみても個々のものとは別の文化財的価値が認められる。たとえば、木曾妻籠、萩、飛騨高山、倉敷、京都などの町並みの中には、道路に面した軒の高さ、屋根の形、格子や窓、出入り口の作り方などは建築群としての計画性、統一性があり、また地方的、時代的な特色もあって意匠上みるべきものが多い。これは単に町並みに限らず、農漁村の集落などにも同様のことが考えられ、民家相互の配置に有機的な関連があつて一つのまとまりをなし、一般庶民の歴史的な生活環境の実態を知る資料としてのみならず、景観的にも美しい文化財的環境をみることができる。

しかし従来の文化財建造物の保護は、主として単体保護であり、集団または地域ぐるみの建築群の保護には調査が及んでいない。したがって、集落、町並みのうち文化財として価値の高いものについて調査し、その具体的な保護の措置を早急に考慮する必要がある。その際参考になるのは現在フランス政府がその保存修復事業を実施中のパリのマレー街であろう。

5. 明治以降の建築および美術の調査・指定の促進

明治建築のうち特に問題になるのは洋風建築である。これらの洋風建築で現存するものは全国で1,200棟を越すが、最近の急激な近代化と市街地再開発によって急激に改築、取りこわしの傾向が進行している。こうした

取りこわしに対処して、そのうち重要なものは指定し保存するために努力しており、昭和44年度までに開智学校（松本市）、グラバー邸（長崎市）、旧北海道庁庁舎（札幌市）など計45件、61棟を指定した。しかし主として保存管理対策の困難に直面してその指定現況は必ずしも十分とはいいがたく、今後にまつところが多い。

洋風建築の指定にあたっては、その全体のすべてをそのまま保存することが困難な場合には、外観と内部の重要部分のみを保護対象とする指定方法もとりつつある。なお、大正時代の建築も数少なくなりつつあり、これらの指定保存も今後の課題として残っている。

一方、明治百年を迎えた今日、明治以降の美術工芸品の評価もしだいに定着し、かたわらこれら近代美術の散逸、損傷が予想外に早く、また海外流出のおそれもある実情にかんがみ、明治時代以降の美術工芸品の基礎調査と、これにもとづく指定、保護の対策が必要である。

昭和44年度までに日本画では横山大観筆「生々流転」、油絵では黒田清輝筆「舞妓」、彫刻では萩原守衛作「女」など計16件を重要文化財に指定し、ひきつづきこの分野の大正期までの主要作家の代表的作品について調査をすすめているが、今後は工芸品の分野にも調査をひろげる必要がある。

6. 歴史資料、民俗資料等の保存の促進

美術工芸品の指定は、従来中世以前の文化財や芸術的価値の高いものに重点がおかれていたが、今後は資料として価値の高いもの、ことに中・近世資料等の調査、指定を促進する必要がある。これら歴史的価値の高い遺品が近時急速に失われつつある現状からみて、これらの歴史資料の保存対策は今日の急務であり、時期を遅らせれば散逸の危険は日を追って増大するばかりである。文化庁では、昭和40年度以来歴史資料保存調査を実施

し、三島水軍、本居宣長、三浦梅園関係資料等のうち主要なものを指定するなど歴史資料の保存に目を向けてきたが、むしろ問題は今後に残されている。

また、歴史資料と並んで、近年特に散逸のはなはだしいのが民俗資料である。民俗資料は歴史資料と同じように芸術的価値とは別の価値体系に属し、一点一点では特別の価値をもたないものが多く、しかも、全国に普遍的に分布するものであるだけに、歴史資料よりもさらに一般的、日常的なものである。近年、これらが産業の近代化や生活様式の改変に伴って急激に失われているので、その保存対策は急を要する。

このため、中央に国立歴史民俗博物館の建設を構想し、鋭意その準備をすすめているが、これは歴史資料等の保存、活用のためにも重要な役割りを果たすであろう。また、各地方における地方民俗資料館も同様の役割りを期待することができるであろう。

7. 美術工芸品等の海外流出の防止

近年、日本の伝統文化が国際的に認識され、また日本の古美術品等の商品価値が高まるにつれて、国宝や重要文化財以外の未指定文化財の海外流出がとみに多くなっている。輸出される多くの美術品の中には、未調査のため指定にいたっていない優品が含まれていないとはいいがたいし、また近年評価の高まってきた文人画や中国の明清絵画、あるいは従来の指定のわくにはまらなかった一部の歴史資料、考古資料、民俗資料等が輸出申請される例もふえてきている。さらに輸出件数の最も多い工芸品の中では1点1点では指定の対象になりにくい印箋、根付等があり、これらがかつての浮世絵のように、大量に海外に流出していることも見のがせない。

これらのうち特にすぐれたものに対しては、輸出が申請される段階で、

緊急に指定ないし国等で買い上げる措置を講じているが、指定にはかなりの期間が必要であり、また買い上げには予算上の制約があって、万全とはいえないので、早急に具体的対策が必要とされる。そのためにはこの種の文化財の実態をすみやかに把握し、指定すべきものは指定して保存の措置を講じなければならない。また必要に応じて国や公的機関で買い上げることを考慮しなければならないであろう。現在、文人画や近代美術の特別調査を実施しているが、今後は他の分野についても同様の調査を行なう必要がある。このほかさらに、法的措置の検討も必要であろう。

第3章 記念物および埋蔵文化財の保存

第1節 史跡

1. 指 定

史跡として指定されているものの件数は、昭和45年8月31日現在において、特別史跡45、史跡763を数え、これに名勝・天然記念物と重複して指定されているもの54を加えると、総数は、特別史跡52、史跡810となる。これを内容的にみると、件数の多いものは、貝塚29、住居跡38、古墳221、寺跡または旧境内138、城跡113、墳墓50、旧宅26、園池43等である。

最近5年間の指定（内定を含む。）は119件で、毎年相当数を指定しているが、これは最近における文化財保護思想、ことに屋外に存在するモニュメントとしての史跡の重要性に関する認識の普及と同時に、開発の急速な進展による史跡の破壊という危機的な客観情勢にもよるところが多い。

これら最近の指定を通じて認められる傾向は、第一に史跡指定範囲の拡大の傾向である。この期間に、平城宮跡（約12.4ヘクタール）、大宰府跡（約110ヘクタール）の追加指定が行なわれ、藤原宮跡、難波宮跡の追加指定問題、飛鳥地域の保存問題が焦眉の急となっているのもそれを示している。新指定物件も大安寺旧境内（奈良）等の社寺旧境内の指定に見られるごとく、史跡の性格上必要な範囲を一体的に取り入れようとする姿勢がみとめられる。

第二に、産業交通土木に関する遺跡、すなわち社会経済史関係の史跡の積極的指定である。小菅修船場（長崎）等の産業遺跡、神子元島燈台（静

岡)等の交通遺跡,萩城城下町(山口)等の生活集落遺跡等が相当に取り上げられた。しかし,この種のものの指定はなお今後につま面が多い。

第三に,上記の産業交通土木に関する遺跡の指定と表裏をなすが,近代(江戸時代)・近代(明治時代)の史跡指定の増加である。とくに,近代の遺跡として,開拓使札幌本庁北海道庁本庁舎(北海道),中込学校(長野),見付学校(静岡)等のほか,上記の小菅修船場,神子元島燈台等が取り上げられたのは大きな特色である。

第四に,社寺跡ではなく,現に宗教活動を行なっている社寺の境内についても,聖福寺(福岡),鶴岡八幡宮境内(神奈川)等があるが,これは開発から守るために指定に保護する必要がでてきたことによる。

なお,緊急を要するものについては,都道府県の教育委員会が2年の期間を限って仮指定することができる。昭和40年以後5年間に史跡の仮指定を行なったものは13件で,このうち国指定になったものは5件である。

2. 保存管理

史跡の管理は所有者によるもののほか,地方公共団体・法人を管理団体に指定して行なっている。管理は指定地域の範囲,すなわち地番・地積・地目・所有者等を把握して行なわれ,保存施設としての標識・説明板・境界標の設置および指定地の保護看守,すなわち除草,清掃,見回り等を行なう必要がある。このうち保存施設は国庫補助を行なっているが,保護看守については,指定地が国有地である場合を除いて,国庫補助の対象となっていない。

管理に関連して現在もっとも問題となるのは現状変更に対する規制措置である。指定地の現状を変更し,またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは,国の許可を必要とするが,小規模な修理等は「維持の

措置」として扱い,一定範囲内の軽微な行為については,都道府県の権限委任で処理することとなっている。

最近,5年間の現状変更申請数は第10表のとおりで年ごとに増加の傾向があり,内容としては,住宅新築・改築・増築・道路工事等で大部分が占められている。このうち,毎年不許可の方向で指導しているのは,40件ほどにのぼっている。また,無許可で現状変更を行なうもの十数件発生しているが,これに対しては,工事の中止,原状回復の指示等を行なっている。最近の事例として,秋田城跡(秋田県),山寺(山形県),武蔵国分寺跡(東京),姫路城跡(兵庫県),飛鳥寺跡(奈良県),丸亀城跡(香川県),浦山古墳(福岡県),原城跡(長崎県)などがある。

第10表 史跡の現状変更許可申請件数(昭和40~44年度)

| 年 度 | 40年 | 41年 | 42年 | 43年 | 44年 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 申 請 件 数 | 293 | 556 | 572 | 600 | 627 |

また,城跡等の石がきの修理,旧宅等の建物の修理等,保存の要件となる物件のき損を復旧し,必要の場合は物件を積極的に保存する事業は,所有者または管理団体が行なうが,一般に国庫補助を交付している。毎年相当の額を必要とするものは,城跡等の石がき,濠や城跡,社寺旧境内,聖廟,藩学,関跡・旧宅等に存する建物の修理であり,このほかには庭園・古墳等の修理がある。

3. 土地の公有化

史跡指定地の土地所有者関係をみると,第11表のとおり,私有地の占める割合は,固有地の40.8%に次いで多く,全体の約30%を占めている。

史跡地の公有化については,昭和33年度にはじめて「史跡等買い上げ」の補助金250万円が計上されたが,45年度においては,10億8,000万円とそ

第 11 表 史跡指定地の所有者別面積とその比率 (昭和45年 3 月31日現在)

| 面積比率 | | 面 | 積 | 比 | 率 |
|------|-----|--------|-------|-------|---|
| 所有者別 | | | | | |
| 国 | 有 | 4,934 | ヘクタール | 40.8% | |
| 公 | 有 | 1,905 | | 15.7 | |
| 社 | 寺 有 | 1,324 | | 10.9 | |
| 私 | 有 | 3,949 | | 32.6 | |
| | 計 | 12,112 | | 100.0 | |

の後は飛躍的に増大してきている。最近5か年の史跡等の買い上げ実績は第12表のとおりであり、昭和44年度までの買い上げ物件は99件、総面積196ヘクタールに達している。このうち全体の5%、9ヘクタールの天然記念物指定地を含んでいるが、残りの95%、187ヘクタールは史跡地である。史跡地の買い上げ面積を所有者別の史跡指定地面積と比較すると、買い上げ済み面積は全面積の約1.5%であり、また公有地の約9.4%である。

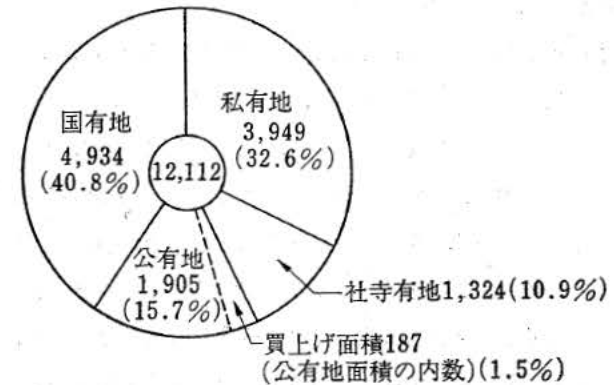
第 12 表 史跡等買い上げ実績 (昭和40~44年度)

| 年度 | | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 |
|----|-------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 区分 | | | | | | |
| 件 | 数 | 15 | 22 | 43 | 45 | 48 |
| 事 | 業 規 模 | 95,363 | 251,284 | 428,547 | 649,499 | 960,010 |
| 補 | 助 額 | 58,677 | 145,491 | 242,293 | 377,483 | 547,098 |

(注) 1. 件数は新規および継続件数を含む。
2. 事業規模および補助額は単位千円で示す。

また、史跡の国有化としては、平城宮跡(奈良市)がある。この約124ヘクタールにわたる広大な宮跡を保存するため、国は昭和38年度から買い上げ始め、人家密集地等を除き現在までに約73.5ヘクタールを買い上げており、従来からの国有地を合わせると85.6ヘクタールが国有となっているが、なお宮跡の一部である東院地区等約18ヘクタールの買い上げが必要である。

第 2 図 史跡指定地の所有者別面積と買い上げ面積
単位ヘクタール



4. 環境整備

史跡の環境整備は、史跡の構成要素である遺構の保存を図りつつ、史跡全体をそれにふさわしい形で整備し、国民一般の活用供することができるようになることである。史跡の中には荒廃したまま放置され、あるいは雑木雑草等におおわれて遺跡の形態をあらわしていないものも多い。このような状態で放置することは、現在各地で行なわれている急激な開発の進展を考えると、史跡そのものの保存を危うくすることにもなる。

環境整備の具体的な方法としては、建物基壇、石垣、塀、濠、橋、井戸など主要な遺構の総合的な修復復原、植樹、芝張りなどによる修景・園地化、ベンチなど休憩施設の設置、巡回苑路の造成などがある。

環境整備事業に対する補助金は、昭和40年度に1,000万円がはじめて計上され、昭和45年度は1億1,852万円と増額されている。史跡の環境整備事業は、史跡地の公有化の施策とも関連し、今後いっそうの推進を図る必要がある。

5. 「風土記の丘」の設置

最近の大規模な開発に対処して史跡等の保存を図るためには、個々の史跡の保存を図るだけでは不十分であり、史跡等が集中し、一つの歴史的風土を形成しているような地域については、個々の遺跡を含むさらに広域にわたる歴史的地域の保存を図る必要がある。そこで、昭和41年度から都道府県に補助金を交付して、各地方における伝統ある歴史的、風土的特性をあらわす古墳、城跡などの遺跡等が多く存在する地域の広域保存と環境整備を図り、あわせてこの地域に地方文化の所産としての歴史資料、考古資料、民俗資料を収蔵、展示するための資料館の設置等を行ない、これらの遺跡および資料等の一体的な保存および普及活用を図ることを目的とする「風土記の丘」の整備事業をすすめている。

これまでに整備を完了したものには宮崎県西都原風土記の丘、埼玉県さきま風土記の丘、和歌山県紀伊風土記の丘があり、整備実施中のものには滋賀県安土風土記の丘、富山県立山風土記の丘、鳥根県八雲立風土記の丘、岡山県吉備路風土記の丘がある。

第2節 名 勝

1. 指 定

名勝は、大別して自然名勝と庭園に分けられる。

自然風景地で名勝に指定されたもの（史跡または天然記念物に重複指定されたものを含む。）は、昭和45年8月31日現在138件である。そのうちの多くは自然公園法による国立公園等の指定区域と重複しているが、名勝と

しての指定は名所的または学術的価値の高いものに着目して行なっている。

また、庭園で名勝に指定されたものは、昭和45年8月31日現在106件であるが、庭園は本来人工的にも自然的にも改変されやすいものであるため、保存対象の選択にあたっては特別の考慮が必要であり、このため指定件数は決して多いとはいえない。第一級の作品はひとつおき指定されたと見られるが、もともと数少ない庭園文化財の保存をさらに推進する必要がある。このため、地方的、風土的特色の濃いもの、明治庭園に属するもの、庭園史上重要な遺跡であって復元的に観賞することの可能なもの等についても考究していくべきであろう。史跡と名勝に重複して指定されているものが39件あるが、これらは史跡単独で指定するほどのものではなく、また古庭園は元来史跡的性格をもつものであるから、これら重複指定については特に意味のあるものを除き逐次再整理する方向にある。

2. 保存管理

自然名勝は、そのほとんどが地方公共団体の管理に属しており、公園的利用面での管理が主眼となっている。指定地が広域にわたり、その中に市街地等を含むものは、いきおい現状変更が多くなるが、合理的な管理を行なうためには、管理団体において管理方針を策定して、許可、不許可の判断を明確にし指導態勢を確立する必要がある。自然名勝のうち、松原、桜並み木などの植物景観を主とするものでは病虫害の防除が大きな問題である。また、近年サクラの名勝指定地が樹木の枯死等によって解除された例が多くみられる。

庭園の場合は、管理対象が比較的限定されているので、管理は前者の場合ほど困難ではない。指定庭園のうち55件は、その公開により収入をあげ

ており、これを管理費にあてているが、そのような収益の期待できないもの、特に個人所有の庭園については地元市町村の援助が必要である。庭園内の主要建築物については防災施設が必要であり、ほぼ60%は整備されている。また、庭園は樹木の剪定その他通常の管理手入れを行なっている。また、長年月の間には大修理を必要とする時期がくるものであり、通常管理の行き届かないものはさらにそのひん度が高くなる。

第3節 天然記念物

1. 指 定

天然記念物として指定されているものは昭和45年8月31日現在全国に865件あるが、これらは大別すれば、動物147件、植物507件、地質鉱物199件、およびこれらのものに富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)12件となっている。

これらの天然記念物の80%は戦前において指定されたものであるが、当時は、自然が普遍的にみられた関係上、総体的にみれば特殊なもののみを指定し、また地域もごく一部に限定して指定するだけでその保護がじゅうぶんであった。しかし、今日では開発の急速な進展等により、自然の様相は著しく異なってきている。したがって、現時点においては、従来天然記念物として考えられなかったようなものも指定し、また、残された貴重な自然を広域に指定して保護する必要が生じている。たとえば、わが国に残された天然林は年々減少し、昭和42年度から文化庁および都道府県教育委員会が5か年計画で実施している現存植生の調査によると、本州において自然状態の最もよく残っていると考えられる青森県においてさえ、現存する自然林は全地域の約29%にすぎない。

動物について指定の状況を見ると、わが国に産する哺乳類約100種のうち、わが国特産およびこれに準ずるものが約20種あるが、このうち現在天然記念物に指定しているものは、生息地が広域にわたるため地域を定めず指定したもの4種(オガサワラオオコウモリ、アマミノクロウサギ、カワウソウ、カモシカ)、生息地等を指定したもの2種(ニホンザル、ホンダヌキ)があり、このほか、天然保護区域内でヤマネほか3種が保護されている。

また鳥類では、わが国で観察された約300種のうち、わが国特産およびこれに準ずるもので絶滅のおそれのある種および亜種は約25種あるが、種を指定したものは11種で、主たる生息地が指定されているものは1種である。また、今すぐ絶滅のおそれはないが、環境が悪化すればそのおそれのあるもの約25種のうち、生息地が保護されているものは2種である。これらについては、保護を要するかなり多くのものがまだ指定されずに残っている。ことに鳥類については、最近における環境の急速な悪化に伴い衰滅のおそれの多い実態からみれば、緊急に指定し保護する必要がある。

植物についても同様で、現在指定されている自生地185件は、植物の種全体からみるときわめてわずかであり、自然林や動植物に富んだ地域の指定の促進とあわせて早急にその保存をはかる必要がある。

天然記念物の指定地域は、その種類により広狭の差がある。小規模のものは単木1本から、大規模なものでは12,495ヘクタールの白馬連山高山植物帯まで区々である。従来は、周辺が他種林地、農地等の自然環境が保たれていたため、比較的小面積の指定地で保護することができたが、最近各種開発が進展し、周辺の土地利用形態が変化して環境が悪化し、その保存が困難になったものが少なくない。

2. 希少鳥類等の保護増殖

トキ、コウノトリ、ライチョウ等天然記念物に指定されている希少鳥類については、その環境の悪化により人為的な管理が要請されているものが多いので、文化庁では昭和39年度から、生息地の環境の整備、採餌地の確保、汚染の防止、給餌、養餌のほか、配合飼料による飼育、人工増殖等のため補助金を交付し、その積極的な管理が実施できるよう措置している。

また、昭和45年度から希少鳥類の人工的管理、ひいては人工増殖のためのツミュレーション（擬態実験）の必要から研究委託費を計上し、社団法人日本動物園水族館協会に飼育の人工化実験、駆虫剤等の毒性実験、繁殖行動の観察等を委託し、研究を進めている。

なお、鳥類以外の天然記念物に指定されている動物、植物についても、鳥類同様、保護増殖、保護管理等の補助金を交付し、その保護を図っている。

第4節 埋蔵文化財

1. 埋蔵文化財包蔵地の現状

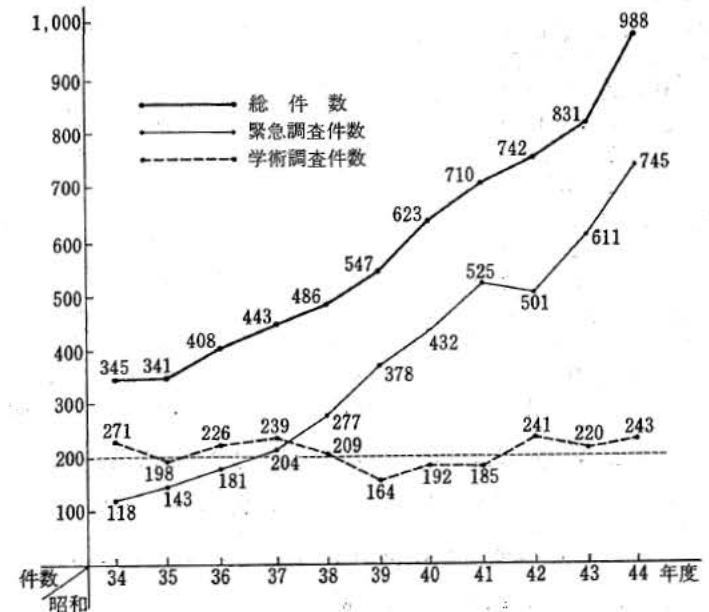
一般に、埋蔵文化財包蔵地とは、貝塚、古墳、住居跡、寺跡、窯跡、経塚などの埋蔵文化財を包蔵する土地をいう。この包蔵地のなかには、従来からその存在が知られていたり、あるいは、地表から容易に識別しうる場合があって、地域社会において周知されていることもあるが、多くは土中にあるため、とくに関心のある人以外の注意をひかない場合が多い。このような埋蔵文化財包蔵地の目立たない地味な性格が、一方では保存問題を困難なものとしている。

昭和35年度から37年度にかけて行なわれた埋蔵文化財包蔵地の分布調査は、こうした包蔵地の保護を目的として行なわれ、その結果、全国約14万か所の包蔵地の所在することが判明した。この調査にもとづいて、昭和39年度から42年度にかけて、遺跡の所在地を記入した地図と遺跡名一覧表を併録した全国遺跡地図を刊行し、これを開発関係の官公庁、公団、公社等に配布し、埋蔵文化財包蔵地の周知徹底をはかっている。しかしながら、その後土木工事等によって未調査の包蔵地が発見されることが多く、この点から、より精密な分布調査の実施が必要とされる。

2. 埋蔵文化財の発掘

埋蔵文化財の調査を目的として発掘をする場合、または埋蔵文化財包蔵

第3図 埋蔵文化財発掘届け出件数の推移



地として周知されている土地で土木工事等を行なう場合は、いずれも法に定められた届け出をしなければならない。文化庁に対するこの届け出の件数は、年々増加の一途をたどっている。(第3図参照)

これらの届け出には、学術調査を目的とする届け出と、土木工事を目的としあるいはその事前調査としての届け出があるが、その割合をみると、第3図のとおり、前者は年間200件前後でほとんど変わらないが、後者は年々急激に増加している。この発掘件数を目的別にみると、第13表のとおり、宅地造成、道路建設、農業構造改善事業によるものが大きな比重を占めている。

第13表 埋蔵文化財緊急調査の開発事業種別件数(昭和42~44年度)

| 開発の種類 | 昭和42年度 | | 昭和43年度 | | 昭和44年度 | |
|-------------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|
| | 件数 | % | 件数 | % | 件数 | % |
| 宅地造成、住宅建設 | 168 | 33.5 | 189 | 30.9 | 204 | 27.4 |
| 学校地造成、校舎建設 | 23 | 4.6 | 33 | 5.4 | 32 | 4.3 |
| 工場用地造成、工場建設 | 20 | 4.0 | 19 | 3.1 | 20 | 2.7 |
| その他の建物建設 | 33 | 6.6 | 43 | 7.0 | 93 | 12.5 |
| 道路建設(含改修) | 52 | 10.4 | 72 | 11.8 | 136 | 18.3 |
| 鉄道建設(含改修) | 8 | 1.6 | 12 | 2.0 | 27 | 3.6 |
| 空港建設 | 2 | 0.4 | 1 | 0.2 | 0 | 0 |
| 沼川改修 | 2 | 0.4 | 4 | 0.7 | 4 | 0.5 |
| ダム建設 | 9 | 1.8 | 0 | 0 | 2 | 0.3 |
| 農地関係開発 | 128 | 25.5 | 151 | 24.7 | 100 | 13.4 |
| 土砂採取工事 | 34 | 6.8 | 33 | 5.4 | 39 | 5.3 |
| その他の開発工事 | 22 | 4.4 | 54 | 8.8 | 88 | 11.7 |
| 合計 | 501 | 100.0 | 611 | 100.0 | 745 | 100.0 |

このことは、最近の経済発展に伴う土木工事等の急激な進展により、多くの埋蔵文化財包蔵地が破壊され、あるいは滅失されるおそれがあることを示すものであり、開発と埋蔵文化財の保護が文化財保護の現下の大きな問題となっていることを物語っている。

なお、埋蔵文化財の発掘調査は、ユネスコの勧告にもみられるように世界的傾向として許可制をとっている国が多い。わが国においても、最近の開発の状況にかんがみ許可制にすべきであるという意見があるが、このことについてはなお研究する必要がある。

埋蔵文化財包蔵地について土木工事が行なわれる場合には、計画段階において事前協議を行ない、工事計画を変更してできるかぎり包蔵地を現状のまま保存するよう工事者側と折衝し、工事計画を変更できない場合は、工事实施前に発掘調査を行なって、記録を保存し、後世の学術研究に支障のないようにしている。

特に、工事に伴う不測の破壊をさけるために「埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書」を文化庁と、日本住宅公団、日本道路公団、日本国有鉄道、日本鉄道建設公団等との間で交換し、事前協議体制をつくり、遺跡の重要度に応じて、(1)事業地区に含めないもの、(2)事業地区に含めるが保存を図るもの、(3)発掘調査を行なって記録を残すものについての協議、事前の分布調査、発掘調査、経費等について明文化している。

発掘調査を実施する際、これに要する経費と調査員の確保が問題となる。経費については、原則として工事施工者が負担するたてまえをとり、国、地方公共団体が発掘を行なう場合はもとより、前記の公団、公社等については原因者負担を明文化している。しかし、市町村等については財政負担能力が貧弱のため、経費の負担についてしばしば問題がおこっている。

問題は特に民間の小企業や個人にかかる発掘調査である。この場合、あまり強く原因者負担を主張し、公共団体が経費を負担することを拒否すれば、経費の面から発掘調査が行なわれずに包蔵地が破壊されるという事態を招来する。また、原因者負担による発掘調査については、発掘の方法、

期間が経費負担者の都合に左右され、十分な発掘ができなくなるおそれも生じる。負担能力のない工事施工者の場合は、地方公共団体が国の補助を受け、あるいは単独事業として発掘調査を行なっている。

最近5年間において国の補助事業として実施した埋蔵文化財の緊急調査状況は第14表のとおりである。

第14表 国庫補助による埋蔵文化財緊急調査実施状況

| 年度 | | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 |
|----------|----|--------|--------|--------|--------|--------|
| | | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 |
| 補助 件数 | 数 | 57 | 72 | 100 | 105 | 110 |
| | 金額 | 26,630 | 29,526 | 51,692 | 63,242 | 63,242 |

(注) 金額は単位千円で示す。

発掘調査は、専門的な知識と経験をつんだ人によらなければならない。昭和45年4月現在、都道府県教育委員会の埋蔵文化財関係調査担当専門職員の数は121名、昭和42年12月の37人にくらべると急激に増加しているが、なお、専門職員のまったく置かれていない県が12県、1～2名の県が20県もある。こうした考古学の専門家としては日本考古学協会に加入している人々がその大部分であり、575名(昭和45年8月1日現在)であるが、その多くは学校、研究機関等に勤務しているため実際に発掘調査にたずさわられる人数や期間ははなはだ限られたものである点に問題がある。

なお、研究者の供給源である全国の大学では、考古学の講座を設置しているのは国立9校、私立6校で、昭和43年度の卒業生数は、大学院博士課程、修士課程、学部を通じて112名である。また、昭和44年度の在学生数は444名である。

第5節 当面する問題

1. 埋蔵文化財保存計画の樹立

埋蔵文化財の保護にとりくむためには、まず保護すべき対象となる物件の実態をしっかりと把握し、それにもとづいて保存計画をたてる必要がある。すなわち、遺跡のもつ価値を考慮し、それに応じて体系的に保存計画をたてることである。現在、文化庁では、前述のとおり全国14万か所の埋蔵文化財包蔵地のうち、重要な物件として約6,000件の包蔵地を逐次審査しており、現在その半数の審査をようやく終了した段階である。この作業は、重要とされた物件が国の史跡として指定すべきものであるかどうかを判断し、体系的な指定を行なうためのものである。また、こうした作業は、単に国の段階で行なわれるだけでなく、各都道府県や市町村など、それぞれの地域社会においても行なわれなければならない。

遺跡はそれぞれが個性的な存在であり、それぞれがなんらかの価値をもつものである。しかもそうした遺跡の価値観は、学問研究の進展につれ、時代とともに変遷するものである。したがって、いかなる手続きによってそうした価値づけに確実性が付与されるかは大きな問題であり、こうした点を重視すれば、遺跡のランク付けをすること自体に問題があるともいえる。また、現在の学問研究の段階が果たしてこれを可能にするほどの進展をみせているかどうかという点にも問題がないわけではない。しかし、遺跡保存の緊急性と重要性というきびしい条件を考えると、全国的な観点から、あるいは地域的な観点からの体系的指定のための選択は早急に実施されねばならない。それにはまず、包蔵地の実態を容易に把握することができる各地方公共団体単位で、それぞれの地域の歴史的展開をもととし

た確実、妥当な体系的指定が行なわれることが望ましい。

また、こうして選択された遺跡を保存するためには、その保存計画が開発計画と対応させてたてられなければならない。そのような保存計画の策定はそれぞれの地域社会で早急に立てられる必要がある。

2. 埋蔵文化財発掘調査体制の確立

現在、各都道府県で行なわれている緊急調査の実情をみると、前述（第4節）のとおり総数121名の発掘調査員が置かれているが、その発掘調査体制はかならずしも一様ではない。すなわち、県の教育委員会に10名内外の調査員が職員として採用され、もっぱら発掘調査にたずさわっている県（A型）、教育委員会に一人も埋蔵文化財の専門職員がいない県（B型）、1～2名の専門職員がいる県（C型）の型がある。A型では一応のことは処理できるが、開発のスピードが速く、調査員が何人いてもたりないという実情である。しかしこうした県でも、ある程度外部の力にたよらざるを得ない。B型は農村県に多く、最近、農業構造改善事業の進展により急速に埋蔵文化財の保護が問題になってきているが、発掘調査はおろか、開発との調整すらも満足にっていない傾向がある。C型は現在の平均的な姿といえるが、このタイプの県では発掘調査は主として外部の力にたよらざるを得ないのである。

以上のような都道府県の実状に対して、市町村をみてみると、福岡市等のごく少数の例外をのぞいて、埋蔵文化財の緊急調査を自力で実施できるところはほとんどないといってよい。財政力の弱体な市町村に、発掘調査の体制づくりを望むのは困難ではあるが、なお今後の充実を期待したい。

文化庁の付属機関である奈良国立文化財研究所には、約40名の発掘調査員が所属しているが、これらは、平城宮跡および飛鳥藤原地域の調査を担

当し、外部の調査にまでなかなか手がまわらないのが実状である。

日本の考古学の団体である日本考古学協会の会員は全国で575名であり、この数は、おそらく一国における考古学者の数としては少なくないものであろう。しかしこれらの会員の多くは教職にあり、発掘調査への十分な参加を求めにくい状態にある。

このような国および地方公共団体の実状をみ、かつ発掘調査の重要性を考えると、現在の状態は不十分といわざるを得ない。しかし、少なくともこの際はこうした現状を打破するために、抜本的な対策が必要である。文化庁が毎年行なっている埋蔵文化財発掘技術者研修会は、こうした対策の一つであるが、まだこれだけでは十分ではない。都道府県の発掘調査の基幹要員の充実を含む発掘調査体制の強化が必要である。

3. 史跡の指定の促進と指定地域の再検討

(1) 指定の促進

開発の進展に伴い、重要な遺跡を指定し、保存する必要性はますます増大している。旧来の指定は、美的または顕彰的要素がつよく、石仏・供養塔・園池または行宮跡・旧宅・墓地等の指定件数が多数に上っており、その他のものでも、城跡における櫓と石がき、都城跡・寺跡における基壇と礎石等のごとく、巨大かつ整美な構築物に関心が向けられたため、それらの遺存する小範囲を指定保存するにとどまったものが多い。したがって、これまでの美的・顕彰的な要素の強い従来の指定とは観点を異にして、歴史学、考古学上の成果に基づいた広い視野にたった指定が促進されなければならない。

文化庁では昭和40年度から文化財保護審議会の第3専門調査会史跡部会に重要遺跡緊急指定調査研究委員会を設けてその審議を進め、また昭和43

・44年の両年度、近世の陣屋・番所・本陣・旧宅等の全国的調査を行ない、近代の遺跡の報告を求め、あわせて同委員会に付して審議し、重要遺跡の判定を行ない、その結果に基づいて逐次史跡の指定を行なってきた。今後は、当面、開発との関連において問題となる中世遺跡の調査、埋蔵文化財包蔵地の価値判定と、政治・産業交通土木・外国および外国人に関する遺跡の補完的指定が特に急務としてあげられよう。

(2) 指定地域等の再検討

史跡に指定された物件の種類別・時代別の検討を通じて、なお不足している分野についての新指定を急がなければならないことは第1節の史跡の指定の項でふれたとおりであるが、この際指定地の範囲等についても再検討する必要がある。すなわち、史跡指定当時に比して、指定地の土地状況の変化あるいは学術研究の進歩により、①指定の価値を著しく減じ、指定地の一部または全部の解除を至当とするもの、②指定の意義をより完全なものとするため、指定地の一部追加を必要とするもの、について検討する要があり、昭和44年度から5か年間に、主として文化財保護法施行前の指定史跡120件を再検討することとした。このうち、①は今次戦争中に軍事施設等により破壊され、また戦後の窮迫した国民生活により耕作・宅造等のため荒廃に帰した史跡・戦時のかたよった政治的顕彰の対象となった史跡、戦後の学問の発達により、現在強いて保持するには疑問のある史跡等が検討の対象となった。

②は指定範囲の狭小到すぎるもの、たとえば貝塚の貝層のみに着目し、除その中に存在する住居跡・遺物包含地を除外しているもの、古墳の墳丘のみを指定し、周濠、周堤等を除外しているもの等が検討の対象となった。また、城跡・寺跡についても指定地域の不完全なものが多い。これらはいずれも指定当時の事情によるものであるが、現在の開発状況に対処す

るには、地域を追加すべきものはすみやかにその措置をとらねばならない。

(3) 保存管理計画の策定

一般に史跡には、個々の史跡について核となる物件があり、また、同一種類の史跡にあっては、それぞれに共通性がある。したがって史跡の保存管理にあたっては、これらの要素の保存を中心にして貝塚・住居跡・古墳・城跡・都城跡・国郡庁跡・寺跡等々の種別に応じて ①保存すべき要件 ②保存に影響を及ぼす行為および現状変更の許可基準 ③建物・構築物等の復原に関する許可基準等を作成する必要がある。

しかし、個々の史跡にはさらに特色があり、加えて現実に史跡地に存在する住宅・工場・道路・水路等の諸施設の態様はすべて異なるものであるから、種別ごとの保存管理計画をもととして、現実の史跡の態様に応じ個別の史跡の管理計画を立案しなければならない。これによって開発に対する許容限度をあらかじめ定め、許容限度をこえるものについては、現状変更を認めず、土地の公有化をはかり、土地所有権との調整をはかるとともに、史跡の整備を計画的に進めていく必要がある。

4. 史跡の公有化と環境整備の促進

【現在、史跡として指定されている物件（内定を含む。）は約890件あり、その総面積は約12,112ヘクタールであるが、うち約32.6パーセントにあたる約3,949ヘクタールが私有地となっている。

遺跡の保存上、国有地、公有地および社寺有地については問題は少ないが、私有地については多くの場合は所有者の財産権の尊重の上で種々困難な問題が起きてきている。近年における各種開発は量的・質的にもますます大規模化、複雑化する傾向にあり、これらの開発事業が史跡指定地に与える影響はきわめて大きい。加えて史跡を貴重な国民的財産として考え、

これを公共のために大切に保存するという意識よりも、個人の財産権、人権がより強く主張される今日の社会風潮のもとにあつては、史跡を民有地のままで保存するということはきわめて困難な状況になってきているといえよう。したがって、史跡を本来の姿で保存し後世に伝えるためには、国または地方公共団体による土地の買い上げを推進していくことが不可欠の条件となっている。

このため、第1節で述べたとおり、昭和33年度から史跡の重要性、緊急性を考慮して重点的に土地の買い上げの助成を行なってきたが、開発の進展と土地利用の増大にかんがみ、今後は公有化をいちだんと促進する必要がある。

昭和45年度以降においては、全体計画としては民有地の約32パーセントにあたる1,230ヘクタール（約372万坪）を公有化することとし、このうちさしあたり緊急を要する843ヘクタール（約224万坪）の買い上げを昭和45年度から10年計画で行なうこととしているが、この緊急を要する分だけでも、総額約600億円、国庫補助額約330億円を必要とするので、この施策は最重点として推進しなければならない。

土地の公有化とともに、史跡の保護にとって重要なことは環境整備である。戦前における史跡の整備は、端的にいて国指定史跡であることを示す堂々たる石の標柱を建てるなど、顕彰的な形をとったものが主であった。整備も指定に前後して結成された保存会や青年団、婦人会等による清掃美化という形をとって行なわれ、それも現状の地形、地貌などにできるだけ手を加えないという凍結保存の基本にたつての上であった。

しかし、土地利用の集約化がますます進む現況にあつては、戦前のような顕彰的な整備や感傷的な放置では、もはや史跡そのものの保存が危うくなってきており、そのため、第1節で述べたとおり、従来からも努力を重

ねてきているところであるが、今後さらに積極的に環境整備事業を促進する必要がある。

5. 主要遺跡の保存

(1) 平城宮跡の保存

平城宮跡は、藤原京から長岡京に遷都するまでの奈良時代、7代75年間の帝都である平城京の大内裏の跡であり、特別史跡に指定されている。

指定地面積は約124ヘクタールであるが、このうち東院地区約21.8ヘクタールは、国道24号バイパス建設に先だつ発掘調査の結果発見されたもので、このためバイパス予定路線を変更してその保存を図ることとなり、昭和45年5月追加指定されたものである。

宮跡は、昭和30年度から奈良国立文化財研究所により発掘調査が行なわれているが、昭和38年度平城宮跡発掘調査部が同研究所に設置されてから、発掘調査はいちだんと進展し、昭和44年度までに約21.8ヘクタールの発掘を行ない、学術上にも幾多の貴重な貢献をもたらした。

発掘調査と並行して、昭和38年度から国費による宮城内の土地買い上げ、家屋移転が行なわれ、現在までに約73.5ヘクタールを買収し、東院地区を除き、必要な範囲はほぼ完了した。その他、遺構の覆屋建設、建物等の模型製作、水路改修、宮城内整備が行なわれ、また、収蔵庫・展示室も完成した。昭和45年から史跡地の整備事業を含めて、国が全域の管理整備を行なうこととなったが、今後は全域を遺跡博物館的形態として整備することが考えられている。

平城宮跡の保存については、全体の保存管理計画、整備計画等が今後の大きな問題であるが、ことに東院地区の土地買い上げは所有者との関係などから緊急を要する問題である。

(2) 飛鳥藤原地域の保存

飛鳥藤原地域は、6世紀から8世紀初頭にわたり、わが国が仏教その他の大陸文化を受け入れ、大化改新、壬申の乱を経て、大宝律令に象徴される律令国家をはじめ形成した地域である。したがってこの地域には、宮跡・都城跡・寺跡・天皇陵・古墳・由緒地等が数多く存在し、またかつて万葉集にうたわれた風土が、いまだ随所に残されている。

現在、この地で史跡に指定されているものは、藤原宮跡、山田寺跡、石舞台古墳、本薬師寺跡の特別史跡4件および飛鳥寺跡、中尾山古墳等史跡11件、計15件で、このほかに存在の明確なものとして、宮跡14、寺社跡21、陵墓および古墳8、おもな由緒地14、計56件の遺跡が数えられる。

ところが、近年この地域が大阪のベッドタウンとして発展し、大規模な宅地造成が行なわれ、この地域の文化財の保存上重大な問題となってきた。したがって、これらの文化財を早急に保護する必要がある。この場合、実際上遺跡は連続重畳して存在し、かつ周囲の歴史的環境と一体化しているため、これらを含めて一定地域保存を図らなければならない。また、藤原京と飛鳥京は本来一体的のもので、保存区域としては飛鳥地域と藤原宮跡および京城の一定部分を対象とするのが至当である。

このような広域保存を図るためには、その地域内に住む住民の生活の安定策を考慮する必要がある。そのためには土地買い上げ、規制に伴う補償等を行ない、この地域の文化財の保存と活用に住民が積極的に協力しうるよう措置する必要がある。また、この地域の遺跡の解明に努めるため、発掘調査体制を画期的に整え、その成果に基づいて順次遺跡を整備するとともに、地域全体の保存整備のための諸施策を一体的に行ない、国民がひろく活用できるようにすべきである。このような方途を実現するためには、現行関係法の有機的活用や適切な予算措置が必要であるが、一方特別な立

法についても検討する必要がある。

飛鳥藤原地域の保存を図るためには、なお今後いくたの問題を残しているが、国民の心のふるさを末ながく後世に残すという大きな意義に着目して、高い見地と長期的な見とおしをもって、この問題に対処する必要がある。

(3) 大宰府跡の保存

大宰府は、古代を通じて西海道諸国の統轄と大陸通交の拠点としての役割をあわせもち、中世、その機能は鎮西奉行・鎮西探題等として存続した。この間、ほぼ600年にも及んでいる。

昭和41年、特別史跡大宰府跡の追加指定とあわせ、これに隣接する学校院跡、観世音寺および子院跡の指定が文化財保護委員会において決定された。その結果、大宰府地区史跡は大宰府跡の約12ヘクタールから約122ヘクタール(約37万坪)に達するにいたった。大宰府には、このほか特別史跡大野城跡・特別史跡水城跡・史跡筑前国分寺跡が群在することはいうまでもない。

しかるに、この地区は福岡市の近郊として各種開発事業の波及が著しくかつ、地域が広大で住宅地区を含むことなどから指定が難航したが、昭和45年9月に官報告示を行なった。この際、保存管理計画等を策定したが、今後は土地買い上げの予算増額に努力し、発掘調査組織の増強および全体的かつ具体的な環境整備計画の立案が必要となっている。

(4) 多賀城跡の保存

多賀城は、古代の蝦夷経営の拠点として、陸奥鎮守府、陸奥国府が併置され、奥州の政治・軍事の中心となったところで、中世にも奥州北島氏の治所となった。西の大宰府とならぶ重要な史跡である。大正11年、城跡地域約88ヘクタールの史跡指定後、寺跡の追加指定、特別史跡昇格をへて、

現在指定地の面積は約93ヘクタール（約28万坪）に達している。

土地買上げは昭和38年度から、環境整備は昭和41年度から行なっており、まず寺跡の整備を完了し、城跡の整備に入った。発掘調査は、昭和44年度からの5か年計画が進められているが、現状変更規制、土地買上げ、環境整備についてはこれらを総合した計画が必要である。

6. 天然記念物の調査と自然保護体制の整備

各種開発の進展によって、スペース需要が高まってくると、開発および保護計画上の調整が要請される。その基礎資料として、現存の資源の分布を知ることは不可欠の要素であるが、従来わが国にはこのような全国的な資料は全くなかった。

文化庁が企画し、都道府県教育委員会が全国同一の調査方法で昭和42年度から5か年計画で実施している天然記念物緊急調査は、このような見地から全国の現存植生と主要動植物分布状況を調査しているもので、調査の終わったものから20万分の1縮尺による「全国植生図および主要動植物地図」を刊行している。

この調査から、たとえば青森県および神奈川県における自然林（草原、湿原を含む。）の面積および全県面積に対する割合をみると、青森県2,630平方キロメートル、29%、神奈川県58平方キロメートル、2.5%であり、わが国に残された自然がすでにきわめて少ないことが知られる。

したがって早急に調査を完了し、これらの基礎資料をふまえて学術上要請される自然を全国にわたって検討し、わが国における自然の代表的地域が失われることのないよう保護する必要がある。また、自然保護に関する調査研究機関を設置するなど保護体制を充実し、基礎的な調査研究、保護増殖に関する調査研究を推進することが要請されている。

第4章 文化財の公開・活用

第1節 公開・活用の意義と公開のための施設

1. 公開・活用の意義

文化財は、日本人が長い歴史の間において、その民族的特性と風土的特性により生み育て、あるいは伝えてきた貴重な国民的財産である。したがって、これを将来にわたって長く保存するとともに、国民の文化の向上に資するため、その活用を図る必要がある。

文化財の活用は、所有者によって秘蔵されているものをできるだけ多くの人に公開すること、荒廃のまま放置されている文化財を修復復旧しあるいは整備して広く一般の利用に供すること、また、あちこちに散らばって一点一点ではあまり価値をもたないものを広く収集し、体系的に展示して、そこに新しい意義を付与すること等があり、これらの活用は保存と同じように積極的、計画的に推進されなければならない。

文化財保護法第4条に「文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存することとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用にも努めなければならない。」ことを規定して、文化財の保存と活用をはかるために所有者等の理解ある協力を期待している。

文化財の活用のもっとも一般的な方法として公開があるが、文化財のうちには、社寺の信仰の対象であったり、個人所有者の秘蔵の宝であったりするものが少なからずあり、公開上の難点となっている。また、文化財は

一般にき損ししやすいものが多いから、公開にあたっては特に慎重な配慮が必要である。ことに過度の公開による損耗、き損はもっとも憂慮されるところで、国宝、重要文化財である美術工芸品の一部に公開制限を加えているのもこのためである。また、特に重要な美術工芸品、建造物、古墳等の模写、模造または模型製作等を行なっているのも一つにはそれらの保存と活用の両面に資するためである。映画、写真等の複製品による公開も広い意味での活用につながるが、これらの場合も撮影の際文化財が損耗することのないように十分な配慮を払わなければならない。

文化財の公開、活用には、教育的、学術的、文化的その他いろいろな面があり、最近はとみに観光の面からの利用がさかんである。文化財は単なる鑑賞の対象として終わるものではなく、ながい将来にわたって活用すべきものであることに思いをいたして、これを理解し、愛情をこめて守らなければならない。目さきだけの利用にとらわれて、将来を考えない活用は真の活用とはいえない。文化財にあっては、保存即活用であり、活用即保存でなければならない。

また、文化財は今や一國、一国民だけのものではなく、外国の文化財を日本で公開すると同じように、日本の文化財を外国において公開することも、文化の国際交流の立場から大きな意味をもつ。また、国際間で博物館の資料等を交換することも、文化財の国際的活用として重要な意義をもつものである。

2. 公開のための施設

文化財の公開のための施設は、郷土資料館的なもの、社寺の宝物館的なもの、学校や会社の付属資料館的なもの、先賢の遺品記念館的なもの、城郭内の陳列館的なもの、名所旧跡地内の資料陳列館的なもの、遺跡地内の

出土品の展示館的なもの等多種多様で、また、その設置者、施設、資料等も多様である。このほか最近では史跡そのものを整備して史跡公園的なものとして一般に公開し、あるいは民家その他の建造物を1か所に集めて野外建築博物館的なものとする 것도各地で進められており、また、建造物、庭園、天然記念物等そのものを一般に公開しているものもあり、文化財の公開のための施設は広い意味では限りなく広がる。

しかし、これらの施設の中には、施設設備、資料、展示方法、教育活動、その他一般との結びつき等の点において十分でないものもみられ、なかには施設そのものが老朽化して使用にたえず、資料もほとんど活用されず存亡の危機にさらされているものもある。また、一般的に美術工芸品の公開施設は比較的整備されているが、歴史資料等の公開施設は、体系的な収集展示を含めて、整備がきわめて不十分である。

主たる公開施設としては、東京、京都、奈良にある国立博物館、公立の博物館、美術館および私立の美術館があるが、これらはいずれも美術工芸品等を中心とするものであるので、歴史資料等を中心とする本格的な博物館等の整備が望まれる。

第2節 美術工芸品の公開

1. 博物館・美術館等における公開

美術工芸品の公開は、一般的には国立、公立の博物館、私立の美術館、社寺の宝物館等において行なわれている。

東京、京都、奈良の各国立博物館ではそれぞれ文化財の陳列を常時行なっているほか、とくにテーマを設けて特別展覧会を開いている。各館に展示される文化財は各館所蔵の国有品のほか、社寺等から寄託をうけて保管

しているもの、文化財保護法の規定に基づき文化庁長官が所有者（主として社寺）に出品を勧告し、あるいは所有者からの出品の申し出を承認することにより出品されているもの等に区分される。現在各国立博物館の文化財保管状況を示せば第 15 表のとおりである。

第 15 表 国立博物館の文化財保管状況
(昭和45年3月31日現在)

| 施設名 | 館有品 | 勧告承認出品 | 寄託品 | 計 |
|---------|-----------------|--------------|-------------------|-------------------|
| 東京国立博物館 | 83,181 (445) | 163 (163) | 2,656 (515) | 86,000 (1,123) |
| 京都国立博物館 | 2,631 (72) | 203 (203) | 4,394 (546) | 7,228 (821) |
| 奈良国立博物館 | 1,213 (28) | 178 (178) | 3,168 (1,448) | 4,559 (1,654) |
| 計 | 87,025 (545) | 544 (544) | 10,218 (2,509) | 97,787 (3,598) |

(注) カッコ内は国宝・重要文化財の件数

公立博物館は、県立、市立を合わせて現在約 50 館があるが、私立の博物館等が財団や宗教法人を母体として、自ら所有する美術品を中心に公開を行なっているのにくらべて、公立の博物館は他からの出品に依存するものが大半で、古文化財のほか、現代美術その他の展示をあわせ行なっているところが多い。ただし、大阪市立美術館および鎌倉国宝館は、国の勧告・承認制度によって出品された国宝・重要文化財を公開する施設として特別な役割を果たしている。

私立美術館は、創立者のコレクションを母体としたものが多く、創立者の好みを反映した特色ある展示を行なっているところが少なくない。現在、29 館の私立美術館が 526 件の国宝・重要文化財を所有し、一般に公開している。

このほか、多くの社寺には宝物館がある。これらの施設はそのまま公開

施設として利用されており、実態は私立美術館に近いものといえよう。

2. 臨時施設における公開

主として新聞社等の主催によりデパートその他の臨時施設で行なわれる公開は、東京、大阪などの大都市をはじめ全国各地で年間を通じてひんぱんに行なわれており、国への国宝・重要文化財の公開許可申請のあった展覧会のみでも年間 50 回をこえ、大衆動員の点からその実績は高く評価されている。

しかし、臨時施設での国宝・重要文化財の公開は、出品物の保管、防災、会場の設営等の点で必ずしも万全とはいえないので、今後は博物館の整備の促進を図り、臨時施設における公開については縮減を図る必要がある。

3. 国宝・重要文化財の公開の制限

国宝・重要文化財の公開は、前述のとおりきわめて大切なことで奨励されなければならないが、一方、文化財とくに国宝・重要文化財は貴重な国民的財産であり、また一般にき損しやすいものが多いので、公開にあたっては慎重な配慮が必要である。

このため、国宝・重要文化財について公開許可の制度と公開取扱注意品目を定めその保護につとめている。すなわち、国宝・重要文化財を所有者以外の者が公開するときは文化庁長官の許可を要することになっており、出品される物件が 1 都道府県区域内に所在し、かつその区域内の場所で公開される場合に限り当該都道府県教育委員会に公開許可の権限が委任されている。最近、この公開許可による国宝・重要文化財の公開回数は年間 120 回程度、出品件数は 1000 件前後である。

また、国宝・重要文化財の公開を許可する際は、それらの損耗老化をできるだけ防ぎ、安全な環境とふさわしい施設で公開されるよう「公開取扱注意品目」を定め、それらの取り扱いに慎重を期している。現在この対象となっているものは、第1類（取り扱い上危険がきわめて大きいため現在地からの移動を制限するもの。）、第2類（破損、退色、はく落の危険があり、材質のせい弱等の理由により公開日数等を制限するもの。）を含め、計567件である。

4. 海外展

諸外国において日本文化に対する関心が高まるにつれて、各種の日本古美術展が世界各国において開催されるようになり、その数も年を追って増加してきている。

このような海外展は、国際文化交流、国際親善およびわが国文化財の真価を各国民に認識させる上で寄与するところが大きく、文化庁としても、可能なかぎり各国の要望にこたえるよう努力している。

戦後、指定文化財が出品された主要な展覧会は、アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、オランダ、イタリア、西ドイツ、ソ連、スイス等10か国、37か所で行なわれており、出品された国宝・重要文化財は532件に及んでいる。

第3節 建造物・記念物の活用

1. 建造物の活用

指定建造物のほとんどは、現に宗教活動や社会活動の場として、または個人の住居として使用されているのが通例である。

宗教建造物や公共建造物については、文化財の保存に支障のない範囲内で可能なかぎり室内の公開も奨励すべきである。しかし、観覧者の増大が建造物の保存、管理面から不相当とみられる場合も少なくない。この点は、今日では所有者、管理者の自主性に依存しているが、今後は維持保存の見地から入場定員を定めるなど、よりいっそうの自覚と注意がのぞまれる。また、個人住宅のような場合には、室内の公開はそれほど簡単ではないので、公開・活用という面からいえば、管理を地方公共団体に移すことが適当と思われる。

元来、建造物は建てられたその場所に保存されてこそ歴史的意味がある。しかし、周囲の事情でどうしてもやむを得ない時には、移築して保存するという事も考慮される。このような場合は、一定の地域に野外博物館を設けて、そこに移すことは公開・活用の面でも新しい分野を開くことになる。横浜市の三溪園や豊中市の日本民家集落、川崎市の日本民家園、また犬山市の明治村などは、そのような施設として顕著な実例である。

2. 史跡等の活用

建物、墓などのように視覚的に把握が容易な史跡については、標識、説明板の設置等の間接的な整備によって公開・活用の機能を果たすことができるが、遺構が地下に埋蔵されている場合や、地上にあっても樹木、雑草等におおわれほとんど見えないような史跡にあっては、雑木、雑草の除去や地下遺構の復原等の直接的な整備を行なわないと十分な公開、活用の機能を果たすことができない。この場合、発掘調査に基づく遺構そのものの復原的整備や遺構周辺の環境の整備が必要になる。特に史跡等と周囲の歴史的環境をも含めて広域にこれらの事業を実施しているのが「風土記の丘」の事業であり、これは資料館の建設や民家の移築なども含むもので、

今後はこれらの活用が大いに期待される。この種の環境整備事業をさらに積極的に推進し、国民の歴史の理解に資することが必要である。

第4節 模写・模造・模型の製作

文化財の中には、諸種の事情により公開活用の困難なものがある。たとえば、

- (1) はく落、損傷の度が年々進んでおり、修理によっても自然の損耗を完全には防止し得ないもの
- (2) 構造がぜい弱であったり、退色や損傷のおそれがあったりして、現地よりの移動や公開がむずかしいもの
- (3) 信仰上の理由により、あるいは一般には見にくい場所に置かれていて、移動や公開を望みえないもの

等がそれで、これらは学術研究の上でも、一般公開の上でも活用の利便に乏しい。そうでなくても、文化財は一般にどんなに大切に扱っても年とともに老化しあるいは損傷して、現状よりも悪い状態になることは避けられないものであるから、これらの現状を模写・模造・模型等によって正確に記録し、将来に残すとともに、一般の公開に資する必要がある。

ことに美術工芸品の場合は、展覧会等に出品するたびに多かれ少なかれ損耗をきたすことが憂慮され、中でも、一般に関心の高い有名品は公開の回数が多く、損耗の度合いも大きい。また、特に損傷の危険の多いものや構造上移動不可能なものについては公開の制限を行なっているが、これらに対する公開の要請はひとときわ高い。したがって、このようなものについては模写・模造をつくり、現物に代えて公開することが絶対に不可欠である。

また、建造物の場合には上記のような公開に資するほか特別な意義がある。すなわち、建造物は必ずしも創建当初のままの形態を保っているとはいいがたく、たとえ文化財としての復原修理が行なわれたとしても、完全な復原がなされる場合はきわめて少ない。模型の場合はこれを完全に行なうことができ、学術資料として重要な意義をもってくる。また、建造物に施される建築彩色は退色あるいは剝落が著しく、当初の彩色をとどめているものはまれである。したがって、これらの彩色の現状の記録をとるとともに、当初の彩色の復原模写を行なうことは記録保存の重要な手段であるばかりでなく、彩色技術の保存にも役立つ。技術の保存や修理技術の継承の点では模型の製作や美術工芸品の模写・模造についても同様のことがいえるが、特に将来木造や塑造の仏像等の模造事業が行なわれるようになれば、この面に大いに資することが期待される。

また、わが国の古墳の中には、装飾古墳と呼ばれ石室の壁面等に絵画などの描かれているものがある。その大部分は顔料で人物、動物、器物、幾何学文様等を描いたものであるが、それらが年々人為的にまたは自然に退色しているので、その保存対策の一つとしてこれらの壁画の現状模写を行ない、最近の一部復原模写も実施している。

以上のような模写、模造、模型製作事業を文化庁では建造物については昭和28年度から、美術工芸品について昭和29年度から、装飾古墳については昭和30年度から、それぞれ継続して実施し、昭和44年度までに法隆寺金堂など建造物模型16棟、浄瑠璃寺三重塔など建築彩色模写27面、富貴寺大堂の壁画など美術工芸品模写122面、石上神宮の七支刀など模造8件、日岡古墳など装飾古墳の壁画模写69面、その他を作製した。これらの完成品については、東京国立博物館その他数か所で一括展示したほか、機会あるごとに公開や研究の資料として活用を図っているが、将来は、建

設準備が進められている国立歴史民俗博物館や国立博物館で常時陳列し、一般の利用に供することも考えられている。

第5節 当面する問題

1. 博物館の充実

今日、公開施設として重要な地位を占めている博物館の中には、建物、設備、収蔵資料とも創設当初のまま旧態依然で、今日のように、過去のものに対して新しい角度からこれを今日的にいかす要請が強くなされている時代においては、これに対応することができないと思われるものもある。

東京、京都、奈良の各国立博物館では、昭和33年度以来ようやく施設設備の再整備に着手し、最近にいたりその整備計画も完了に近づきつつある。また近年は各地においても、地方公共団体等によって近代的な施設設備をもった新しい博物館がかなり多く建設されている。しかし、これらの多くは施設はあっても、そこに陳列する収蔵資料に乏しく、その本来の機能を果たしていないものもないとはいえない。今後は、展示資料の充実と展示方法の改善、工夫が望まれるところである。

3. 国立歴史民俗博物館の建設

明治以来わが国の博物館にあってその中核的使命をもった東京国立博物館は、はじめ歴史博物館としての性格をも有していたが、昭和13年、歴史部門をはずして美術品を中心とした博物館として性格を変え、京都および奈良の国立博物館も東京の場合と同様、美術博物館の性格をもって今日に至っている。

国民が正しく国の歴史を理解し、文化の向上をはかる上において、国の

歴史の発展と国民生活の変遷のあとを歴史資料、民俗資料等の具体的資料によって把握できるような施設を整備することは現下の急務である。

また最近の経済の高度成長に伴う開発や急激な社会経済的変動によって、歴史資料、民俗資料等が散逸、消滅、海外流出等の危機にさらされている。したがって、これらの資料を国家的規模においてすみやかに収集、保管し、かつ利用に供する必要がある。

昭和41年、総理府に設置された明治百年記念準備会議において、明治百年記念事業の一つとして「歴史民族博物館」の建設が採択されたのを機として、文化庁では昭和42年度から歴史民俗博物館の調査費を計上し、国立歴史民俗博物館の設立準備を進めているが、その早期実現が強く望まれている。

3. 地方歴史民俗資料館の整備

最近、各種開発の急速な進展と生活様式の急激な変ぼうに伴い、その地域の特色を示す貴重な歴史資料、生活を物語る民俗資料、あるいは発掘調査によって出土した考古資料等がつぎつぎと散逸または滅失して惜しまれている。そこで、これらを収集、保管して保存をはかるとともに、それを公開して住民の郷土の歴史と文化に対する認識の向上に資するため、各地で歴史民俗資料館を建設する動きが最近特に顕著である。

これらの歴史民俗資料館の設置の促進を図るため、昭和45年度から国庫補助の道が開かれ、すでに福岡県立九州歴史資料館等の建設が進められているが、これら資料館の設立のための助成をさらに拡大する必要がある。地方におけるこれら大小の歴史民俗資料館は、目下設立準備がすすめられている中央の国立歴史民俗博物館と提携することにより、資料の全国的規模における活用が期待される。

第5章 無形文化財の保存および活用

第1節 無形文化財の指定・選択

無形文化財のうち、芸術上特に価値の高いものや歴史上特に重要な地位を占めるもの、あるいは芸術上または歴史上価値が高く、かつ地方的または流派の特色が顕著なもの等を重要無形文化財に指定し、その保存を図っている。

重要無形文化財はいずれも人によってあらわされるものであるから、これらの「わざ」を重要無形文化財に指定すると同時に、それらの「わざ」を現実に最高度に体现できる人、あるいはそれらの「わざ」を体得し、かつ、これに精通している人を、当該重要無形文化財の保持者として認定している。また、個人の「わざ」の集合体として、総合的な演技、演出または製作過程等を経て、はじめて重要無形文化財としての価値をもつものについては、それらの「わざ」を構成する人々を一括して保持者として総合認定するか、またはその代表者を保持者に認定している。

さらに、重要無形文化財以外の無形文化財で、わが国の芸能または工芸技術等のうち、その変遷の過程を知るうえに貴重なものについては、これを「記録作成等の措置を講ずべき無形文化財」として選択し、これらについて記録の作成や公開の補助等の措置を行なうこととしている。

この指定と選択の制度は、昭和29年に定められたが、現在、芸能および工芸技術の重要無形文化財として指定され、また、今日までに記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択されたものは、第16表のとおり

である。

国は、これらの保持者が「わざ」の維持向上と伝承者の養成に努められるよう、その必要経費の一部を助成する特別助成金を昭和39年度から重要無形文化財保持者（各個指定）に交付している。

第16表 無形文化財指定・認定・選択件数

昭和45年8月31日現在

| 種別 | 区分 | 重要無形文化財 | | | | 選択無形文化財 | |
|--------|------------------|---------|------|--------|-----|---------|----|
| | | 各個指定 | | 総合指定 | | 選択件数 | |
| | | 指定件数 | 保持者数 | 指定件数 | 団体数 | | |
| 芸 能 | 雅楽 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | |
| | 能楽 | 6 | 9 | 1 | 1 | 0 | |
| | 文楽 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | |
| | 歌舞伎 | 3 | 5 | 1 | 1 | 2 | |
| | 音楽 | 8 | 11 | 0 | 0 | 20 | |
| | 舞踊 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | |
| | 民俗芸能 | 0 | 0 | 0 | 0 | 34 | |
| | 小計 | 20 | 29 | 4 | 4 | 56 | |
| | 工 芸 技 術 | 陶芸 | 5 | 5(4) | 0 | 0 | 13 |
| | | 染織 | 12 | 14(13) | 3 | 3 | 9 |
| 漆芸 | | 3 | 4 | 0 | 0 | 6 | |
| 金工 | | 4 | 4 | 0 | 0 | 3 | |
| 木工 | | 2 | 3 | 0 | 0 | 0 | |
| 人形 | | 2 | 3 | 0 | 0 | 1 | |
| 手漉和紙 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 0 | |
| その他 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | |
| 小計 | 30 | 35(33) | 5 | 5 | 37 | | |
| 合計 | 50 | 64(62) | 9 | 9 | 93 | | |

(注) 工芸技術の陶芸および染織の保持者の中に、2件を兼ねる者が各1人いるので、()内に実人員を示した。

第2節 伝承者の養成

無形文化財の保存を図るには、単に保持者の「わざ」の保存を図るだけではじゅうぶんでなく、その「わざ」が人から人へ伝えられ、継承されていくことが必要である。この意味から、伝承者の養成が最も緊急かつ根幹をなすものである。

しかしながら、無形文化財の伝承者養成の一般的状況は必ずしも楽観を許さない状態である。その原因としては、一つには最近における社会の変遷や経済的変動により、保持者が「わざ」を保持することが経済的にも著しく困難になってきていることと、もう一つには、伝承者の養成に内弟子制度、徒弟制度、さらには世襲制度等の閉鎖的傾向が見られることがあげられる。

このような状況を打開し、より科学的、合理的方法によって伝承者の養成を行なうため、国庫補助事業による養成事業を実施しているが、その状況は次のとおりである。

1. 芸 能

能楽については、三役の養成を中心に、東京、京都、大阪の3か所において毎年継続して能楽伝承者養成事業を実施し、かなりの成果を収めている。

文楽については、昭和38年度から財団法人文楽協会が発足して文楽の諸事業を受け継いでおり、養成事業についても現在同協会が実施しているが、研修生となる新人はきわめて少なく、今後いっそう適切な対策が必要と考えられる。

歌舞伎については、昭和40年度以来、社団法人伝統歌舞伎保存会によって若手の既成俳優の資質の向上を主眼として幹部俳優による指導が行なわれてきたが、昭和43年度からは国立劇場が主として同劇場出演の若手俳優について基礎技芸の研修を実施することになり、さらに昭和45年度からはこれと併行して、両者協力により、募集に応じた新人10人に対する組織的、計画的な養成事業を開始するに至った。

邦楽については、超流派的に設立された社団法人日本舞踊協会が主体になって昭和38年以来古典舞踊伝承者養成事業を行なっているが、邦楽については現在国庫補助事業は行なわれていない。邦楽は、一般的にみて、劇場音楽としての長唄、清元、常磐津等は今日でも需要が相当あるところから、各師匠がそれぞれ後継者を養成しているが、劇場音楽以外の邦楽は、箏曲のように一般的なものは例外として、伝承者はきわめて限られた人たちが研究しているにすぎない。また、一中節、河東節、宮園節、荻江節、富本節等のいわゆる古曲は、昭和37年に財団法人古曲会が設立され、定期的な養成事業を実施しているが、種々の制約があるようである。なお、長唄、箏曲については、東京芸術大学で一部養成事業が行なわれている。

なお、雅楽は重要無形文化財に指定されているが、その保持者は宮内庁式部職楽部の部員であって、公務員としての職務と定員に基づいているので、これは特殊な場合である。

2. 工芸技術

伊勢型紙については、鈴鹿市教育委員会が事業主体となり、中堅の技術者15名に、保持者の指導により高度の専門的技術を修業させ、研修会を開き、小千谷縮・越後上布については、小千谷縮布・越後上布技術保存会が中心となり、当面緊急に養成を要する苧うみ技術について、新潟県下関

係6地区で講習会を開いている。また、久留米絣については、財団法人久留米絣技術保存会が主体となって、年間約200反を製織させ、かつ技術講習会を開いて、技術の保持と伝承に努めている。彫漆については、香川県漆芸研究所において彫漆、きんま、存清等の技術について、中幹クラスの研究生を養成してきたほか、工芸高校定時制との産学連携による初級技術者の組織的教育を行ない、また、蒔絵・沈金については、輪島市漆芸技術研修所において、保持者を含む最高度の講師がすでに基礎技術を有する者の中から選考された研修生に体系的な教育を行なっている。

なお社団法人日本工芸会は、重要無形文化財に指定された工芸技術のうち毎年技術数件を選び、重要無形文化財保持者等を講師として専門作家を対象とするきわめて高度な研修会を行なっている。

以上のほか、工芸技術の各分野の技術保存上特に必要な資材、用具等の製作技術がより急速に衰亡の一途をたどっていることも見のがしがたいところで、その保存措置も合わせて考慮しなければならない。

第3節 公開および記録等の保存

1. 公 開

無形文化財の公開事業は、無形文化財に対する鑑賞の機会を増し、その理解と認識を深めて、国民の間に広く支持層を増加させるという効果があるが、現在のように一般国民の生活のなかで無形文化財の占める領域が量的に減少しているときに、この種の公開事業を強力に推進させていくことは、その保存上特に必要である。

さらに、無形文化財公開は、それ自身、直接的に技の練磨、研究に結びつき、また、公開を通して伝承者の養成に役立つ点において、きわめて重

要な保存手段とすることができる。すなわち、工芸技術の場合は、わざの発現の結果としての作品の展示が主になるが、これが伝承者に対する刺激となるとともに、この作品を製作する過程における意欲、研究は、もっとも直接的なわざの練磨となる。また芸能の場合は、わざの発現の結果が有形のものとして残らないので、その公開は、保存と直接結びついて、技の練磨と同時に伝承者の実地教育ともなり、伝承者養成に占める効果も大きい。このため、国においても必要に応じてその公開に要する経費を補助し、公開事業の奨励を行なっている。

(1) 芸 能

芸能の公開については、後に述べるように昭和41年度国立劇場が設立され、多くの伝統芸能が国立劇場の主催公演として実施されるに至ったことは画期的な進展である。しかしながら地方における公開も重要であるので、雅楽の地方公開や毎年全国5地区ごとに実施するブロック別民俗芸能大会については、現在も補助事業として関係都道府県の協力を得て実施している。民俗芸能については、他に中央の民俗芸能大会にも補助しているが、最近、国内各地に散在している民俗芸能が社会的経済的理由から衰亡の危機にひんしつある現状にかんがみ、昭和45年度から新たに民俗芸能を記録作成等の措置を講ずべき無形文化財として選択し(昭和45年度34件)、その現地における公開に要する経費について補助金を交付することになった。

なお、近年は海外においてもわが国の伝統芸能に対する理解と関心が高まり、戦後、能楽、文楽、歌舞伎等の海外公演が目だって多くなっている。昭和44年度までにアメリカ、ヨーロッパ、ソビエト等で行なわれた公演は、能楽11回、文楽3回、歌舞伎9回であるが、これらの公演を通じてわが国の伝統文化の紹介と国際親善に寄与している点は高く評価され

による。

② 国立劇場

国立劇場は、主として伝統芸能の公開その他の事業を行なうことにより、伝統芸能の保存と振興を図ることを目的として設立されたものである。特殊法人国立劇場がその運営に当たり、昭和41年11月施設完成と同時に開場した。

同劇場は、大劇場で歌舞伎を、小劇場では文楽を中心に各種の伝統芸能を上演するとともに、伝統芸能に関する調査研究、資料の収集等を行ない、また伝統芸能の伝承者（特に歌舞伎）の養成を進めている。なお、その劇場施設を一般の利用に供することも行なっている。

昭和44年度における自主公演事業は、歌舞伎9公演（延べ234回上演）、文楽4公演（延べ101回上演）、その他邦舞、邦楽、雅楽、平曲、声明、民俗芸能、琉球芸能、歌舞伎教室、文楽教室、青年歌舞伎祭であった。なお、国は公演事業費以外の運営費を補助している。

(3) 工芸技術

工芸技術の公開としては、日本伝統工芸展、日本伝統工芸秀作展等を毎年開催している。前者は、わが国伝統工芸の保護育成を趣旨とする公募展で、東京都ほか8都市において開催され、後者は、過去15年間にわたって国が購入した重要無形文化財保持者等の作品を中心に、前記の日本伝統工芸展の開催地以外の都市で、4～5会場を巡回展示するものである。

また、昭和38年度にオランダおよび西ドイツにおいて開催された「日本伝統工芸展」は、この分野では初の海外進出であったが、わが国伝統工芸の系譜を示すものとして非常に好評であった。今後も継続して海外展の実施が要望されている。

以上のほか、伝統工芸の部門別あるいは地域別の展覧会も開催されるな

ど、工芸作家ならびに一般国民の伝統工芸に対する認識もようやく深まりを見せている。

2. 記録等の保存

伝承者養成とともに、無形文化財の記録を作成することも急務の一つである。それは「わざ」の研究、再現の資料として欠くべからざるものであるが、保持者が死亡すれば「わざ」は永久に消え失せるので特に重要な意味をもつ。芸能においては映画による記録、テープ・レコード等による録音、舞型・音譜・衣装等の写真・文書による記録等、工芸技術にあってはその典型とすべき材料、工程見本、用具および完成見本を調整するとともに作品ならびにその製作工程を示す映画、写真、図面および文書の記録等の製作、保存、活用等が行なわれているが、映画による記録はまだ不十分な状態にある。また、民間においても、無形文化財に関する記録を作成したり、あるいは無形文化財の保存に必要な諸種の資料が散在しているので、これらの資料を収集して保存する措置を講じるとともに、各種の展覧会等からすぐれた伝統的な工芸作品を資料として購入している。

第4節 当面する問題

1. 指定・認定の制度

現行制度では、指定された重要無形文化財の保持者が死亡などにより一人もいなくなると、自動的に当該重要無形文化財の指定も解除されることになっている。しかし、指定が解除されれば、伝承者養成等の法的、制度的根拠が失われることになるので、このような場合でも指定は存続して、当該重要無形文化財の保存伝承をひきつづき根拠づけることができるよう

にするべきであるとの声が高い。そのためには、現在重要無形文化財の指定と保持者の認定が不離一体となっている制度を改める等、指定、認定の制度について検討する必要がある。

なお、無形の文化的所産で、わが国にとって歴史上または芸術上価値の高いものは、芸能、工芸技術以外にも多種多様に存することが考えられるが、これらをどのようにして保存するかについては慎重に検討すべき問題である。

2. 伝承者の養成

伝承者の養成については、第2節に述べたように、徒弟的教育ないしは研修会形式を主体とした各種の方法を講じているが、社会情勢の変化や青少年の動向にかんがみ、それらの方法と並んで将来の方法としては、より組織的、より体系的な養成事業を確立する必要がある。すなわち、広く専門研究者等が参加して確立した無形文化財各部門のカリキュラムを中心として、長期にわたる養成事業を推進しなければならない。その点では、国立劇場および輪島市漆芸技術研修所の教育の成果に大きな期待が寄せられる。

芸能の伝承者養成については、歌舞伎、能楽の特に日の当たることの少ない囃子方の養成が、今後緊要な課題と考えられる。また現在文化庁で調査中の用具（楽器、衣装等）の製作修理技術について早急に適切な措置を講ずることが期待されている。

3. 地方における芸能および工芸技術の調査・保存

無形文化財の中には、一般にもよく知られ、比較的よく調査されているものもあるが、しかし地方におけるものの中には流派的、歴史的な価値の

ある貴重なものが少なくないので、これらについては特別の調査が必要である。

芸能では、民俗芸能、声明、盲僧琵琶のほか、芸能用具（楽器、衣装、かつら、小道具等）の製作者および修理技術者について現地調査を進めている。また、地方における工芸技術についても、近年各地で衰滅、変ぼうの一途をたどっているものが少なくない。すでに手すき和紙、かすり技術、陶芸、漆芸等の技術について全国的な調査を実施したが、今後は染織、金工技術等に及ぼすとともに、さらにそれらの材料や用具についても調査を進める必要がある。これらの調査結果は今後の保存措置を講ずるための基礎資料となるものである。民俗芸能は、全国に2万余も遺存すると考えられるが、近時の急激な社会的経済的変容等のため消滅し、あるいは観光ブームによってその純粋な伝承が失われるなど、きわめて心配される状態に立ち至っている。このため、文化庁では、昭和45年度から現地での本来の公開に対する補助金を交付することとしたが、今後この施策をいっそう拡充する必要がある。

第6章 文化財保護の経費

第1節 国と地方の文化財保護の経費

1. 国の予算

国の文化財保護予算の額は、文化財保護委員会が発足した昭和25年度においては約3億5千万円であったが、昭和45年度においては約54億円に増加している。昭和35年度を100とした指数で最近10年間について、国の一般会計予算と文教予算との関連をみると、第17表および第4図のとおり、両者の伸びが同様の歩調であるのに対し、文化財保護予算は、かなりの伸

第17表 国の文化財

| 年度 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |
|---------|---------------------|----------------------|----------------------|----------------------|--------------------------|
| 一般行政経費 | 99,708 | 114,742 | 172,244 | 206,412 | 186,825 |
| 保存事業経費 | 569,191 | 614,697 | 703,258 | 1,255,022 | 1,380,916 |
| 付属機関等経費 | 232,719 (25,000) | 358,034 (105,000) | 408,479 (122,167) | 679,057 (297,947) | 1,817,365 (1,240,112) |
| 合計 | 901,618 | 1,087,478 | 1,283,981 | 2,140,491 | 3,385,106 |

(備考) 1. 予算は当初予算 2. () の数字は建物新営費の内数

第18表 文化財保護関係

| 年度 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 国宝重要文化財等 保存整備費補助金 | 461,335 | 421,948 | 475,321 | 583,510 | 673,801 |
| 史跡等保存整備費 補助金 | 38,795 | 39,891 | 67,443 | 50,387 | 80,308 |
| 無形文化財補助金 | 7,466 | 6,566 | 6,369 | 21,369 | 21,369 |
| 合計 | 462,596 | 468,405 | 549,133 | 655,266 | 775,478 |

(備考) 1. 予算は当初予算 2. () の数字は、国立劇場補助金の内数

びを示している。昭和39年度から始められた国立劇場の建設や国立博物館の新営工事などの臨時的経費を除いても、その傾向は同様であるが、昭和45年度では、文化財保護行政の当面する最重要課題である史跡等の保存について、その買い上げ補助金が前年度の約倍額の10億8,000万円計上され、国家財政の中で文化財保護行政の果たすべき使命の重要性が示された。しかし、開発の進展等に対応して緊急に保護を必要とする文化財の財政需要額が今後ますます増大する情勢にある。文化財保護予算のいっそうの充実が望まれる。

国の文化財保護予算は、国が直接行なう事業または事務に要する経費と国庫補助金とに大別される。このうち国庫補助金は、国指定文化財等の保存修理や防災施設および土地の買い上げ等の事業を行なう者に対して、必

保護関係予算

(単位 千円)

| 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 |
|--------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
| 209,615 | 230,029 | 255,135 | 262,260 | 296,452 | 340,822 |
| 1,526,066 | 1,553,828 | 2,194,733 | 2,416,042 | 2,839,555 | 3,617,844 |
| 2,594,950 (2,004,994) | 2,772,536 (2,104,961) | 1,462,039 (723,591) | 1,145,407 (236,031) | 1,192,025 (275,906) | 1,505,462 (251,125) |
| 4,330,631 | 4,556,393 | 3,911,907 | 3,823,709 | 4,327,032 | 5,464,128 |

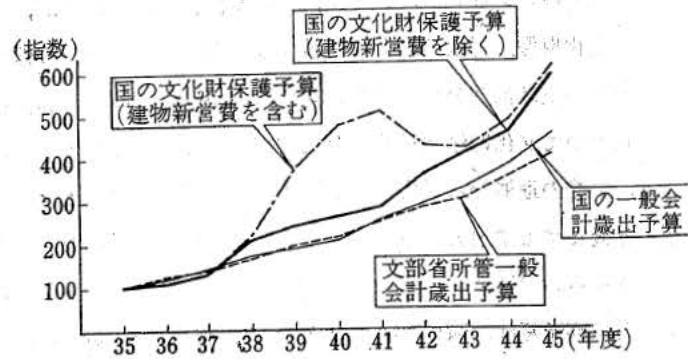
3. 付属機関の経費は東京・京都・奈良各国立博物館、東京・奈良各国立文化財および国立劇場の経費である。

国庫補助金予算

(単位 千円)

| 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 |
|---------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|----------------------|
| 749,558 | 862,182 | 989,166 | 1,079,604 | 1,238,872 | 1,329,597 |
| 130,739 | 251,580 | 436,296 | 549,385 | 772,984 | 1,329,296 |
| 24,589 | 143,789 (113,000) | 422,789 (390,000) | 454,203 (421,844) | 513,387 (469,028) | 596,599 (554,035) |
| 904,886 | 1,257,551 | 1,848,257 | 2,083,192 | 2,525,243 | 3,255,492 |

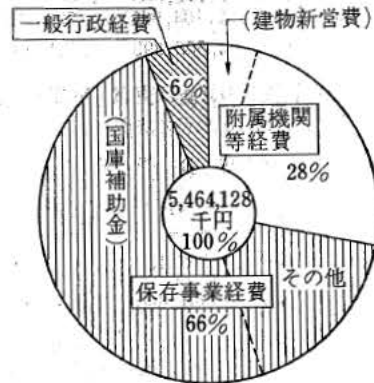
第4図 国の文化財保護予算の推移



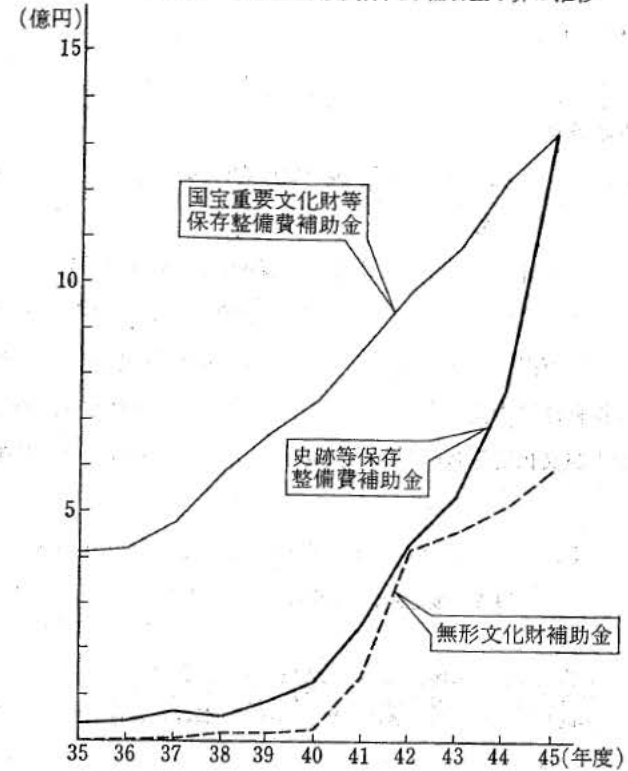
要に応じて交付する金で、昭和45年度の文化財関係国庫補助金の額は32億5,549万円、第5図のとおり国の文化財保護予算のおよそ半分に相当する。文化財関係国庫補助金を費目別にあらわすと第18表および第6図のとおりであるが、史跡等保存整備費補助金は他の二つの補助金に比較して最近とくに群を抜いた伸びを示している。

これは、鉄道、道路、住宅、工場等の各種開発の激化に対処し、史跡、埋蔵文化財を破壊の危険から守るためにとられた財政措置である。しかし、先述したとおり、開発に対処する文化財保護の財政需要額は、年々、保護予算額を上まわっている状況である。たとえば、史跡の買い上げについてみれば、今後10年間ぐらいのうちに買い上げる必要のあるものが

第5図 国の文化財保護関係予算の費目別構成(昭和45年度)



第6図 文化財保護関係国庫補助金予算の推移



843ヘクタールにのぼり、331億円の国庫補助金を必要とするのである。これに対して昭和45年度の国庫補助金は10億8,000万円であるので、10年間で予定どおり公有化を完了するためには、毎年少なくとも前年度より平均6億600万円ずつ増額していかなければならないことになる。

国が直接行なう事業または事務に要する経費も、年々増加している。この中には、さきに述べたとおり特別史跡平城宮跡の保存整備、国立劇場の建設および国立博物館の新営工事等大規模な事業もあるが、文化財保護の予算は、たとえば無形文化財の伝承者の養成事業や希少鳥類の保護増殖の

研究委託費等のように額が小さくても文化財の保護に大きな役割を果たしているものが多い。

2. 地方の予算

地方公共団体もまた、その行政区域内に所在する文化財保護のために年々相当の金額を支出している。

都道府県が文化財保護のために支出した経費は、昭和35年度においては、1億9,653万円であったが、年々着実に増加して、昭和44年度においては20億8,172万円となり、約10.5倍増加している。最近10年間における支出状況の推移は第19表のとおりであるが、特にこれを地方歳出総額（普通会計）および文化財保護関係国庫補助金と比較して図示したのが第7図である。

これを見ると、三者はおおむね平行線をたどっていたのが、昭和41年度

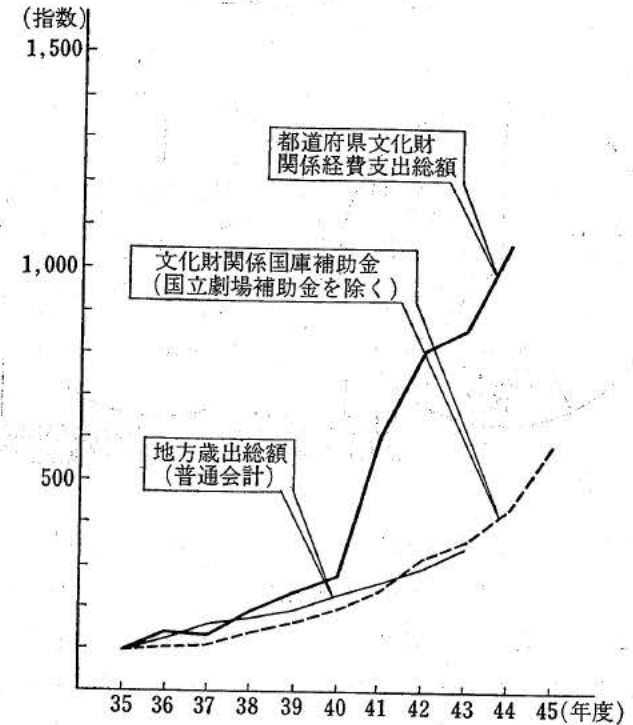
第19表 都道府県文化財保護関係支出経費

(単位 千円)

| 年度 | 国指定文化財都道府県補助金等 | 条例指定文化財都道府県補助金等 | 文化財調査普及活用管理等経費 | 文化財関係人件費(専門委員経費を含む) | 合計 |
|--------|----------------|-----------------|----------------|---------------------|-----------|
| 昭和35年度 | 60,086 | 12,480 | 39,465 | 84,499 | 196,531 |
| 36 | 73,879 | 18,105 | 59,074 | 120,050 | 271,110 |
| 37 | 91,718 | 22,114 | 53,191 | 101,571 | 268,596 |
| 38 | 128,993 | 39,613 | 73,679 | 129,822 | 372,109 |
| 39 | 151,608 | 35,856 | 92,068 | 187,711 | 467,244 |
| 40 | 168,922 | 38,904 | 126,436 | 202,806 | 537,069 |
| 41 | 257,790 | 124,647 | 584,410 | 217,006 | 1,183,854 |
| 42 | 431,663 | 130,262 | 785,870 | 252,289 | 1,600,084 |
| 43 | 443,150 | 189,101 | 784,328 | 297,360 | 1,713,939 |
| 44 | 572,463 | 187,132 | 954,176 | 367,955 | 2,081,726 |

(備考) 各費目の金額は千円未満を切り捨ててあるので、合計の金額は必ずしも一致しない。

第7図 都道府県の文化財関係経費支出の推移



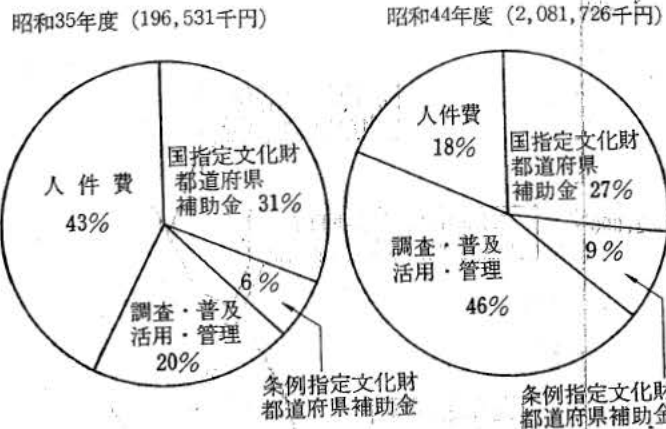
ごろから都道府県文化財保護関係経費の支出は急激な上昇線を示している。

この増加は、国の場合と同様史跡、埋蔵文化財保護対策のためとみられる。都道府県の文化財関係経費の費目別構成の変化を昭和35年度と昭和44年度をとりあげて比較してみると第8図のとおりである。

また、市町村の文化財保護の予算も年々相当の金額が計上されており、昭和43年度の文化財関係支出額は約19億5,000万円である。

第8図をみると、国指定文化財に関する支出はむしろ減少し、県道や市

第8図 都道府県の文化財保護関係支出経費
—費目別構成の変化—



町村の指定文化財に対する支出（未指定文化財に対する支出もわずかながら含まれる。）が6%から9%に増加しているが、もっとも目だった変化を示しているのは、調査・普及・活用・管理関係の支出が大幅に増加したことである。これは、各種の文化財の調査や普及事業、さらに公開関係の行事、都道府県有の文化財の維持管理などに地方が力を入れたことのアラわれである。

3. 地方交付税

地方における文化財保護のための行政は、今後ますます充実を図っていくなければならないが、そのためには、まず財源を確保する必要がある。財源確保の方法としては、自主財源、国庫補助、起債、募金による民間資金の導入、文化財保護基金制度の設定等、いろいろな方法があるが、ここでは主として地方交付税による財源保障について述べることにする。

(1) 普通交付税

普通交付税は、一定の方法によって算出した基準財政需要額が基準財政収入額を越える地方公共団体に対して、その越える額を交付するものである。

基準財政需要額は、「単位費用×(測定単位の数値×補正係数)」によって計算されるので単位費用の果たす役割りが大きい。

文化財関係については、普通交付税は道府県についてのみ積算されている。市町村については積算されておらず、特別交付税によって考慮することとされている。

文化財関係の普通交付税の単位費用は、昭和44年度までは細目「社会教育費」の中に算入されていたが、昭和45年度からは細目「社会教育費」の中に細目として「地方文化費」が独立した。それとともに、文化財専門委員が5人増員されて15人となり、あらたに文化財保護補助金として70万円が新規に計上されたのを含め、芸術文化関係をあわせ「地方文化費」として、昨年度の359万円から本年度812万円に増額計上されたが、埋蔵・文化財発掘担当者の充実に伴いこの経費を計上するなど、今後いっそう増額につとめる必要がある。

(2) 特別交付税

特別交付税は、文化財関係についても道府県および市町村ともに交付されているが、その算定にあたっては、個々の道府県および市町村の地域内に所在する国指定文化財の件数をまず基礎的な要素として考慮している。昭和44年度はあらたに埋蔵文化財包蔵地所在件数も算定の対象とされ加入されたが、最近の国土開発の進展による埋蔵文化財発掘調査事業の増加により、この発掘経費も算入されるべきであろう。

なお、近年における実績としては、総額において、昭和43年度は約6億

2000万円、昭和44年度は約8億円余が文化財関係の特別交付税分として積算されている。

第2節 経費の負担区分

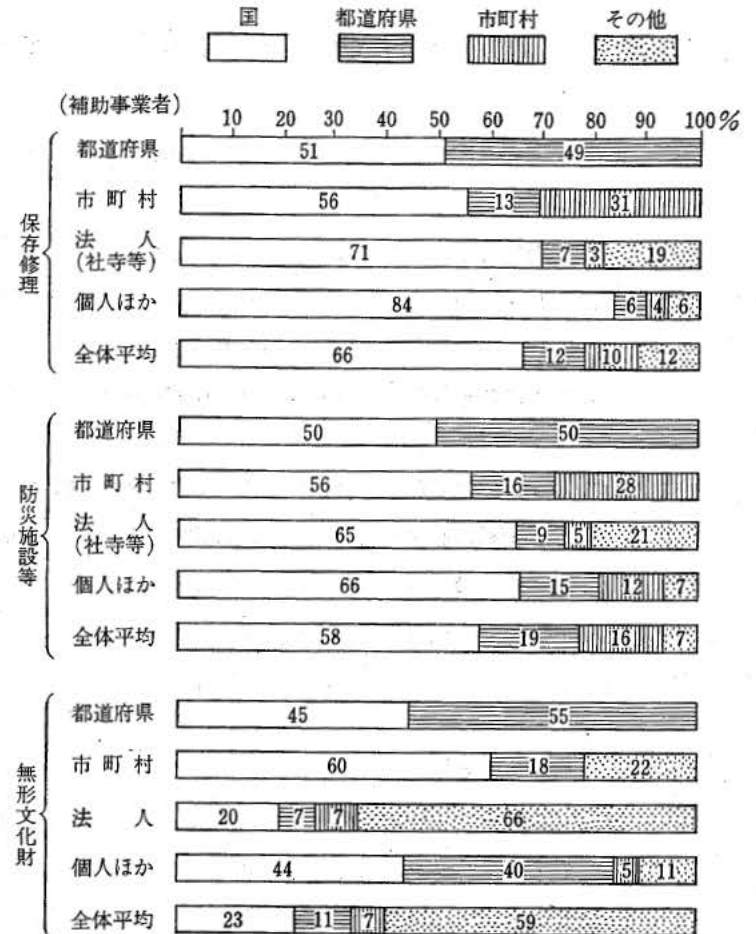
重要文化財や史跡名勝天然記念物など国の指定を受けた文化財の管理は、所有者または指定された管理団体が行なうことになっている。管理、修理、復旧のための経費も所有者や管理団体が負担することになっているが、これらの経費に対して国も補助することができることになっている。また、社寺や個人等のこれらの事業について、都道府県や市町村も経費を分担し、また市町村の事業に対し都道府県が補助を行なっている。昭和44年度における実態は第9図のとおりである。

文化財に関する国庫補助事業の特色として、補助事業者が多様で、都道府県、市町村や社寺等から個人にまで及んでいることがあげられる。特に建造物や美術工芸品については、圧倒的に社寺が多数を占めているので、補助事業の経費の負担区分の決定すなわち国庫補助率の決定に当たっても、個々の補助事業者の財政事情等を勘案して個別的に決定しなければならなくなってくる。また、とくに社寺や個人の場合には、多少の例外はあるとしても、一般的には財政力が豊かでない場合が多いので、かなり高率の補助を行なわなければならない。

これに対して、史跡、名勝、天然記念物等の場合には、補助事業者の多くが所有者かまたは管理団体となっている地方公共団体であるので、国庫補助率の決定にあたって、標準補助率として $\frac{1}{2}$ としていることが多い。

このように国庫補助事業における経費の負担区分は、それぞれまちまちであるので概括することは困難であるが、最近は総体的にみて国の負担分

第9図 国庫補助事業における経費の負担区分（昭和44年度）



がふえてきている。これは、社寺、個人等の補助事業者の財政力格差が著しくなり、事業遂行能力が低下してきたためである。

第7章 近代化および開発の進展と文化財の保護

第1節 近代化および開発の文化財への影響

わが国の経済は、戦後の荒廃からよく立ちなおり、ここ数十年間めざましい進展を見せ、昭和44年度の国民総生産は約60兆円で、自由世界において第2位になった。このような経済成長は国土の急激な開発をもたらすとともに、各方面における近代化の促進にも大きな役割りを果たしてきた。

近代化あるいは開発は、よく伝統あるいは保存に対する対立概念としてとらえられる。両者の関係は必ずしもそのような図式的な対立関係を示すものとは限らないが、最近の急激な近代化ないしは開発が諸種の伝統および過去の精神的業績および証拠物件である文化財に対し多くの好ましからざる影響を与えていることは何びとも否定できない事実といえよう。

1. 建造物等に対する影響

社寺建築の多くは、かつては建物の周囲の樹木、池泉、参道などとともに一体となった環境の中に保存されてきたが、最近では都市の膨張によって緑地がけずられ、住宅や工場などが密集して、火災のひん発や騒音、空気汚染等の危険にさらされている。また、市街地でバイパスや観光道路を建設する場合は、建設経費の軽減や密集民家の移転補償の困難を避けるため、比較的よく空地として残されてきた社寺の旧境内の一部を横ぎったり、指定建造物に近接して建設されることが多く、由緒ある社寺の区域そ

のものの保存に大きな影響を与えている（たとえば京都の広隆寺、奈良の法起寺などの場合）。さらに、自動車の通行による空気汚染や震動が指定建造物や銅鐘などの金属製品、内部の障壁画等に好ましくない影響を与えている（たとえば宇治の平等院鳳凰堂の場合）。

ことに明治洋風建築は、ほとんどが市街地にあるため、都市の再開発にともなって次々と姿を消し、（たとえば東京丸の内煉瓦街の場合）、そうでなくてさえ周辺建物が高層化し、ビル群の谷間に埋もれた観を呈し、また周辺も広告物その他不調和な色彩が多くなり景観をそこなう結果となっている。一方、生活の近代化に伴って各地方に残る古い伝統的な民家が加速度的に取りこわされている。また、一般庶民の歴史的生活環境の面影をとどめ歴史的景観をよく残している昔の宿場や城下町などの町並みも道路の拡幅や舗装、近代建築への建て替え等により次々にその本来の姿を消しつつあるし、山村等の過疎現象による部落の崩壊が山奥の集落によく起こり、古い民家がつぎつぎと消失している。

2. 民俗資料・無形文化財等に対する影響

ダム建設、干拓、山村振興事業、道路建設等の開発、農業・漁業・林業などの生産様式の変化、生活の近代化、人口移動等が進められるにつれて、古くからの風俗習慣やこれに用いられる器具等の民俗資料も急激にしかも気づかれないままに消滅しつつある。都会のデパート等における民具即売会等の盛況は、庶民の生活資料である民俗資料の急減による希少価値化の方向を示すものとも考えられよう。民俗資料の消滅とともに、経済事情、生活事情の変化により、従来、地方の旧家等に保存されてきた歴史資料の散逸、消滅の危険も大きくなっている。

民俗芸能や伝統的な工芸技術などの無形文化財に対する影響も大きい。

民俗芸能が今日まで維持されてきたのは民間信仰の力に負うところが多いが、それが失われつつある今日においては、民俗芸能を継承する最も有力な基盤が失われたといってもよい。過疎化になやむ農山村では、青年層の流出に伴う人口構成の老齢化現象により、伝統的な民俗芸能の後継者が得られず、その技法を後世に伝えることができないという事態がおこり、また、観光ブームに乗ってその純粹さを失って行く傾向もみられる。このほか芸能一般について、面、衣装、かつら、小道具、楽器等の用具の製作者および修理技術者がしだいに減少しつつあることは芸能保存の上から憂慮される場所である。

伝統的な工芸技術についても、機械産業の発達による類似品の大量生産に押されて伝統的な工芸品の需要が減少し、羅、唐組、久留米餅その他きわめて高い価値をもちながら衰亡の危機にひんしているものが少なくない。また、技術保存上欠くことのできない材料、用具等の製作技術も急速に衰滅の一途をたどっていることも見のがしえない。

3. 名勝・天然記念物等に対する影響

国民所得の増大と省力化等により生じた余暇の利用方法の変化は、最近の大量の観光旅行となってあらわれ、それに対応するために観光道路の建設をはじめとする観光開発が全国的にすすめられている。これらの観光開発は往々にして無秩序に行なわれ、名勝指定地の景観や風致の維持保存上好ましくない建物や広告物等の設置がなされ、名勝の価値を低下させる結果を招いているものが多い。また、庭園における借景のように、指定庭園は維持できても、周辺の環境の悪化によって庭園そのものの価値を半減させるものや、諸種の都市開発に伴って、地下水位の変動、池水の汚濁と枯渇、大気汚染による庭樹の枯死、周辺における高層建築の出現などによ

り、その価値を失うものもある（たとえば東京の旧浜離宮庭園、小石川後樂園、奈良の慈光院庭園、広島島の縮景園などの場合）。地下水のポンプアップによる池水の補給は、現在では旧大名庭園のほとんどすべてがこれを行なっている実情である（たとえば東京の六義園、京都の二条城庭園、岡山の後樂園、高松の栗林公園などの場合）。

工業化や国土開発による影響は天然記念物についても例外ではない。近年、水質の汚染は著しく、トンボ類などの水に関係のあるこん虫類、両生類、魚類等は大きな影響を受けている。しかし、最も顕著なのは農薬による被害である。古来、人々に親しまれてきたゲンジボタルは農薬によってえさを失い、急速にその姿を消しつつあり、コウノトリは農薬の使用によるドジョウ、フナ、甲かく類、水生こん虫等のえさの急激な減少とコウノトリ自体も農薬中毒と推定されるへい死が相つぎ、昭和32年の27羽が現在2羽になり、絶滅寸前の状態にある。また、トキについてもそのおそれが高く、現在繁殖期における主要採餌地では農薬の散布を禁止している。このほか、農薬の空中散布によってヒメハルゼミが激減した地域も少なくなく、サル生息地の北限といわれる青森県下北半島のサルの群れは、森林除草剤による影響が憂慮されている。

また、植物でも、富士山の自動車道路の開設に伴いその周辺のオオシラビソを主とする原始林が風しょう害で枯死したのをはじめ、各地のシイ、タブ原生林や低平地の湿原植物群落などは開発の進展に伴ってほとんどみられなくなったものも多い。亜熱帯性植物群落などは、天然記念物指定地以外はほとんど失われてしまったといえる。立山の自動車道路の開設は野犬、キツネなどの通行を容易にし、カモシカ、ライチョウの生息に直接、間接に大きな影響を及ぼしつつあり、ライチョウについては登山者の激増により生息範囲を著しくせばめられるなどの影響も認められる。問題は、

広域にわたる動植物の環境の悪化であり、観光開発による影響も大きい。

4. 史跡・埋蔵文化財包蔵地に対する影響

以上のように最近の急激な近代化や国土開発の影響は各種の文化財のうえに広く見られるが、なかでも最も大きな影響を受けているものは史跡および埋蔵文化財包蔵地である。これらの土地はかつてわれわれの祖先が生活等の場所としてきたところであるが、現在のわれわれにとっても居住等に適した場所であるだけに保存と開発との競合ないしは調整が大きな問題となる。ことに科学技術の進歩により大型土木機械が開発され、山を削り谷を埋めるといった大規模な開発が容易に行なわれるようになった現在、史跡や埋蔵文化財包蔵地の保存にとってその影響はきわめて大きいといわなければならない。

(1) 宅地開発

大都市周辺では、人口の集中と核家族化の進行等に伴い、宅地開発が広い面積にわたって行なわれ、また多くの住宅がいたるところで無秩序に建築されていく傾向にある。これらの行為が、史跡や名勝の現状変更となつてあらわれるとともに、埋蔵文化財包蔵地の広範な破壊につながっている。住宅用地等に対する需要を示す一指標として農地転用実績をみると、昭和43年には約3万1,000ヘクタールと、昭和34年の約1万1,000ヘクタールの2.8倍に達している。また建設省の推計によれば、昭和36年度から昭和40年度までの宅地供給量は約4万ヘクタールである。経済企画庁の推計によれば、今後20年間に人口の増大と核家族化の進行によって約1,650万戸の住宅と、25万ヘクタールの住宅地が必要であるとされている。住宅関係の開発による破壊の度はますます増大するであろう。

(2) 鉄道・道路開発

鉄道、道路の関係では、現在、国鉄による山陽新幹線の工事が、また日本道路公団による新規5道（東北・中央・北陸・中国・九州高速自動車道）の工事がすすめられ、それ以外にも新しい道路の建設や、バイパス路線の建設も各地で盛んに行なわれている。この種の建設工事は、その性質上予定路線の地域が限定されてくるため、史跡等指定地や埋蔵文化財包蔵地を完全にさけることが困難である場合がしばしばであり、保存と開発が競合することが多い。昭和45年度を初年度とする第6次道路整備5か年計画は10兆3,500億円の巨費を投じて実施することとされており、また、将来は日本全土に網の目のように新幹線を建設する構想が打ち出されている。この種の開発による文化財の破壊の危機もまた大きいものといわざるを得ない。

(3) 農地開発

一方、農村地帯においても、区画整理を中心とした農業構造改善事業や土地改良事業が大規模にすすめられている。土地改良、干拓、開拓等に投じられた国の予算は、昭和35年度に約390億円、昭和43年度には約1,394億円と急激な増加を示している。昭和44年7月に農業振興地域の整備に関する法律が制定され、5年間に1地域約500ヘクタールの地域を1,500か所指定して区画整理事業を実施することも計画されている。これらの事業の遂行のためには従来の田園景観や地形を大幅に変更することが必要である。そのために、史跡の現状変更や埋蔵文化財包蔵地が破壊される傾向にある。ことに農村においては研究者がとくに少ないため遺跡の存在がほとんど地元民に知られておらず、このため昭和44年度における農地関係の開発による発掘届け出の件数は100件、発掘届け出件数全体の13.4%であるが、実は、こうした法的な網の目にかからない破壊が相当数にのぼることが推定される。

(4) 最近の事例

これらの開発事業等と史跡、埋蔵文化財包蔵地の保存に関して問題となった事例は多数にのぼっている。

最近とくに問題となったのは前述（第3章第5節5「主要遺跡の保存」）の平城宮跡、飛鳥藤原地域、大宰府跡、多賀城跡のほか、史跡指定地では武蔵国分寺跡（八王寺市）、称名寺境内（横浜市）、永福寺跡、鎌倉八幡宮境内、和賀江嶋（以上鎌倉市）、難波宮跡（大阪市）、姫路城（姫路市）、大安寺旧境内（奈良市）などである。また、埋蔵文化財包蔵地としては、稲荷前古墳（横浜市）、森將軍塚古墳（更埴市）、伊場遺跡（浜松市）、原目山古墳群（福井市）、長岡宮跡（京都府向日町）、安瀧遺跡（高槻市）、一須賀古墳群（大阪府河内町、太子町）、池上・四ツ池遺跡（和泉市、堺市）、津島遺跡（岡山市）、草戸千軒遺跡（福山市）、綾羅木郷遺跡（下関市）、板付遺跡（福岡市）などがある。（付録I-5参照）

これらはいずれも宅地造成、住宅建築、道路建設等の公共事業およびそれらに関連する事業等によるものである。

第2節 近代化および開発への対応

近代化および開発の進展が、文化財にさまざまな形で大きな影響を与えていることは第1節においてみてきたとおりであるが、これに対処する方法としては、第2章から第5章まで、特に各章の「当面する問題」において述べてきた各種の対策、すなわち、広域指定を含む指定の促進と保存計画の樹立、土地の公有化および各種規制を含む環境保全対策と環境整備事業の推進、各種資料の調査、収集の促進、無形文化財の後継者の養成、埋蔵文化財包蔵地の実態把握および周知の徹底ならびに発掘調査体制の確立等の対策が何よりも急がなければならない。同時に、これに関連して、近代化および開発の進展に対応して文化財の保護の全きを期するためには、より基本的な方策の樹立とそれに応ずるための立法的、行政的、財政的の、さらにすすんで精神的な基礎づけがなされなければならないのである。

1. 国土計画の中への文化財保護の位置づけ

最近、近代化や開発が全国的に急速かつ大規模に進行し、その中で伝統的な文化財を保存することはきわめて困難な事業となっている。しかし、近代化および開発の進展も文化財の保護も、人間の文化的生活の向上をめざすものである以上、両者がともに生かされるような方途を開拓していかなければならない。従来は、どちらかといえば経済優先主義の立場から近代化や開発が優先し、文化財のような経済的効果の少ないものはほとんど顧みられない傾向があったが、これは人間の生活を物質的基準に重きをおいて判断した結果であり、最近はこのに対する反省も行なわれ、開発とともに、調和のとれた環境をつくり出す方向がしだいに打ち出されつつ

ある。この傾向をさらにおしすすめて、文化財の保護を開発の中に正当に位置づけるようにしなければならない。

国民が健康で文化的な生活が営めるような環境をつくり出すためには、開発側と文化財保護側はさらに相互理解を深めなければならないであろう。すなわち、開発側は経済一辺倒主義に墮することなく、より文化的な環境をつくるために文化財が果たす役割を十分に理解するとともに、文化財保護側は住民の福祉を十分に考慮し、より積極的に開発計画に参画し、新しい環境づくりに努力する必要がある。

一方最近のように開発の規模が全国的に、あるいは広域に行なわれるようになると、個々の文化財の保存を考えるのみでは十分な保護が行なわれにくくなる。たとえば新幹線や縦貫幹線道路の建設が行なわれる場合、個々の文化財を守るためには、路線計画全体を検討し、支障のある場合はその変更を求めるのでなければ、部分的に路線をまげるということはきわめて困難であり、都市計画事業についてもいったん決定した計画を後から変更することは非常に困難である。また、大規模な住宅団地が計画される場合にも道路、公園、学校、駐車場、商店街等を含めて配置計画等が決定されるので、後になって個々の文化財に支障があるからといって変更させようとしても困難を伴う場合が多い。

したがって、とくに土地に関連する史跡、名勝、天然記念物や埋蔵文化財包蔵地などの文化財の保護を適確に行なうためには、全国的ないしは地域的な国土開発計画のなかに文化財保護を取り入れる必要がある。とくに全国的な見地から、文化財の集中地域や良好な自然状態が残存している地域について広域にそれらを保存するために、国の段階における国土計画においてそれらを計画的に保存することが必要である。なお、そのために自然および歴史的環境保存のための大型プロジェクトの研究も急がれる。

昭和44年5月30日閣議決定をみた新全国総合開発計画においても「環境保全のための計画」の中に「自然および歴史的環境の保護保存」をとりあげ、自然と急激な開発により破壊されがちな史跡、歴史的建造物等とその歴史的環境について、開発計画のなかに取り入れて保存を図る方向を打ち出している。

また文化財は、一般に代替性に乏しく、移動が不可能なものであるから、土地利用計画の中に文化財を位置づける場合は、文化財を一定地域の核として位置づけ、その周囲に緑地、運動公園、教育教材園、博物館、美術館等を配置し、それらが全体として文化的な環境を作り出すような配慮が必要である。

今後の国土計画において重要なことは多様な文化的な生活空間の確保である。そのためにも文化財をさらに積極的に、計画的に国土計画の中にはめこんでいく必要がある。このことが、真の文化財の保存ともなり活用ともなり、ひいては国民の文化的向上と国土の健全な維持保全に資することとなるであろう。

2. 広域保存の推進

文化財の保護は点の保護であるといわれるが、これは必ずしも正確ではない。従来でも史跡、名勝、天然記念物については面の保護も行なってきた。しかし、今日のように開発によって自然が失われ、歴史的環境が悪化すると、広域保護の必要性はますます増大する。開発が急激でなかった時代においては、指定物件の周囲の環境はほとんど変化することがなく良好な状態を保っていたが、今日においてはそれが急激に悪化しているため、周囲の環境をも含めて保護しなければならなくなってきたためである。

たとえば、古墳群は自然環境の中に数多くの古墳が点在しているところ

に意義があり、古墳と古墳の間に建物が建てこんでしまえば古墳群としての歴史的立地条件は失われる。社寺の旧境内、借景庭園の借景等も同様であるが、最近では地下遺構の学術的重要性もこれに加えられ、広域の概念には地下の遺跡まで含めて考えなければならない。また、昔は各地に見られた城下町、宿場、民家集落等も往時の景観をとどめているものはきわめて少なくなり、集团的に保存する必要にせまられている。天然記念物でも、昔はブナ林は東日本各地に普遍的に見られたが、現在はこれらを自然林として広範に残していること自体に文化財としての価値をもつようになってきており、希少鳥類等にはその生息地や繁殖地が開発または汚染されることにより絶滅にひんしているものがある。このように、今や文化財は単体としてとらえるよりも、群または集団として、一体的、広域的に保護を図らなければならないようになってきている。

しかし、このような広域保存を図る上で問題となるのは規制の方法と保存管理の問題である。文化財保護法では指定地については現状変更の規制ができるが、指定地の周辺の地域については規制措置はほとんど講ずることができない。現在、一部は自然公園法、都市公園法、都市計画法等による規制によっているところもあるが、より十全な保護を図るため文化財保護法の検討の必要も生じている。

3. 関係行政機関等との連携の強化

文化財保護を国土計画の中に位置づけ、また、広域に保存を図るためには、関係行政機関その他との連携を密にする必要がある。

開発と文化財保護との調整をはかる際、もっとも重要な点は、保護行政側が開発計画をどの時点で把握するかということであり、この把握の時期を失すると、史跡や埋蔵文化財の保護のために、保護行政側も、また開発

側も大きな犠牲を支払わなければならないことになる。たとえば、名神、東名高速道路や東海道新幹線などの建設に際しては、ほとんど計画路線が決定してから、保護行政側がこの計画を知るといった事態になったため、重要な遺跡のいくつかが問題となり、工事計画を変更することになったが、そのために費やされた犠牲は単に金銭的なものばかりではない。

こうした不測の事態を解消するべく、文化庁では開発関係の公団、公社等との間に「埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する覚書」を交換して、事前協議を制度化しているが、これらの機関、団体等がすべての開発事業を実施しているのではなく、むしろ実際に事業を担当することが多い地方公共団体における事前協議体制の方が問題となるであろう。地方公共団体とその機関である開発関係公社等との間の協議、または都道府県教育委員会と知事部局との間の事前協議制度を確立する必要がある。そのためには文化財保護行政側の体制の充実と保護関係者側のたゆまぬ努力、開発関係者側の理解と協力が不可欠といえよう。

4. 文化財保護と観光利用の調整

近年、所得の向上と余暇の増大等により、国民の観光に対する関心はきわめて高く、観光資源として文化財が占める位置はますます重要性を加えつつある。観光への関心がひいては文化財への関心となり、さらには文化財の保護に対する意識の盛り上がりとなっていることは、観光の文化財保護に対する貢献の一つであって、歓迎すべきことであることは確かであるが、一方、観光需要の激増に伴い、各地に過剰利用の傾向がみえ、文化財保護に対する弊害も目だってきている。

文化財には、その保護が可能な範囲内で観光需要に応ずべき基本的限界があることはいうまでもないが、このように観光利用が増大すると許容

限度を定めることが重要な課題となり、たとえば立ち入り禁止区域、入場定員、公開日数の設定等、文化財の性質と状況に応じていろいろな段階の制限が必要になる。

また、観光需要と相関関係にある観光開発のあり方は文化財保護にかかる大きな問題の一つである。各種観光施設、観光道路、駐車場、屋外広告物等が文化財の価値をそこなうことが少なくないので、観光開発関係者の自覚と協力が望まれるが、文化財の管理者側としても、まず文化財を本来の姿に維持するための管理計画を樹立しておかなければならない。

観光資源があつての観光であり、観光資源を失うことは観光そのものの自殺行為にはかならない。文化財を観光資源として扱う場合は特にこの点の認識が肝要であり、文化財を将来にわたってよりよい環境で、より長く活用できるよう慎重な配慮が望まれる。一般利用者もまた、文化財を大切にし、環境を美しく保つことに協力されることが望まれる。

5. 私有財産権の尊重と住民生活への配慮

文化財は国民的財産であり、国民全体で保護していかなければならないことはいうまでもないが、具体的には、文化財の多くは私人によって所有されているので、文化財の保護と私有財産権との調整が必要である。

文化財の所有者は、貴重な文化財の管理の責に任じているのであるから、指定に伴う各種の規制を受け、またみだりにき損したり、破壊したりしてはならないことは当然であるが、特に最近のように開発により文化財が破壊の危機にさらされているときは、所有者の自覚にまつ面がきわめて大きい。

一方、国や地方公共団体は、所有者等から文化財の現状変更の申請がなされる場合は、文化財の価値をそこなわない限りできるだけ所有者の希望

をとり入れるよう配慮するとともに、固定資産税の非課税措置や修理、復旧、防災等のために必要な場合は補助を行なうなど、所有者の便益を図っている。しかし、さらに国民的立場から、相続税の減免措置や管理費、維持費の国庫補助、あるいは現状変更不許可の際の補償措置等についても検討される必要がある。

また、最近では開発に対処して史跡等の文化財の保護をすすめるために広域的な保存を図る必要が生じているが、その場合には、規制の対象となる範囲が広範囲に及ぶとともに、その区域内に生活の本拠をもつ住民が多数含まれることとなるので、規制の措置と対応して、国または地方公共団体による土地の買上げ、税の減免、規制等に伴う特別費用の補助など、住民の生活を考慮した措置をさらに積極的に進めていく必要がある。

6. 文化財保護体制等の充実

これまでに述べたような問題点を解決するためには文化財保護行政側だけでは処理しえないものもあるが、国、地方公共団体の文化財保護行政機関の責任によって解決されるべきことがらも多い。したがって国および地方公共団体の文化財保護体制等の充実を図り、急激な変化に対処しつつ文化財の保存と活用のために万全を期す必要がある。

そのため国においては、とくに最近の急激な開発と文化財の広域的保存の要請に対処するため、史跡、埋蔵文化財の保護行政組織の整備が望まれる。また、随所に述べたように、広域保存、指定地の住民への配慮、埋蔵文化財包蔵地の保護等に関して法律改正等の検討を行なう必要もあろう。

なお、文化財保護の諸施策を実施するために必要な国の予算は昭和45年度約54億円にとどまり、前述した各種の問題に対処して文化財保護の全きを期するためには画期的な増額が必要である。ことに国の国土開発関係子

算（土地改良、道路、住宅、港湾、林道、都市計画等の各事業費）をみると、昭和40年度と昭和44年度を比較してみても約5,141億4,000万円から約9,072億円と約3,930億円、76%の増となっており、国土開発に關係のある文化財保護のためには、国土開発関係予算とある程度バランスのとれた額の計上が望まれる。

文化財保護における地方公共団体の役割は大きい。都道府県は、条例を定めて区域内の文化財の保護に当たるとともに、文化財の保護に関する国の権限の一部の委任を受けてその事務を行なっているが、最近、開発に対応する事務量が著しく増大し、それに忙殺されている。都道府県教育委員会に文化課または文化財保護課が置かれ、文化財保護行政を専管しているものは13都道府県にすぎず、他は社会教育課で事務を行なっているが、各都道府県に文化財専管課が設置されることが期待されている。都道府県教育委員会における文化財保護行政の陣容はなお十分でなく、最近においては埋蔵文化財のみならず、歴史資料、民俗資料、民家、民俗芸能、地方工芸技術等の保護の必要性が叫ばれているだけに、これらの保護体制の充実喫緊の要務である。

都道府県の文化財関係の予算は前述のとおり昭和44年度までの10年間に10倍以上の伸びを示しているが、絶対額からいえば総額21億円弱は、まだまだ事業の需要量にほど遠いといわなければならない。

市町村においては、一部の市を除きその組織は弱体である。しかし、史跡の所在する市町村の長が「全国史跡整備市町村協議会」を結成し、史跡の保存と活用に積極的に努力している例もある。また、地域により文化財の所在数にかなりの差があるが、昭和45年3月31日現在、3,281市町村のうち1,555市町村に文化財保護条例が制定されている。市町村においても文化財担当専任職員を置くことは望ましいが、とくに学校、公民館や民

間の有識者の協力を得て文化財保護体制の充実を図る必要がある。

7. 文化財の理解と愛護精神の高揚

最近の急激な近代化と開発の進展に伴って、全国各地で文化財が数多く消滅し、あるいは破壊の危機にひんしている。文化財は長い年月のあいだわれわれの祖先により守り伝えられてきた貴重な国民的財産であるから、文化財を守ることは国民全体の義務であるといえる。しかし、その義務を現実に果たすためには、地域住民が地域の文化財に愛情をもつことが何よりも大切である。このため文化庁では従来から「文化財愛護モデル地区」を設け、あるいは文化財愛護少年団の育成につとめている。

近代化や開発の進展に伴う破壊等の危険とともに、これを期として文化財に対する理解と関心も高まっているが、開発事業者や土地所有者等に文化財を尊重する意識さえあれば、文化財を破壊等から守ることが決して不可能でない場合があまりにも多い。文化財を保護するために、国、地方公共団体の適切な施策の実施はもとよりであるが、国民全体が文化財の意義を理解し、文化財を愛護する気持ちをもつことが何よりも大切であろう。

文化財は、わが国の文化の基本であるばかりでなく、世界人類の宝である。文化財はそこから何かを引き出そうとする人には尽きない恩恵を与える。昨今、人間性の回復が叫ばれているとき、文化財はわれわれに人間性を回復させ、新しい文化創造の源泉を啓示する。時代とともに生きている文化財を、国民的財産として永久に継承していくことは、われわれ国民に課された重要な課題である。

付 録

I 参 考 資 料

1. 指 定 基 準 等

(1) 国 宝 及 び 重 要 文 化 財 指 定 基 準

(昭和 26 年 5 月 10 日 文化財保護委員会告示第 2 号)

絵画，彫刻の部

重要文化財

- 1 各時代の遺品のうち製作優秀で，わが国の文化史上貴重なもの
- 2 わが国の絵画彫刻史上，特に意義のある資料となるもの
- 3 題材，品質，形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- 4 特殊な作者，流派あるいは地方様式等を代表する顕著なもの
- 5 渡来品でわが国の文化にとって特に意義のあるもの

国 宝

重要文化財のうち製作がきわめてすぐれ，且つ，文化史的意義の特に深いもの

書跡，典籍，古文書の部

重要文化財

- 1 書跡類は写経，宸翰，和漢名家筆跡，古筆，墨跡，法帖等の中から書道史上の代表と認められるもの，又は史料的に価値の高いもの
- 2 典籍類は，写本類では和書，漢籍，著述稿本，聖教等に分ち，その原本又は優秀な古写本，あるいは系統的・歴史的にままとまっている重要なもの。版本類は和漢古刻史上の代表であってまれな遺品とし，一切経のごときは宋元版等であって全蔵又は残欠の少ないもの

の

- 3 古文書類は歴史上重要と認められるもの、及び相当数まとまって史料価値の高いもの。日記記録類は学術上価値の高いものの原本、又はこれに準ずるもの
- 4 西域出土本、洋書類は稀覯にして学術的価値の高いもの

国 宝

重要文化財のうち特に学術的価値が高いもの、又は特に美術的に優秀なもの

工芸の部

重要文化財

- 1 各時代の遺品中、製作が特に優秀なもの
- 2 わが国の工芸史上あるいは文化史上特に貴重なもの
- 3 形態、品質、技法又は用途等が特異で意義の深いもの
- 4 渡来品でわが国の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

国 宝

重要文化財のうち製作がきわめてすぐれ、且つ、文化史的意義の特に深いもの

考古の部

重要文化財

- 1 石器、土器、骨角牙器、木製品、玉類、土偶、土版等の石器時代遺物で特に学術的価値の高いもの
- 2 銅鐸、銅剣、銅鉾等を始め、金石併用期時代の遺物と認められる学術的に貴重な資料
- 3 古墳及びその他の遺跡の出土品、又は特異な伝世品で、学術的価値の高いもの

- 4 古墳以後の制にかかるとされる墳墓、飛鳥奈良朝以後の寺跡、経塚等の出土品で、学術的に貴重な資料となるもの
- 5 右のほか宗教、教育、学芸、産業、政治、軍事、生活等の遺跡の出土品又は遺物で、歴史的意義深く学術資料として重要なもの、又は製作上価値の高いもの

国 宝

重要文化財のうち更に学術的価値が高く代表的なものの
建造物の部

重要文化財

建築（堂塔、社殿、宮殿、城廓、書院、茶室、民家、その他）、橋梁等の各時代建造物遺構及びその部分並びに建造物の模型、厨子、仏壇、墓、碑等で建築的技法になるもののうち

- 1 意匠的に優秀なもの
- 2 技術的に優秀なもの
- 3 歴史的価値の高いもの
- 4 流派のあるいは、地方的特色において顕著なもの

但し、室町時代以降のものについては、特に代表的又は特殊なもの

国 宝

重要文化財のうちきわめて優秀で、且つ、文化史的意義の特に深いもの

(2) 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

(昭和26年5月10日 文化財保護委員会告示第2号)

史 跡

下に掲げるもののうちわが国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、且つ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 1 貝塚、遺物包含地、住居跡（竪穴住居跡、敷石住居跡、洞穴住居跡等）、古墳、神籠石その他この類の遺跡
- 2 都城跡、宮跡、大宰府跡、国郡庁跡、城跡、防塁、古戦場その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内、経塚、磨崖仏その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 聖廟、藩学、郷学、私塾、文庫その他教育学芸に関する遺跡
- 5 菜園跡、慈善施設、その他社会事業に関する遺跡
- 6 関跡、一里塚、並木街道、条里制跡、堤防、窯跡、市場跡その他産業交通土木に関する遺跡
- 7 墳墓並びに碑
- 8 旧宅、園池、井泉、樹石及び特に由緒ある地域の類
- 9 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

下に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであって、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的なものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所

- 4 鳥獣、魚虫などの棲息する場所
- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、涌泉
- 8 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

下に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

1 動物

- (1) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (2) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (4) 日本に特有な畜養動物
- (5) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖された現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (6) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相

- (3) 代表的高山植物帯，特殊岩石地植物群落
 - (4) 代表的な原野植物群落
 - (5) 海岸及び砂地植物群落の代表的なもの
 - (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
 - (7) 洞穴に自生する植物群落
 - (8) 池泉，温泉，湖沼，河，海等の珍奇な水草類，藻類，蘚苔類，微生物等の生ずる地域
 - (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
 - (10) 著しい植物分布の限界地
 - (11) 著しい栽培植物の自生地
 - (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地
- 3 地質鉱物
- (1) 岩石，鉱物及び化石の産出状態
 - (2) 地層の整合及び不整合
 - (3) 地層の褶曲及び衝上
 - (4) 生物の働きによる地質現象
 - (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
 - (6) 洞穴
 - (7) 岩石の組織
 - (8) 温泉並びにその沈澱物
 - (9) 風化及び侵蝕に関する現象
 - (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
 - (11) 氷雪霜の営力による現象
 - (12) 特に貴重な岩石，鉱物及び化石の標本
- 4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

(3) 重要民俗資料指定基準

(昭和29年12月25日 文化財保護委員会告示第58号)

- 1 次に掲げる民俗資料のうち，その形様，製作技法，用法等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので，典型的なものを
- (1) 衣食住に用いられるもの。たとえば衣服，装身具，飲食用具，光熱用具，家具調度，住居等
 - (2) 生産・生業に用いられるもの。たとえば農具，漁猟具，工匠用具，紡織用具，作業場等
 - (3) 交通・運輸・通信に用いられるもの。たとえば運搬具，舟車，飛脚用具，関所等
 - (4) 交易に用いられるもの。たとえば計算具，計量具，看板・鑑札，店舗等
 - (5) 社会生活に用いられるもの。たとえば贈答用具，警防・刑罰用具，若者宿等
 - (6) 信仰に用いられるもの。たとえば祭祀具，法会具，奉納物，偶像類，呪術用具，社祠等
 - (7) 民俗知識に関して用いられるもの。たとえば曆類，卜占用具，医療具，教育施設等
 - (8) 民俗芸能・娯楽・遊戯，嗜好に用いられるもの。たとえば衣裳道具，楽器，面・人形，玩具，舞台等
 - (9) 人の一生に関して用いられるもの。たとえば産育用具，冠婚葬祭用具，産屋等

(10) 年中行事に用いられるもの。たとえば正月用具、節句用具、盆用具等

2 前項各号に掲げる有形の民俗資料の収集で、その目的、内容等が次の各号の一に該当し特に重要なもの

- (1) 歴史的変遷を示すもの
- (2) 時代的特色を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの
- (4) 生活階層の特色を示すもの
- (5) 職能の様相を示すもの

3 他民族に係る前二項に掲げる有形の民俗資料又はその収集で、わが国民の生活文化との関連上特に重要なもの

(4) 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗資料選択基準

(昭和29年12月25日 文化財保護委員会告示第59号)

1 次に掲げる無形の民俗資料のうち、その由来、内容等においてわが国民の基盤的な生活文化の特色を示すもので、典型的なもの

- (1) 衣食住に関するもの。たとえば服飾習俗、飲食習俗、居住習俗等
- (2) 生産・生業に関するもの。たとえば農耕、漁猟、工作、紡織等に関する習俗
- (3) 交通・運輸・通信に関するもの。たとえば旅行に関する習俗等
- (4) 交易に関するもの。たとえば市、行商、座商、両替、質等の習俗
- (5) 社会生活に関するもの。たとえば社交儀礼、若者組、隠居、共同作業等の習俗
- (6) 口頭伝承に関するもの。たとえば伝説、昔ばなし等
- (7) 信仰に関するもの。たとえば祭祀、法会、祖霊信仰、田の神信

仰、巫俗、つきもの等

(8) 民俗知識に関するもの。たとえば暦数、禁忌、卜占、医療、教育等

(9) 民俗芸能・娯楽・遊戯・嗜好に関するもの。たとえば祭礼行事、競技、童戯等

(10) 人の一生に関するもの。たとえば誕生、育児、年祝い、婚姻、葬送、墓制等

(11) 年中行事に関するもの。たとえば正月、節分、節句、盆等

2 無形の民俗資料のうち、前項には該当しないが、重要民俗資料の特質を理解するため特に必要なもの

3 他民族に係る前二項に掲げる無形の民俗資料で、わが国民の生活文化との関連上特に重要なもの

(5) 重要無形文化財の指定及び保持者の認定の基準

(昭和29年12月25日 文化財保護委員会告示第55号)

1. 重要無形文化財の指定基準

〔芸能関係〕

- 1 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち次の各号の一に該当するもの
 - (1) 芸術上特に価値の高いもの
 - (2) 芸能史上特に重要な地位を占めるもの
 - (3) 芸術上価値が高く又は芸能史上重要な地位を占め、かつ、地方的又は流派の特色が顕著なもの
- 2 前項の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの
- 3 前二項の芸能又は技法を成立させる上に欠くことのできない重要な技能又は技術で次の各号の一に該当するものは、当該芸能又は技法の

一部として、又はそれらとともに指定することができる。

- (1) 当該芸能又は技法の表現に伴う技能で優秀なもの
- (2) 当該芸能又は技法の表現に欠くことのできない用具等の製作、修理等の技術で優秀なもの

〔工芸技術関係〕

1. 陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術のうち次の各号の一に該当するもの

- (1) 芸術上特に価値の高いもの
- (2) 芸術に資する技術として特に貴重なもの
- (3) 工芸史上特に重要な地位を占めるもの
- (4) 芸術上価値が高く、芸術に資する技術として貴重であり又は工芸史上重要な地位を占めるもので、かつ、地方的特色が顕著なもの

2. 有形文化財の修理、模写、模造等の技術又は規矩術等の建築術その他美術に関する技術で特に価値の高いもの

2. 重要無形文化財の保持者の認定基準

〔芸能関係〕

1. 重要無形文化財に指定される芸能、芸能の技法又は技能若しくは技術（重要無形文化財の指定基準〔芸能関係〕第三項の技能又は技術をいう。以下同じ。）を高度に体現できる者（二人以上の者が一体となって芸能、芸能の技法又は技能若しくは技術を高度に体現する場合には、これらの者を一体として保持者に認定することができる。）
2. 重要無形文化財に指定される芸能、芸能の技法又は技能若しくは技術を正しく体得し、かつ、これに精進している者
3. 重要無形文化財に指定される芸能の性格上保持者とすべき者

(6) 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準

(昭和29年12月25日 文化財保護委員会告示第56号)

〔芸能関係〕

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法並びにこれらの芸能又はその技法を成立させる上に欠くことのできない技能又は技術のうち、わが国の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの。ただし、重要無形文化財に指定されたものを除く。

〔工芸技術関係〕

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術及び有形文化財の修理、模写、模造等の技術、規矩術等の建築術その他に関する技術のうち、わが国の工芸技術又は美術に関する技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの。ただし、重要無形文化財に指定されたものを除く。

2. 指定件数等

(1) 国宝指定件数

(昭和45年8月31日現在)

| 種別 | 絵画 | 彫刻 | 工芸 | 書跡 | 考古 | 小計 | 建築物 | | 計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-------|
| | | | | | | | 件数 | 棟数 | |
| 北海道 | | | | | | 2 | | | 2 |
| 青森 | | | 2 | | | 2 | | | 2 |
| 岩手 | | | 4 | | | 4 | | | 4 |
| 宮城 | | | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 秋田 | | | | 2 | | 2 | | | 2 |
| 山形 | | | 1 | | | 1 | | | 1 |
| 福島 | | | 2 | 3 | | 5 | 1 | 1 | 6 |
| 茨城 | | | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 栃木 | | | 1 | | | 1 | | | 1 |
| 群馬 | | | 4 | 6 | | 10 | 6 | 9 | 16 |
| 埼玉 | | | | 1 | | 1 | | | 1 |
| 千葉 | | | 1 | 2 | | 3 | | | 3 |
| 東京 | 49 | 1 | 89 | 68 | 10 | 217 | 1 | 1 | 218 |
| 神奈川 | 7 | 1 | 7 | 5 | | 20 | 2 | 2 | 22 |
| 新潟 | | | | | | | | | |
| 富山 | | | 4 | | | 4 | | | 4 |
| 石川 | | | 3 | 1 | | 4 | 2 | 2 | 6 |
| 福井 | 2 | | 1 | | | 3 | 2 | 2 | 5 |
| 山梨 | | | 1 | | | 1 | 5 | 10 | 5 |
| 長野 | | | 1 | 1 | | 2 | 3 | 3 | 5 |
| 岐阜 | 1 | | 7 | 5 | | 13 | | | 13 |
| 静岡 | 1 | | 1 | 5 | | 7 | 2 | 2 | 9 |
| 愛知 | | | | 3 | 1 | 4 | | | 4 |
| 三重 | 4 | 4 | 4 | 20 | 1 | 33 | 22 | 23 | 55 |
| 滋賀 | 48 | 32 | 14 | 88 | 3 | 185 | 46 | 58 | 231 |
| 京都 | 8 | 4 | 22 | 13 | 3 | 50 | 5 | 8 | 55 |
| 大阪 | 1 | 1 | 3 | 9 | 1 | 15 | 11 | 14 | 26 |
| 奈良 | 9 | 69 | 39 | 13 | 8 | 138 | 61 | 68 | 199 |
| 和歌山 | 9 | 3 | 5 | 10 | 1 | 28 | 7 | 7 | 35 |
| 鳥取 | 1 | | | | 1 | 2 | 1 | 1 | 3 |
| 島根 | | | 2 | | | 2 | 2 | 2 | 4 |
| 岡山 | 2 | | 2 | | | 4 | 2 | 2 | 6 |
| 広島 | 1 | | 9 | 1 | | 11 | 7 | 12 | 18 |
| 山口 | 1 | | 3 | 2 | | 6 | 3 | 3 | 9 |
| 徳島 | | | | | | | | | |
| 香川 | | | | 2 | | 2 | 2 | 2 | 4 |
| 愛媛 | | | 8 | | 1 | 9 | 3 | 3 | 12 |
| 高松 | | | 1 | | | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 福岡 | 1 | | 5 | 2 | 4 | 12 | | | 12 |
| 佐賀 | | | | | | | 3 | 3 | 3 |
| 長門 | | | | | | | 2 | 4 | 3 |
| 熊本 | | | | | | | | | |
| 大分 | | | 1 | | | 1 | 2 | 4 | 3 |
| 宮崎 | | | | | | | | | |
| 鹿児島 | | | | | | | | | |
| 鹿 | 145 | 115 | 248 | 264 | 34 | 806 | 207 | 249 | 1,013 |

(2) 重要文化財指定件数

(昭和45年8月31日現在)

| 種別 | 絵画 | 彫刻 | 工芸 | 書跡 | 考古 | 小計 | 建築物 | | 計 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----|-------|-------|-------|--------|
| | | | | | | | 件数 | 棟数 | |
| 北海道 | 1 | 1 | 3 | | | 5 | 7 | 15 | 12 |
| 青森 | | 2 | 10 | | | 12 | | | 12 |
| 岩手 | 2 | 19 | 11 | 3 | 1 | 36 | 9 | 9 | 45 |
| 宮城 | 1 | 6 | 6 | 3 | 5 | 21 | 10 | 14 | 31 |
| 秋田 | 3 | | 3 | 1 | | 7 | 5 | 6 | 12 |
| 山形 | 5 | 4 | 29 | 10 | 3 | 51 | 17 | 17 | 68 |
| 福島 | 3 | 23 | 15 | 2 | 5 | 48 | 15 | 15 | 63 |
| 茨城 | 7 | 14 | 9 | | 2 | 32 | 16 | 22 | 48 |
| 栃木 | 7 | 7 | 52 | 35 | 3 | 104 | 21 | 119 | 125 |
| 群馬 | 2 | 2 | 5 | 3 | 9 | 21 | 14 | 16 | 35 |
| 埼玉 | 5 | 9 | 13 | 4 | 4 | 35 | 11 | 23 | 46 |
| 千葉 | 4 | 11 | 10 | 9 | 3 | 37 | 19 | 19 | 56 |
| 東京 | 382 | 165 | 595 | 541 | 72 | 1,755 | 36 | 55 | 1,791 |
| 神奈川 | 68 | 60 | 66 | 74 | 9 | 277 | 40 | 47 | 317 |
| 新潟 | 4 | 15 | 8 | 10 | 2 | 39 | 16 | 26 | 55 |
| 富山 | 2 | 8 | 2 | 5 | 1 | 18 | 10 | 12 | 28 |
| 石川 | 8 | 10 | 20 | 28 | 2 | 68 | 30 | 43 | 98 |
| 福井 | 11 | 26 | 9 | 13 | | 59 | 17 | 17 | 76 |
| 山梨 | 8 | 13 | 7 | 5 | | 33 | 37 | 38 | 70 |
| 長野 | 6 | 38 | 18 | 4 | 2 | 68 | 52 | 65 | 120 |
| 岐阜 | 5 | 42 | 21 | 12 | 1 | 81 | 25 | 42 | 106 |
| 静岡 | 30 | 12 | 55 | 28 | 2 | 127 | 14 | 26 | 141 |
| 愛知 | 35 | 33 | 55 | 65 | 2 | 190 | 57 | 85 | 247 |
| 三重 | 17 | 59 | 18 | 30 | 6 | 130 | 13 | 15 | 143 |
| 滋賀 | 93 | 367 | 50 | 63 | 4 | 577 | 163 | 192 | 740 |
| 京都 | 450 | 338 | 127 | 658 | 23 | 1,596 | 252 | 446 | 1,848 |
| 大阪 | 100 | 100 | 191 | 97 | 23 | 511 | 69 | 107 | 580 |
| 奈良 | 92 | 97 | 58 | 64 | 29 | 340 | 80 | 169 | 420 |
| 和歌山 | 81 | 468 | 201 | 181 | 31 | 962 | 233 | 303 | 1,195 |
| 鳥取 | 66 | 98 | 62 | 48 | 5 | 279 | 67 | 92 | 346 |
| 島根 | 3 | 17 | 4 | 1 | 5 | 30 | 7 | 9 | 37 |
| 岡山 | 7 | 20 | 21 | 7 | 5 | 60 | 13 | 26 | 73 |
| 広島 | 23 | 16 | 34 | 3 | 4 | 80 | 39 | 87 | 119 |
| 山口 | 10 | 39 | 59 | 17 | 2 | 127 | 42 | 54 | 169 |
| 徳島 | 10 | 16 | 25 | 14 | 3 | 68 | 20 | 23 | 88 |
| 香川 | 6 | 14 | | 3 | 2 | 25 | 3 | 3 | 28 |
| 愛媛 | 21 | 32 | 16 | 9 | | 78 | 17 | 23 | 95 |
| 高松 | | 13 | 87 | 4 | 1 | 105 | 34 | 82 | 139 |
| 福岡 | 2 | 50 | 10 | 1 | | 63 | 9 | 25 | 72 |
| 佐賀 | 11 | 48 | 28 | 10 | 25 | 122 | 18 | 18 | 140 |
| 長門 | | 13 | 4 | 1 | 2 | 20 | 4 | 5 | 24 |
| 熊本 | 1 | | 1 | 1 | | 3 | 15 | 17 | 18 |
| 大分 | 2 | 10 | 3 | 7 | 3 | 25 | 12 | 30 | 37 |
| 宮崎 | 2 | 22 | 10 | 2 | 1 | 37 | 17 | 20 | 54 |
| 鹿児島 | | 3 | | 1 | 1 | 5 | 1 | 1 | 6 |
| 鹿 | 2 | 1 | 28 | 15 | | 36 | 3 | 3 | 16 |
| 鹿 | | | | | | | | | |
| 計 | 1,598 | 2,361 | 2,062 | 2,092 | 306 | 8,419 | 1,622 | 2,502 | 10,041 |

(注) 重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

(3) 国宝・重要文化財指定美術工芸品種目別件数 (昭和45年8月31日現在)

① 絵画

| 指定 | 区分 | 壁画 | 仏画 | 図像 | 垂跡画 | 肖像画 |
|-------|----|----------|-----|----|-----|-----|
| 国 宝 | | (4) | 37 | — | 1 | 13 |
| 重要文化財 | | 7 (1) | 395 | 35 | 34 | 190 |
| 計 | | 7 (5) | 432 | 35 | 35 | 203 |

(注) かつこ内は建造物の一部で、美術工芸品の絵画としても国宝もしくは重要

② 彫刻

| 指定 | 区分 | 木 造 | | | | 銅 造 | | | | 光背 銘記 |
|-------|----|-------|---------|---------|-----------|----------|-----|---------|----|----------|
| | | 仏像 | 神像 等 | 肖像 等 | 仮面狛 犬等 | 板彫 仏龕 | 仏像 | 押出 仏 | 神像 | |
| 国 宝 | | 60 | 5 | 8 | — | 2 | 11 | — | — | — |
| 重要文化財 | | 1,682 | 84 | 129 | 90 | 16 | 135 | 6 | 1 | 5 |
| 計 | | 1,742 | 89 | 137 | 90 | 18 | 146 | 6 | 1 | 5 |

③ 工芸品

| 指定 | 区分 | 金工 | 漆工 | 陶磁 | 染織 |
|-------|----|-----|-----|-----|----|
| 国 宝 | | 43 | 26 | 13 | 7 |
| 重要文化財 | | 436 | 190 | 126 | 75 |
| 計 | | 479 | 216 | 139 | 82 |

④ 書跡

| 指定 | 区分 | 和書 | 漢籍 | 仏典 | 文書・記録 |
|-------|----|-----|-----|-----|-------|
| 国 宝 | | 56 | 46 | 67 | 49 |
| 重要文化財 | | 331 | 92 | 532 | 453 |
| 計 | | 387 | 138 | 599 | 502 |

⑤ 考古

| 指定 | 区分 | 先史時代 | | 原史時代 | | |
|-------|----|--------------|-------------|------------|----------|---------------|
| | | 縄文・弥 生式遺物 | 銅鐸等青 銅遺物 | 古墳一 括遺物 | 鏡 その他 | 埴輪・石人 ・石馬等 |
| 国 宝 | | — | 2 | 3 | 5 | — |
| 重要文化財 | | 35 | 28 | 11 | 34 | 33 |
| 計 | | 35 | 30 | 14 | 39 | 33 |

(注) いずれも重要文化財の件数は国宝の件数を含む。

| 大和絵 | 水墨画 | 障屏画 | 世近画 | 明治 以降 | 中国 朝鮮等 | 計 |
|-----|-----|------------|-----|----------|-----------|--------------|
| 31 | 13 | 20 | 3 | — | 27 | 145 (4) |
| 220 | 100 | 178 (3) | 73 | 20 | 201 | 1,453 (4) |
| 251 | 113 | 198 (3) | 76 | 20 | 228 | 1,598 (8) |

文化財の取扱いをするもので外数である。

| 乾漆造 | | 塑 造 | | 石 造 | | 鉄 造 その他 | | 外国 | 計 |
|-----|----|-----|----|-----|----------|------------|----------|----------|-------|
| 仏像 | 肖像 | 仏像 | 肖像 | 仏像 | 狛犬 獅子 | 磨崖 仏 | 石膏 仏像 | 光背 作品 | |
| 14 | 3 | 6 | 1 | — | — | — | — | 4 | 115 |
| 20 | 1 | 9 | 3 | 7 | 6 | 4 | 2 | 10 | 35 |
| 34 | 4 | 15 | 4 | 7 | 6 | 4 | 2 | 10 | 2,246 |

| 石玉牙 | 雑 | 武 器 | 計 | |
|-----|----|-----|-------|-------|
| | | 刀 剣 | 甲冑弓矢鞍 | |
| 0 | 16 | 122 | 21 | 248 |
| 38 | 41 | 754 | 154 | 1,814 |
| 38 | 57 | 876 | 175 | 2,062 |

| 墨跡・古筆 | 版 本 | 金石文等 | 西域本・洋本 | 計 |
|-------|-----|------|--------|-------|
| 31 | 13 | 2 | — | 264 |
| 260 | 117 | 15 | 28 | 1,828 |
| 291 | 130 | 17 | 28 | 2,092 |

| 歴 史 | | 時 代 | | | 中 国 朝 鮮 | 計 |
|-----------|--------------|-----------|-----|------------|------------|-----|
| 火葬墓 遺品 | 寺院址 品及磚瓦類 | 経塚 出土品 | 塔婆類 | 金石文 及印類 | | |
| 5 | — | 8 | 1 | 4 | — | 34 |
| 18 | 23 | 32 | 10 | 20 | 8 | 272 |
| 23 | 27 | 40 | 11 | 24 | 8 | 306 |

(4) 国宝・重要文化財指定建造物種類別棟数 (昭和45年8月31日現在)

| 種 類 | 国 宝 | 重 要 文 化 財 | 種 類 | 国 宝 | 重 要 文 化 財 |
|-------|-----|--------------|------|-----|--------------|
| 神社建築 | | | 商業建築 | | 5 |
| 殿 | 46 | 515 | 學校建築 | | 20 |
| 靈屋 | 1 | 12 | 宗教建築 | 1 | 4 |
| 門 | 3 | 113 | 往宅 | | 12 |
| 鳥居 | | 木造 | 門 | | 3 |
| | | 石造 | その他 | | 3 |
| | | 銅造 | | | |
| 厨子 | | 1 | 民家建築 | | |
| その他 | 6 | 161 | 主屋 | | 88 |
| 寺院建築 | | | 農家 | | 15 |
| 堂 | 79 | 389 | 町家 | | 11 |
| 塔 | 30 | 110 | その他 | | 8 |
| 方丈・庫裏 | 8 | 48 | 離倉 | | 43 |
| 門 | 16 | 152 | 門 | | 26 |
| 厨子 | | 12 | その他 | | 12 |
| その他 | 19 | 116 | 石造塔碑 | | 168 |
| 城郭建築 | | | 塔 | | 10 |
| 天客 | 4 | 16 | 碑 | | 9 |
| 櫓 | 4 | 87 | その他 | | |
| 門 | | 64 | 銅造物 | | 6 |
| その他 | | 62 | 塔 | | 4 |
| 住宅建築 | | | 門 | | |
| 書院 | 22 | 85 | 橋 | | 6 |
| 茶屋 | 6 | 20 | 木橋 | | 10 |
| 門 | 1 | 5 | 石橋 | | |
| その他 | 1 | 9 | その他 | | 3 |
| 洋風建築 | | | 門 | | |
| 公共建築 | | 14 | その他 | 2 | 13 |
| | | | 合 計 | 249 | 2,502 |

(注) 重要文化財の数は国宝の数を含む。

(5) 特別史跡・特別名勝・特別天然記念物指定件数 (昭和45年8月31日現在)

| 区 分 | 特 別 史 跡 | | | 特 別 名 勝 | | | 特別天 然記念 物 | 計 |
|-----|---------|----------|----------|---------|----------|----------|-----------------|-----|
| | 特史 | 特史 特名 | 特史 特天 | 特名 | 特名 特史 | 特名 特天 | | |
| 北 海 | 道 | 1 | | | | | 4 | 5 |
| | 森 | 2 | | | 1 | | 1 | 1 |
| | 手 | 1 | | | 1 | | 4 | 7 |
| | 城 | 1 | | | | | 1 | 3 |
| | 田 | | | | | | 1 | 2 |
| | 形 | | | | | | 2 | 2 |
| | 島 | | | | | | | |
| | 城 | 3 | | | | | | 3 |
| | 木 | 1 | | 1 | | | 1 | 3 |
| | 馬 | 3 | | | | | 1 | 4 |
| | 玉 | | | | | | 4 | 4 |
| | 葉 | | | | | | 1 | 1 |
| | 京 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 4 |
| | 川 | | | | | | | |
| | 鴻 | | | | | | | |
| 山 | | | | | | 1 | 3 | |
| 井 | | | | | | 1 | 1 | |
| 梨 | 1 | | | 1 | | 1 | 2 | |
| 野 | 3 | | | | | 1 | 3 | |
| 阜 | 1 | | | | | 3 | 3 | |
| 岡 | 1 | | | | | 2 | 5 | |
| 知 | 1 | | | | | | 1 | |
| 重 | 1 | | | | | | 1 | |
| 賀 | 2 | 3 | | 9 | | 1 | 3 | |
| 都 | 1 | | | | | | 12 | |
| 阪 | 1 | | | | | | 2 | |
| 庫 | 7 | | | | | | 1 | |
| 良 | 1 | | | | | 1 | 8 | |
| 山 | 1 | | | | | | 1 | |
| 取 | 1 | | | | | 1 | 2 | |
| 根 | 1 | | | | | 1 | 1 | |
| 山 | 1 | 1 | | 1 | | | 2 | |
| 島 | | | | | | | 3 | |
| 口 | | | | | | | 3 | |
| 島 | 1 | | | | | 3 | 1 | |
| 川 | 1 | | | 1 | | 1 | 3 | |
| 媛 | 4 | | | | | 1 | 1 | |
| 知 | 1 | | | 1 | | 2 | 2 | |
| 岡 | 1 | | | 1 | | | 2 | |
| 賀 | 1 | | | | | | 1 | |
| 輪 | 1 | | | | | 1 | 2 | |
| 本 | 1 | | | | | | 1 | |
| 分 | 1 | | | | | 3 | 4 | |
| 崎 | | | | | | 6 | 6 | |
| 島 | | | | | | 2 | 6 | |
| 上 | 1 | | | 3 | | 2 | 6 | |
| す | | | | | | 11 | 11 | |
| 府 | | | | | | 2 | 6 | |
| 定 | | | | | | 6 | 6 | |
| 域 | | | | | | 11 | 11 | |
| 計 | 45 | 5 | 1 | 21 | 1 | 2 | 68 | 143 |

(6) 史跡・名勝・天然記念物指定件数

(昭和45年8月31日現在)

| 区 分 | 史 跡 | | | | | 天 然 記 念 物 | | | | 計 |
|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----------|-----|----|----|-------|
| | 史名 | 史天 | 名 | 名史 | 名天 | 天 | 天史 | 天名 | 計 | |
| 北 海 | 道 森 | 18 | | 1 | | 24 | | | 43 | |
| | 手 城 | 7 | | 2 | | 4 | | | 14 | |
| | 秋 山 | 11 | | 4 | | 2 | | | 46 | |
| | 福 茨 | 10 | 1 | 3 | | 29 | | | 34 | |
| | 栴 群 | 4 | | 1 | | 20 | | | 13 | |
| | 埼 千 | 4 | | 2 | 1 | 8 | | | 19 | |
| | 東 神 | 21 | 2 | 2 | | 12 | | | 47 | |
| | 新 富 | 14 | 1 | 1 | | 22 | | | 21 | |
| | 石 福 | 19 | | 1 | | 5 | | | 26 | |
| | 山 長 | 26 | | 1 | | 5 | | 1 | 48 | |
| | 岐 静 | 12 | | 3 | | 17 | | | 24 | |
| | 愛 三 | 13 | | | | 11 | | | 25 | |
| | 滋 京 | 34 | 1 | 2 | 1 | 12 | | 1 | 49 | |
| | 大 兵 | 36 | | 2 | | 6 | | | 44 | |
| | 奈 和 | 4 | | 3 | | 22 | | 1 | 33 | |
| 歌 島 | 山 川 | 5 | | 1 | | 12 | | | 18 | |
| | 福 山 | 4 | | 3 | | 15 | | | 23 | |
| | 山 井 | 14 | | 10 | | 8 | | 1 | 33 | |
| | 長 梨 | 4 | | 3 | | 32 | | | 39 | |
| | 岐 野 | 14 | | 3 | | 20 | | | 38 | |
| | 静 卓 | 12 | | 1 | | 34 | | | 49 | |
| | 愛 重 | 19 | | 6 | 1 | 2 | | 1 | 56 | |
| | 三 重 | 26 | | 1 | | 3 | | 1 | 51 | |
| | 滋 賀 | 21 | | 2 | 1 | 14 | | 1 | 39 | |
| | 都 阪 | 20 | | 9 | 4 | 13 | | | 46 | |
| | 庫 良 | 38 | 15 | 24 | 8 | 8 | | | 93 | |
| | 山 取 | 39 | | 1 | | 6 | | | 46 | |
| | 根 山 | 18 | | 2 | | 16 | | | 37 | |
| | 島 山 | 62 | 1 | 3 | 2 | 19 | | | 87 | |
| | 岡 広 | 13 | | 3 | | 15 | | | 32 | |
| 鹿 島 | 山 取 | 12 | | 3 | 1 | 13 | | | 30 | |
| | 根 山 | 36 | 3 | 4 | 6 | 24 | | 1 | 74 | |
| | 島 口 | 28 | | 10 | | 11 | | | 49 | |
| | 島 川 | 11 | 1 | 4 | | 12 | | | 28 | |
| | 媛 知 | 27 | 1 | 3 | 4 | 43 | | 1 | 80 | |
| | 媛 知 | 1 | | 2 | | 10 | | | 13 | |
| | 岡 賀 | 9 | | 3 | | 8 | | | 22 | |
| | 崎 本 | 5 | | 9 | | 12 | | | 26 | |
| | 分 崎 | 7 | | 2 | | 13 | | 1 | 23 | |
| | 大 宮 | 43 | | 2 | | 20 | | | 65 | |
| | 鹿 島 | 10 | | 1 | | 10 | | | 21 | |
| | 鹿 島 | 8 | | 1 | | 25 | | | 34 | |
| | 鹿 島 | 17 | | 3 | 1 | 17 | | 1 | 40 | |
| | 鹿 島 | 24 | | 1 | | 13 | | | 38 | |
| | 鹿 島 | 12 | | 3 | | 35 | | | 51 | |
| 鹿 島 | 13 | | 1 | | 18 | | 1 | 33 | | |
| 鹿 島 | 3 | | 3 | | 12 | | | 21 | | |
| 計 | 808 | 26 | 3 | 151 | 22 | 36 | 814 | 3 | 9 | 1,872 |
| | | 837 | | | 209 | | 826 | | | |

(注) 史跡、名勝、天然記念物の件数はそれぞれ特別史跡、特別名勝、特別天然記念物の件数を含む。

(7) 史跡名勝天然記念物種類別件数

(昭和45年8月31日現在)

| ① 史 跡 | | 史 跡 | 史跡・名勝 | 史跡・天 然記念物 | 計 | | |
|---------------|---------------|---------------|-------|--------------|---------|-------|---|
| 1 | 貝 塚 | 27 | | | 27 | | |
| | 遺物包含地 | 2(1) | | | 2(1) | | |
| | 住居跡 | 33(2) | | | 33(2) | | |
| | 古墳 | 219(6) | | | 219(6) | | |
| | 神籠石 | 9 | | | 9 | | |
| | その他これに類する遺跡 | 9 | | | 9 | | |
| | (小計) | 299(9) | | | 299(9) | | |
| | 都城跡 | 5(2) | | | 5(2) | | |
| | 宮跡 | 14 | 2 | | 16 | | |
| | 大宰府跡 | 1(1) | | | 1(1) | | |
| 2 | 国郡庁跡 | 1 | | | 1 | | |
| | 城跡 | 102(12) | 1 | | 103(12) | | |
| | 防塁 | 3(1) | | | 3(1) | | |
| | 古戦場 | 4 | | 1 | 5 | | |
| | その他政治に関する遺跡 | 12 | | | 12 | | |
| | (小計) | 142(16) | 3 | 1 | 146(16) | | |
| | 社寺の跡・旧境内 | 129(10) | 1(1) | | 130(11) | | |
| | 経塚 | 3 | | | 3 | | |
| | 磨崖仏 | 19(2) | | | 19(2) | | |
| | その他祭礼信仰に関する遺跡 | 19 | | | 19 | | |
| 3 | (小計) | 170(12) | 1(1) | | 171(13) | | |
| | 聖廟 | 2 | | | 2 | | |
| | 藩学 | 5(1) | 1 | | 6(1) | | |
| | 郷学 | 2(2) | | | 2(2) | | |
| | 4 | 私塾 | 7 | | | 7 | |
| | | 文庫 | | | | | |
| | | その他教育学芸に関する遺跡 | 5 | | | 5 | |
| | | (小計) | 21(3) | 1 | | 22(3) | |
| | | 5 | 薬園跡 | 3 | | | 3 |
| | | | 慈善施設 | 3 | | | 3 |
| その他社会事業に関する遺跡 | | | | | | | |
| (小計) | | | 6 | | | 6 | |

| 種 | 類 | 史 跡 | 史跡・名勝 | 史跡・天 然記念物 | 計 |
|-------|---------------------|---------|-------|--------------|---------|
| 6 | 関 跡 | 5(1) | | | 5(1) |
| | 一 塚 | 17 | | | 17 |
| | 並 木 街 道 | | | 1(1) | 1(1) |
| | 条 里 制 跡 | | | | |
| | 堤 防 | 3 | | | 3 |
| | 窯 跡 | 18 | | | 18 |
| | 市 場 跡 | | | | |
| | その他産業交通土木に関する 遺跡 | 31 | | 1 | 32 |
| | (小 計) | 74(1) | | 2(1) | 76(2) |
| | 7 | 墳 墓 | 51 | | |
| 碑 | | 3(3) | | | 3(3) |
| (小 計) | | 54(3) | | | 54(3) |
| 旧 宅 | | 28(1) | | | 28(1) |
| 8 | 園 池 | 1 | 20(4) | | 21(4) |
| | 井 泉 | 1 | | | 1 |
| | 樹 石 | 1 | | | 1 |
| | 特に由緒ある地域 | 5 | 1 | | 6 |
| | (小 計) | 36(1) | 21(4) | | 57(5) |
| 9 | 外国及び外国人に関する遺跡 | 6 | | | 6 |
| | (小 計) | 6 | | | 6 |
| 合 計 | | 808(45) | 26(5) | 3(1) | 837(51) |

(注) 1. () は特別史跡の数を示す。
2. 指定理由が2以上の指定基準に該当するものについては、主要な理由をとった。

② 名 勝

| 種 類 | 名 勝 | 名勝・史跡 | 名勝・天然記念物 | 計 |
|---------|---------|-------|----------|---------|
| 庭 園 | 67(7) | 18(1) | 0 | 85(8) |
| 自 然 名 勝 | 87(9) | 3 | 36(3) | 126(12) |
| 計 | 154(16) | 21(1) | 36(3) | 211(20) |

(注) 1. () 内は特別名勝の数を示す。
2. 「庭園」の数は史跡・名勝庭園(21)を含んでいない。

③ 天然記念物

| 種 類 | 天然記念物 | 天然記念物 ・史跡 | 天然記念物 ・名勝 | 計 | |
|---------|---------|--------------|--------------|---------|---------|
| 動 物 | 哺乳類 | 24(3) | | 24(3) | |
| | 鳥類 | 64(10) | | 64(10) | |
| | 魚類 | 13(1) | | 13(1) | |
| | 昆虫類 | 26(2) | | 26(2) | |
| | その他 | 20(2) | | 20(2) | |
| | (小 計) | 147(18) | | 147(18) | |
| | 植 物 | 単 木 | 278(13) | | 278(13) |
| | | 並 木 | 12(2) | | 12(2) |
| | | 自 生 地 | 215(14) | 2 | 217(14) |
| | (小 計) | 505(29) | 2 | 507(29) | |
| 地 質 鉱 物 | 152(20) | 1 | 9 | 162(20) | |
| 天然保護区域 | 10(1) | | | 10(1) | |
| 総 計 | 814(68) | 3 | 9 | 826(68) | |

(注) 1. () 内は特別天然記念物の数を示す。

(8) 重要民俗資料指定件数

(昭和45年8月31日現在)

| 府県名 | 件 数 | 府県名 | 件 数 | 府県名 | 件 数 | 府県名 | 件 数 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| 北海道 | 1 | 東 京 | 6 | 滋 賀 | | 香 川 | |
| 青 森 | 2 | 神奈川 | | 京 都 | 2 | 愛 媛 | |
| 岩 手 | 2 | 新 潟 | 4 | 大 阪 | 1 | 高 知 | 1 |
| 宮 城 | | 富 山 | 2 | 兵 庫 | 4 | 福 岡 | 1 |
| 秋 田 | 5 | 石 川 | 2 | 奈 良 | 1 | 佐 賀 | 1 |
| 山 形 | 3 | 福 井 | | 和歌山 | 1 | 長 崎 | |
| 福 島 | | 山 梨 | | 鳥 取 | | 熊 本 | |
| 茨 城 | 1 | 長 野 | 4 | 島 根 | 7 | 大 分 | 3 |
| 栃 木 | | 岐 阜 | 4 | 岡 山 | | 宮 崎 | 1 |
| 群 馬 | 1 | 静 岡 | 1 | 広 島 | 4 | 鹿 児 島 | |
| 埼 玉 | 2 | 愛 知 | 2 | 山 口 | 6 | | |
| 千 葉 | 1 | 三 重 | | 徳 島 | 3 | 計 | 79 |

(9) 重要無形文化財保持者数

(昭和45年8月31日現在)

① 芸能の部
(各個指定)

| 種別 | 名称 | 保持者数 | 保持者の死亡による認定解除数 |
|-----|------------|------|----------------|
| 能楽 | 能シテ方 | 4 | |
| | 能シテ方 | 1 | |
| | 能シテ方 | 1 | 2 |
| | 能シテ方 | 1 | |
| | 能シテ方 | 1 | |
| | 能シテ方 | 1 | |
| | 能シテ方 | 1 | 1 |
| | 能シテ方 | 1 | 3 |
| | 能シテ方 | 9 | 4 |
| | 能シテ方 | 0 | 2 |
| 文楽 | 人形浄瑠璃文楽太夫 | 2 | 1 |
| | 人形浄瑠璃文楽三味線 | 0 | 1 |
| | 人形浄瑠璃文楽人形 | 2 | 6 |
| 歌舞伎 | 歌舞伎立役 | 2 | 1 |
| | 歌舞伎立役 | 2 | |
| | 歌舞伎立役 | 1 | 1 |
| | 歌舞伎立役 | 0 | 1 |
| 新音楽 | 新派女方 | 5 | 2 |
| | 地箏長唄 | 0 | 2 |
| | 地箏長唄 | 1 | 1 |
| 舞踊 | 歌舞伎舞踊 | 2 | 1 |
| | 歌舞伎舞踊 | 3 | 1 |
| | 歌舞伎舞踊 | 2 | 1 |
| | 歌舞伎舞踊 | 1 | 1 |
| | 歌舞伎舞踊 | 1 | 1 |
| | 歌舞伎舞踊 | 1 | 1 |
| | 歌舞伎舞踊 | 1 | 2 |
| | 歌舞伎舞踊 | 1 | 0 |
| | 歌舞伎舞踊 | 1 | 1 |
| | 歌舞伎舞踊 | 1 | 1 |
| 計 | | 29 | 22 |

(注) 保持者数のうち0となっているものは、かつて指定されていたが保持者の死亡によって指定解除となっているものである。

(総合指定)

| 名称 | 保持者数(団体) |
|-------|----------|
| 雅能人歌 | 1 |
| 形浄瑠璃文 | 1 |
| 舞伎 | 1 |
| 計 | 4 |

② 工芸技術の部
(各個指定)

| 種別 | 名称 | 保持者数 | 保持者の死亡による認定解除数 |
|------|----------|------|----------------|
| 陶芸 | 鉄志瀨備色民萩 | 0 | 1 |
| | 釉戸前磁陶 | 1 | |
| | 釉戸前磁陶 | 1 | 1 |
| | 釉戸前磁陶 | 0 | 2 |
| | 釉戸前磁陶 | 1 | |
| | 釉戸前磁陶 | 1 | |
| | 釉戸前磁陶 | 1 | |
| | 釉戸前磁陶 | 4 | 4 |
| | 釉戸前磁陶 | 1 | |
| | 釉戸前磁陶 | 1 | 1 |
| 染織 | 有羅唐友型長精伊 | 1 | |
| | 職織物 | 1 | |
| | 職織物 | 3 | 2 |
| | 職織物 | 1 | 1 |
| | 職織物 | 1 | 1 |
| | 職織物 | 0 | 1 |
| | 職織物 | 1 | 1 |
| | 職織物 | 1 | 1 |
| | 職織物 | 1 | 1 |
| | 職織物 | 1 | 1 |
| 漆芸 | 正江友 | 13 | 8 |
| | 戸禪 | 0 | 1 |
| | 戸禪 | 0 | 1 |
| | 戸禪 | 0 | 1 |
| | 戸禪 | 0 | 1 |
| | 戸禪 | 0 | 1 |
| | 戸禪 | 0 | 1 |
| | 戸禪 | 0 | 1 |
| | 戸禪 | 0 | 1 |
| | 戸禪 | 0 | 1 |
| 金工 | 蔣彫沈珣 | 2 | 1 |
| | 湯釜 | 1 | |
| | 湯釜 | 1 | 1 |
| | 湯釜 | 0 | 4 |
| | 湯釜 | 1 | 1 |
| | 湯釜 | 1 | 1 |
| | 湯釜 | 0 | 0 |
| | 湯釜 | 0 | 0 |
| | 湯釜 | 1 | 1 |
| | 湯釜 | 4 | 4 |
| 木竹工 | 竹木工芸 | 1 | |
| | 竹木工芸 | 2 | |
| | 竹木工芸 | 3 | |
| | 竹木工芸 | 2 | |
| | 竹木工芸 | 1 | |
| | 竹木工芸 | 3 | |
| | 竹木工芸 | 1 | |
| | 竹木工芸 | 1 | |
| | 竹木工芸 | 1 | |
| | 竹木工芸 | 2 | |
| 人形 | 衣紙 | 2 | |
| | 衣紙 | 1 | |
| | 衣紙 | 3 | |
| | 衣紙 | 1 | |
| | 衣紙 | 1 | |
| | 衣紙 | 1 | |
| | 衣紙 | 1 | |
| | 衣紙 | 1 | |
| | 衣紙 | 1 | |
| | 衣紙 | 2 | |
| 手漉和紙 | 越雁 | 33 | 17 |
| | 越雁 | 1 | |
| | 越雁 | 1 | |
| | 越雁 | 1 | |
| | 越雁 | 1 | |
| | 越雁 | 1 | |
| | 越雁 | 1 | |
| | 越雁 | 1 | |
| | 越雁 | 1 | |
| | 越雁 | 2 | |
| 計 | | 33 | 17 |

(注) 保持者数のうち、0となっているものは、かつて指定されていたが保持者の死亡によって指定解除となっているものである。

(総合指定)

| 名称 | 保持者(団体)数 |
|-----------|----------|
| 小千谷縮・越後上布 | 1 |
| 結城紬 | 1 |
| 久留米餅 | 1 |
| 石州半紙 | 1 |
| 本美濃紙 | 1 |
| 計 | 5 |

(10) 選択無形文化財一覧

(昭和29年度~44年度)

① 芸能の部 (56件)

| 種別 | 名称 | 個人 | 団体 |
|------|-----|----|----|
| 歌舞伎 | 型の型 | 1 | |
| | の音 | 1 | |
| | の音 | 1 | 1 |
| | 小計 | 3 | 1 |
| 音楽 | 天明曲 | 1 | |
| | 台言 | 3 | |
| | 声曲 | 4 | |
| | 流曲 | 2 | |
| | 築紫流 | 1 | |
| | 八橋 | 3 | |
| | 義太夫 | 5 | |
| | 河東 | 2 | |
| | 一江 | 4 | |
| | 萩新 | 1 | |
| | 富宮 | 3 | |
| | 胡奥 | 1 | |
| | 浄瑠璃 | 3 | |
| | 一紋 | 4 | |
| 八雲 | 4 | | |
| 上方寄席 | 1 | | |
| 女唄 | 2 | | |
| 小計 | 47 | | |
| 民俗芸能 | (略) | | 34 |
| 計 | | 50 | 35 |

② 工芸技術の部 (37件)

| 種別 | 名称 | 技芸者数(個人) | 団体数 |
|-----|-----------|----------|-----|
| 陶芸 | 柿右衛門 | 1 | |
| | 上絵付(色鍋島) | 1 | |
| | "(黄地紅彩) | 1 | |
| | 祥瑞 | 1 | |
| | 唐津 | 1 | |
| | 織部 | 1 | |
| | 萩 | 1 | |
| | 辰砂 | 1 | |
| | 青磁 | 1 | |
| | 磁器大物成型ろくろ | 1 | |
| 染織 | 柿右衛門 | 1 | |
| | 波立杭 | | 1 |
| | 丹丸 | | 1 |
| | 瀬鹿田 | | 1 |
| | 小計 | 10 | 3 |
| | 紫根染 | 1 | |
| | かっべ | 1 | |
| | 組上代植 | 1 | |
| | 白和石紙 | 1 | |
| | 有丹松鳴海 | 1 | |
| 黄波八 | 1 | | |
| 小計 | 5 | 4 | |
| 漆芸 | 村上堆 | 2 | |
| | 村存 | 1 | |
| | 螺時能 | 1 | |
| | 飛 | 1 | |
| 金工 | 秋田銀線 | 1 | |
| | 肥後透及び肥後象嵌 | 1 | |
| | 小計 | 3 | |
| | 小計 | 6 | 1 |
| その他 | 刀 | 1 | |
| | 劍柄 | 2 | |
| | 卷金画宝画 | 1 | |
| | 小計 | 4 | |
| 計 | 28 | 10 | |

3. 特別天然記念物に指定されている主要な希少鳥類の生息数

| 名称 | 生息地 | 年度 | | | | | | | | 備考 |
|-------|-----|----|----|-----|----------|-----|-----|-----|-----|----|
| | | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 | |
| トキ | 佐渡川 | | | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| 計 | | | | | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | |
| コウノトリ | 豊岡 | 23 | 22 | 21 | 17 20 | 18 | 15 | 14 | 12 | |
| 計 | 小浜 | | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | |
| | 武生 | | 2 | 3 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | |
| アホウドリ | 鳥島 | | 37 | | | | | | 45 | |
| タンチョウ | | 76 | 92 | 123 | 139 | 152 | 175 | 184 | 147 | |

| 名称 | 生息地 | 年度 | | | | | | | | 備考 |
|-------|-----|-----|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|---|---------------------|
| | | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 45 | | |
| トキ | 佐渡川 | 11 | 11 (2) | 10 (1) | 10 (3) | 8 (2) | 9 (1) | 8 (2) | | ()は生息数のうち飼育されているもの |
| 計 | | 11 | 11 (2) | 11 (1) | 11 (3) | 9 (2) | 10 (1) | 10 (2) | | |
| コウノトリ | 豊岡 | 10 | 8 | 7 | 6 | 5 | 3 | 2 (1) | | |
| 計 | 小浜 | | 4 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 武生 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| アホウドリ | 鳥島 | | 56 | 63 | | | | | | 29年23~25羽 |
| タンチョウ | | 154 | 172 | 172 | 200 | 200 | 200 | 212 | | |

4. 埋蔵文化財関係資料

(1) 埋蔵文化財発掘届出件数

(昭和35~44年度)

| 都道府県 | 年度 | 35 | 36 | 37 | 38 | 39 | 40 | 41 | 42 | 43 | 44 | 計 | |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|-----|
| | | 北海道 | 43 | 50 | 41 | 39 | 46 | 39 | 56 | 53 | 49 | | 42 |
| 青森県 | 道森 | 14 | 8 | 8 | 5 | 4 | 3 | 4 | 7 | 11 | 8 | 72 | |
| | 手城 | 14 | 10 | 9 | 15 | 15 | 15 | 17 | 22 | 20 | 17 | 154 | |
| | 宮城 | 7 | 8 | 13 | 16 | 11 | 17 | 22 | 32 | 31 | 26 | 183 | |
| | 秋田 | 6 | 5 | 5 | 7 | 7 | 6 | 15 | 15 | 9 | 15 | 90 | |
| | 山形 | 2 | 6 | 5 | 5 | 6 | 9 | 10 | 13 | 6 | 19 | 81 | |
| | 福島 | 9 | 9 | 8 | 10 | 14 | 15 | 21 | 16 | 15 | 34 | 151 | |
| | 茨城 | 6 | 11 | 11 | 13 | 13 | 14 | 14 | 22 | 24 | 16 | 144 | |
| | 栃木 | 6 | 5 | 6 | 14 | 19 | 20 | 14 | 17 | 25 | 32 | 158 | |
| | 群馬 | 9 | 18 | 17 | 13 | 20 | 19 | 23 | 22 | 21 | 33 | 195 | |
| | 埼玉 | 18 | 20 | 14 | 24 | 22 | 20 | 29 | 36 | 28 | 31 | 242 | |
| | 千葉 | 10 | 20 | 21 | 21 | 17 | 24 | 21 | 21 | 34 | 27 | 216 | |
| | 東海 | 14 | 18 | 23 | 18 | 16 | 27 | 39 | 28 | 38 | 32 | 243 | |
| | 奈良県 | 神宮 | 11 | 12 | 20 | 15 | 23 | 29 | 24 | 29 | 38 | 38 | 239 |
| | | 河内 | 12 | 10 | 8 | 7 | 9 | 12 | 6 | 14 | 19 | 11 | 108 |
| 新宮 | | 1 | 0 | 1 | 7 | 3 | 5 | 6 | 1 | 3 | 5 | 32 | |
| 富山 | | 6 | 4 | 3 | 5 | 5 | 1 | 7 | 4 | 35 | 75 | | |
| 石川 | | 3 | 4 | 7 | 4 | 4 | 6 | 7 | 4 | 7 | 11 | 57 | |
| 福山 | | 0 | 2 | 3 | 1 | 2 | 1 | 6 | 2 | 7 | 7 | 31 | |
| 長岐 | | 18 | 21 | 25 | 38 | 41 | 42 | 55 | 38 | 57 | 74 | 409 | |
| 静岡 | | 5 | 6 | 5 | 4 | 7 | 3 | 7 | 7 | 8 | 11 | 63 | |
| 愛知 | | 14 | 15 | 15 | 24 | 33 | 33 | 29 | 16 | 17 | 23 | 219 | |
| 三重 | | 13 | 20 | 13 | 12 | 41 | 41 | 47 | 47 | 27 | 29 | 290 | |
| 滋賀 | | 9 | 6 | 7 | 6 | 9 | 9 | 5 | 9 | 9 | 11 | 80 | |
| 京都 | | 5 | 10 | 10 | 14 | 8 | 11 | 5 | 7 | 9 | 5 | 84 | |
| 大阪 | | 7 | 8 | 15 | 18 | 27 | 24 | 28 | 20 | 25 | 23 | 195 | |
| 兵庫 | | 16 | 17 | 19 | 17 | 15 | 15 | 17 | 30 | 37 | 40 | 223 | |
| 徳島 | 9 | 11 | 19 | 14 | 12 | 23 | 18 | 15 | 14 | 24 | 159 | | |
| 香川県 | 奈和 | 9 | 13 | 11 | 20 | 30 | 34 | 31 | 15 | 66 | 98 | 327 | |
| | 歌 | 0 | 4 | 6 | 8 | 8 | 9 | 11 | 15 | 7 | 13 | 81 | |
| | 岡山 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 | 8 | 5 | 3 | 7 | 28 | |
| | 広島 | 4 | 4 | 3 | 6 | 5 | 2 | 4 | 11 | 10 | 17 | 66 | |
| | 島根 | 5 | 5 | 5 | 3 | 4 | 8 | 8 | 8 | 9 | 7 | 62 | |
| | 鳥取 | 0 | 6 | 8 | 8 | 9 | 11 | 6 | 12 | 12 | 13 | 85 | |
| | 山口 | 9 | 3 | 11 | 7 | 5 | 7 | 6 | 18 | 7 | 13 | 86 | |
| | 徳島 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 2 | 3 | 3 | 2 | 2 | 15 | |
| | 香川 | 5 | 2 | 4 | 0 | 4 | 4 | 5 | 6 | 9 | 5 | 44 | |
| | 高松 | 1 | 5 | 4 | 3 | 1 | 3 | 0 | 1 | 2 | 3 | 23 | |
| | 愛媛 | 0 | 0 | 1 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | 4 | 18 | |
| | 高知 | 5 | 8 | 14 | 7 | 5 | 4 | 30 | 35 | 62 | 77 | 247 | |
| | 福岡 | 2 | 2 | 0 | 3 | 1 | 5 | 6 | 8 | 3 | 6 | 36 | |
| | 佐賀 | 5 | 6 | 4 | 5 | 4 | 7 | 7 | 4 | 7 | 9 | 58 | |
| 熊本 | 2 | 2 | 6 | 13 | 2 | 17 | 23 | 33 | 27 | 14 | 139 | | |
| 大分 | 1 | 3 | 7 | 7 | 6 | 7 | 3 | 5 | 1 | 0 | 40 | | |
| 鹿児島県 | 鹿 | 2 | 2 | 3 | 2 | 5 | 4 | 1 | 11 | 14 | 48 | | |
| | 鹿 | 4 | 8 | 3 | 5 | 7 | 6 | 9 | 10 | 7 | 65 | | |
| | 鹿 | 341 | 408 | 443 | 486 | 547 | 623 | 710 | 742 | 831 | 988 | 6,119 | |

(2) 全国遺跡所在件数

(昭和35~37年度調査)

| 都道府県 | A | B | C | 合計 |
|------|-------|--------|---------|---------|
| 北海道 | 56件 | 270件 | 548件 | 874件 |
| 青森 | 73 | 251 | 562 | 886 |
| 岩手 | 85 | 350 | 1,784 | 2,219 |
| 宮城 | 115 | 345 | 2,490 | 2,950 |
| 秋田 | 57 | 197 | 632 | 886 |
| 山形 | 85 | 240 | 1,745 | 2,070 |
| 福島 | 78 | 188 | 2,150 | 2,416 |
| 茨城 | 92 | 250 | 6,027 | 6,369 |
| 栃木 | 166 | 292 | 578 | 1,036 |
| 群馬 | 230 | 280 | 7,690 | 8,200 |
| 埼玉県 | 125 | 291 | 995 | 1,411 |
| 千葉県 | 316 | 514 | 10,581 | 11,411 |
| 東京都 | 40 | 190 | 510 | 740 |
| 神奈川県 | 52 | 126 | 318 | 496 |
| 新潟県 | 75 | 189 | 1,995 | 2,259 |
| 富山県 | 28 | 60 | 1,112 | 1,200 |
| 石川県 | 31 | 110 | 1,710 | 1,851 |
| 福井県 | 42 | 134 | 1,274 | 1,450 |
| 山梨県 | 80 | 150 | 2,551 | 2,781 |
| 長野県 | 230 | 520 | 7,539 | 8,289 |
| 岐阜県 | 96 | 285 | 2,495 | 2,876 |
| 静岡県 | 204 | 280 | 3,874 | 4,358 |
| 愛知県 | 185 | 274 | 5,840 | 6,294 |
| 三重県 | 129 | 442 | 2,812 | 3,383 |
| 滋賀県 | 250 | 300 | 1,770 | 2,320 |
| 京都府 | 280 | 340 | 970 | 1,570 |
| 大阪府 | 308 | 387 | 918 | 1,613 |
| 兵庫県 | 260 | 324 | 4,286 | 4,870 |
| 奈良県 | 320 | 415 | 4,294 | 5,029 |
| 和歌山県 | 154 | 246 | 3,300 | 3,700 |
| 鳥取県 | 103 | 217 | 3,755 | 4,075 |
| 島根県 | 87 | 193 | 1,806 | 2,086 |
| 岡山県 | 286 | 375 | 9,199 | 9,860 |
| 広島県 | 180 | 230 | 7,090 | 7,500 |
| 山口県 | 125 | 280 | 2,795 | 3,200 |
| 徳島県 | 114 | 192 | 356 | 662 |
| 香川県 | 85 | 98 | 231 | 414 |
| 愛媛県 | 78 | 124 | 520 | 722 |
| 高知県 | 92 | 133 | 180 | 405 |
| 福岡県 | 200 | 500 | 2,175 | 2,875 |
| 佐賀県 | 56 | 169 | 574 | 799 |
| 長門県 | 58 | 180 | 582 | 820 |
| 熊本県 | 127 | 637 | 1,513 | 2,277 |
| 大分県 | 67 | 130 | 589 | 786 |
| 宮崎県 | 208 | 302 | 4,120 | 4,630 |
| 鹿児島県 | 115 | 235 | 1,110 | 1,460 |
| 計 | 6,223 | 12,235 | 119,945 | 138,403 |

(注) Aは重要, Bは比較的重要, Cは普通とする。

5. 開発等により最近問題となった主な史跡および埋蔵文化財包蔵地一覧

① 史跡

| 番号 | 物件名 | 問題点 | 処理 |
|----|---------------------|---|---|
| 1 | 武蔵国分寺跡 (東京都国分寺市) | 国分寺市は、東京都のベッドタウンとして開発が著るしく、昭和36・37年には西院地区で住宅建築等の無許可現状変更が発生した。その後も42・43年に塔跡付近で無許可現状変更が発生しているが、これらはいずれも都市近郊地における開発の影響にはかならない。 | 無許可現状変更、開発等に対処するため、昭和40年度より国分寺市を事業主体者として国庫補助金を交付し、土地公有化を推進している。 |
| 2 | 永福寺跡 (鎌倉市二階堂) | 指定地は主として苑池跡・堂宇跡からなるが、指定地西側(西ヶ谷地区)で大規模な宅地造成が行なわれた。 | 永福寺関係の坊舎跡も予想されたので、昭和41・42年度にわたり発掘調査を行なうとともに設計上の指導を行なった。 |
| 3 | 鎌倉八幡宮境内 (鎌倉市雪の下) | 御谷において、昭和40年から鎌倉市により授産所建設(建築面積約100坪)が計画された。また、この地では42年以降、住宅建築の申請があいついで出されている。 | 授産所建設予定地については、昭和42年に発掘調査を実施したところ、鎌倉宮二十五坊跡の場所であることが明らかとなったので、授産所建設計画は中止となった。その後におけるこの地の現状変更は、この地の歴史的重要性に鑑み不許可の方向で対処している。 |
| 4 | 和賀江嶋 | 昭和43年、ヨットハーバー建設および港湾埋立により和賀江嶋構築材である礫の一部が除去される。 | 埋立計画の変更を指導するとともに、構築材の礫群を写真実測により位置関係を明確にした。 |
| 5 | 称名寺境内 (横浜市金沢区) | 昭和43年の段階では、指定地は内界部分のみであった関係上、指定地外の震山一帯が宅地造成業者により、山の削平等を中心とした宅地造成が計画された。 | 称名寺境内を中心として、急掘、追加指定することとし、また造成計画の一部を変更するよう指導した。昭和44年度から横浜市を事業主体者として国庫補助金を交付し、土地公有化を進めている。 |
| 6 | 難波宮跡 (大阪市法円坂町) | 朝堂院地区において、大阪市青少年教育センターの建設、深江一築港線の高速度道路計画等が出された。 | 朝堂院地区の保存については、追加指定の方向で考慮しているが、事前発掘調査を行ない、遺構保存を配慮した設計で建設することとなった。また、道路については、現在もなお検討中である。 |

| 番号 | 物件名 | 問題点 | 処 理 |
|----|----------------------|--|--|
| 7 | 姫路城跡 (兵庫県姫路市) | イ、姫山地区(城北方)における県・市営住宅の撤去および社会福祉法人による公共事業に対する建物増改築等の現状変更について。 ロ、商業、住宅地となっている大手前地区の整備を推進することについて。 | 姫山地区の住宅については、昭和45年度より住宅撤去を開始し、跡地を順次整備することとしている。 また、公共事業施設等に対する処置は、撤去、移転の方向で指導しており、施設によっては、撤去期日の迫っているものもある。 近畿地建、近畿財務局、文化庁、県、市のあいだで整備のための連絡協議会を設け、現在も協議を継続中である。 |
| 8 | 大安寺旧境内 (奈良市大安寺町) | 指定地北地区は、大部分が人家地となっており、解除等についての地元からの要望が強い。 | 現状変更等の処理に際しては地域を分け、規制の段階的処理をすることとしている。 |
| 9 | 飛鳥寺跡 (奈良県高市郡明日香村) | 昭和44年に中金堂付辺での無許可現状変更があり、ほぼ完成をみているが、飛鳥寺全体の保存のなかで問題となっている。 | ここでの現状変更は、不許可の方向で再三指導してきたところであり、工事中止の指示も行なっている。とくに全体の整備計画との関連もあるので、現在その処置について検討中である。 |
| 10 | 高知城跡 (高知市) | 昭和42年、大手地区で、既存の市立公民館の改築(鉄筋コンクリート4階建)計画が出された。 | 当該地は、城郭の保存上、重要なところでもあり、不許可の方向で指導。指定地外の所で建築することに決定した。 |
| 11 | 松山城跡 (愛媛県松山市) | 二の丸に所在する市立中学校の体育館等の改築をはじめとした城郭内(建物撤去を含む)の整備計画について。 | 学校については、将来移転することを条件として、一部建物建築等を暫定的に認めた。また、全般的な整備についてはその推進を行なっているが、さしあたり、本丸地区から実施している階段にある。 |

② 埋蔵文化財包蔵地

| 番号 | 遺跡名 | 問題点 | 処 理 |
|----|----------------------------|---|---|
| 1 | 新東京国際空港地域内所在遺跡 (千葉県成田市) | 空港予定地に遺物包含地があり(縄文、古墳時代)、全域についての分布調査を完了。事前調査を予定しているが、土地買収問題とからみ、立入り調査が困難であること。 | 県教委は、調査班を編成、45年9月からガードマンをつけ、調査を実施中。 |
| 2 | 稲荷前古墳 (神奈川県横浜 市港北区) | 昭和43年4月に関東菱重興産による宅地造成中に発見された。緑地として保存するよう | 文化財保護対策協議会を中心とする学生、文化人らの保存運動が活発化し、史跡公園と |

| 番号 | 物件名 | 問題点 | 処 理 |
|----|-----------------------------------|--|--|
| 3 | 宮の原遺跡 (神奈川県横浜 市港北区、吉 田町) | 東急不動産株式会社がこの附近一帯を買収し、宅地造成工事の計画をたてたので、遺跡保存につき協議を行なったことが、造成工法上保存を図ることが困難であり、昭和43年7月から10月まで事前の発掘調査の実施をせざるを得なくなった。 | 横浜市公園施設課とも協議をすすめたが、断崖上にあるため、近隣住宅におよぼす地形的危険性および国指定物件としての条件不足等により保存が困難となってきた。 |
| 4 | 伊場遺跡 (静岡県浜松市 伊場) | 国鉄浜松貨物駅を移転し、現東海道線を高架化することに都市改築案が出され、昭和43年2月電車区、機関区の移転先用地として伊場遺跡を含む一帯の市有地を指定した。このため市教委は予備調査に入った。本遺跡は県の指定物件であるが、本事業は静岡県の発展にかかる大事業であり、そのためには伊場遺跡の破壊もやむを得ないが、その代り、調査には万全を期す。指定地の現状変更を行なうという措置をとった。 | 調査は意外に進展せず、完了しないうちに調査期間が終了、調査費用が不足するという事態が起ったが、東急不動産と協議のうえ、工事の着手を延期し、調査費用は補助金を交付して残余の調査を実施した。 |
| 5 | 原目山古墳群 (福井市) | 上水用貯水池建設に伴う緊急調査により古墳時代前期の重要な古墳群であることが判明。その後日本道路公団が本遺跡に北陸縦貫自動車道建設を決定し、工事をすすめている。 | 市教委は「浜松市遺跡調査会」を組織し、昭和44年6月から事前調査を開始した。しかし静岡県考古学会、学生らによる伊場遺跡保存運動がおこり調査不能になった。事態を重視した市教委は、遺跡の学問的明確な点を解明するための調査であり、その調査結果に基づいて保存を考慮するという声明を出し、(文化庁の指導による)、目下、学術調査を継続中である。 |
| 6 | 長岡宮跡 (京都市乙訓郡 向日町) | 長岡宮跡全域のうち、指定区域は大極殿、小安殿をふくむ小範囲であり、ほとんどが未指定地であると同時に私有地である。付近は京都市街地に近接しているため宅地造成がすすみ、保育所、学校建築も計画され、放置しておけば、破壊は必至である。 | 昭和39年度から国庫補助金により遺跡の範囲と遺構の確認調査をすすめている。遺構が判明次第追加指定を行なって保存する方針である。 |

| 番号 | 物件名 | 問題点 | 処 理 |
|----|-------------------------------|---|---|
| 7 | 安満遺跡 (大阪府高槻市 八丁畷町, 高垣町) | 遺跡の約1/4は京都大学農場となっているが, 他の部分は京都, 大阪に近接するため, 不動産業者による宅地化が著しい。 | 昭和42年度から国庫補助金で発掘調査し, 主要部分を史跡に指定するため, 現在調査中である。現在大阪府が仮指定。 |
| 8 | 宮の前遺跡 (大阪府池田市) | 遺跡は中国縦貫自動車道, 阪神高速道, 中央環状線の合するインターチェンジにかかり, 万博のため工事が急速にすすめられた。 | 原因者負担により事前調査を実施し, 多大の成果をおさめたが, 遺跡は破壊された。 |
| 9 | 池上・四ツ池遺跡 (大阪府, 和泉市, 堺市) | 第2阪和国道により, 池上遺跡 19,300m ² , 四ツ池遺跡 21,400m ² が破壊される予定。路線変更が困難な状況にある。 | 第2阪和国道内遺跡調査会を作り, 原因者負担による事前調査を実施中。これに伴う付近の開発に対処するため, 昭和45年度には国庫補助金による発掘調査もすすめている。 |
| 10 | 一須賀古墳群 (大阪府南河内郡河南町, 太子町) | 中小企業者が約40万坪の宅地造成を計画し, 昭和41年11月に古墳数十基の破壊を強行し, 旧地主が遺失物横領罪で書類送検された。 | 昭和43年度に西半地区を原因者負担, 国庫補助により発掘調査を行った。東方の後期古墳密集地の処理をせまられている。 |
| 11 | 泉北ニュータウン関係遺跡 (大阪府堺市, 和泉市) | 大阪府企業局が計画している事業で, 約1,520ヘクタールにおよび436か所の遺跡がある。調査員の不足がさげばれている。 | 府教委が発掘調査中であるが, これまでに古墳12基, 築跡108基, 遺物散布地9か所の調査が終わっている。 |
| 12 | 藤原宮跡と国道165号バイパス (奈良県橿原市) | 特別史跡藤原宮跡北方地域に国道165号橿原バイパスが計画されたが, この地域は内裏跡を推定される重要な遺構の存在する地域である。 | 昭和41年度から3年かかわたり緊急発掘調査を実施した。その結果, ほぼ北西方の宮城が確認され, バイパス路線が宮城内を通過することが明らかになったので, 宮城外に路線を変更させることとした。 |
| 13 | 大歳山遺跡 (神戸市垂水区 舞子) | 土地所有者田村興産が8,000坪の宅造を計画し, 遺跡の破壊が目前にせまってきた。 | 昭和44年度に国庫補助事業として発掘調査を行ない, その結果にもつぎ遺跡の主要部2000坪を保存することになった。市はその代替地として隣接の共同墓地を提供した。しかし, 全面保存を叫ぶ一部学生が現地に座りこみを行ない, 10月15日事業主は刑法第234条により警察の出動を要請し, 実力により学生を排除して工事を開始した。その結果, 事前調査の時期を失し, 遺跡保存は一部にとどまり, 未調査のまま破壊された。 |

| 番号 | 物件名 | 問題点 | 処 理 |
|----|----------------------------------|--|---|
| 14 | 津島遺跡 (岡山市いずみ町 町県営総合グラウンド内) | 昭和43年5月, 県は発掘届をおこたり, 武道館建設基礎工事を開始した。総面積 5,372m ² のうち主道場は3,700m ² である。 | 43年5月~6月, 8月~9月に発掘調査を実施した。しかし, 史跡指定には資料不足であったので, 昭和44年2月~5月に再度調査を行ない, 弥生時代前期から歴史時代におよぶ大規模な集落跡であることが明らかにされた。国指定にすることに決定している。 |
| 15 | 綾羅木郷遺跡 (山口下関市綾羅木) | 昭和40年以來珪砂の採取により, 台地の南半部から破壊が進行している。41年~45年度にわたり補助金を交付し事前調査を実施する一方, その一部を史跡に指定するよう努力してきたが44年3月8日夜採砂業者ひさご屋により, 18,000m ² 以上の遺跡が破壊されるに至った。 | 破壊された地域7,000m ² を含む, 約35,000m ² を昭和44年3月11日に緊急指定した。しかし, 緊急指定を不服とする業者ひさご屋より, 文部大臣の告訴があり, 目下裁判が行なわれている。 |
| 16 | 草戸千軒遺跡 (広島県福山市 草戸町芦田川底) | 芦田川の河床に存在する中世の港町, 市場町であるが, 自然の流水により破壊され, また, 建設省の堤防敷災害復旧工事, 河床整理工事により, 破壊はまぬがれない現状である。 | 目下関係機関と協議を重ねている。なお, 41年, 43年~45年度に国庫補助金を交付し, 調査を実施している。 |
| 17 | 板付遺跡 (福岡市板付) | 弥生時代の前期, 中期の遺構が発見されているが, この地域の一部に県道拡幅工事が予定されている。 | 重要な遺跡であるので, 県道の路線を一部変更するよう交渉中である。 |
| 18 | 仲仙寺山古墳群 (島根県安来市) | 本古墳群は古墳発生前の問題を解決する方形墳が丘陵上に点在しているが, 目下一般業者による大規模な宅地造成が行なわれつつあり, 本古墳近くにまで及んできた。 | 文化庁の重要遺跡緊急指定調査研究委員会の意見では, 強く現状保存の策を講じるように要望している。しかし, 現状を保存するには, 大規模な遺構保存壁を設備し, 買上げ以外の経費が多額になり, 現状保存がむづかしくなっている。 |
| 19 | 森將軍塚古墳 (長野県更埴市 森) | 本古墳は東日本における最も古い古墳の一つであり(4世紀後半), 所在する丘陵は三業者の採石の対象とされ, 古墳近くまで破壊が及び危機に瀕している。 | 保存運動が県下に及び市が積極的に代替地を与え, これに対し通産局でも鉱害防止の観点から採石中止命令を出し, 古墳所在地区の採石を中止し, 保存するとともに, 国指定を目下準備中である。 |

6. 戦後海外において開催された主要な日本古美術展

| 番号 | 展覧会名称 | 開催地 | 期間(年月) | 指定物件の 出品件数 |
|----|----------------------------|--|-----------------|---------------|
| 1 | 講和記念 サンフランシスコ日本 古美術展 | アメリカ サンフランシスコ | 昭和 26.9~10 | 重文48 |
| 2 | アメリカ巡回 日本古美術展 | アメリカ ロサンゼルス ニューヨーク シアトル シカゴ ボストン | 28.1~12 | 国宝12 重文57 |
| 3 | 日本古美術展 | ハワイ ホノルル | 28.2~12 | 国宝1 重文8 |
| 4 | 欧州巡回 日本古美術展 | フランス パリ イギリス ロンドン オランダ ヘーグ イタリア ローマ | 33.4~34.2 | 国宝26 重文49 |
| 5 | 第2回 日本古美術展 | ハワイ ホノルル | 32.3~4 | 重文9 |
| 6 | 壇輪展 | アメリカ ワシントン ニューヨーク シカゴ シアトル サンフランシスコ | 35.1~10 | 重文2 |
| 7 | 21世紀万国博覧会参加 美術名作展 | アメリカ シアトル | 37.4~9 | 重文1 |
| 8 | 日本文人画名作展 | フランス パリ | 37.11~ 38.1 | 重文5 |
| 9 | 仏像の変遷展 | アメリカ ニューヨーク | 38.5~6 | 重文2 |
| 10 | 日本古美術展 | フランス パリ | 38.10~12 | 国宝1 重文19 |
| 11 | 米加巡回 日本古美術展 | アメリカ ロサンゼルス デトロイト フィラデルフィア カナダ トロント | 40.11~ 41.6 | 国宝22 重文58 |
| 12 | 日本の美展 | 西ドイツ ベルリン | 40.10~ 40.12 | 重文1 |

| 番号 | 展覧会名称 | 開催地 | 期間(年月) | 指定物件の 出品件数 |
|----|------------------------|------------------------------|-----------------|---------------|
| 13 | 日仏交換美術展 | フランス パリ | 41.11~ 42.1 | 国宝6 重文20 |
| 14 | 沖縄日本古美術展 | 琉球 那覇 | 42.1~42.2 | 国宝7 重文21 |
| 15 | モントリオール万国博覧 会 特別美術展 | カナダ モントリオール | 42.4~ 42.10 | 重文4 |
| 16 | 常盤山文庫名品展 | アメリカ ニューヨーク | 42.3~42.6 | 国宝1 重文7 |
| 17 | 平安美術展 | アメリカ ニューヨーク | 42.10~ 42.12 | 国宝1 重文1 |
| 18 | 元時代中国美術展 | アメリカ クリーヴランド | 43.10~ 42.11 | 重文8 |
| 19 | 日本彫刻展 | ソ連 レニングラード モスクワ | 44.5~44.8 | 国宝6 重文21 |
| 20 | スイス、西独巡回 日本古美術展 | スイス チューリッヒ 西ドイツ ケルン | 44.8~45.1 | 国宝15 重文59 |
| 21 | 禅林美術展 | アメリカ ボストン | 45.11~ 45.12 | 国宝2 重文32 |

7. 昭和45年度文化財保護関係予算

(単位千円)

| 事 項 | 昭和45年度予算額 | 前年度予算額 | 対前年度比 較増△減額 | 備 考 |
|-------------------------------|-----------|-----------|----------------|--|
| I 一般行政経費 | 113,323 | 92,888 | 20,435 | |
| 1. 調査指定 | 14,420 | 12,011 | 2,409 | 1. 文化財調査指定 7,877 2. 文化財特別調査 6,543 |
| 2. 保存管理 | 27,074 | 23,131 | 3,943 | 1. 文化財修理管理 5,391 2. 権限委任に伴う国 庫負担 6,008 3. 文化財関係地図作 成 4,838 4. 国宝重要文化財等 台帳調整 1,223 5. 国宝重要文化財等 記録作成 1,853 6. 講習会開催 2,525 7. 輸出鑑査証明 974 8. 文化財パトロール 制実施 1,087 9. 記念物調査研究委 託 3,175 |
| 3. 普及活用 | 40,954 | 30,612 | 10,342 | 1. 文化財保護条約実 施準備 210 2. 文化財模写模造 15,392 3. 普及事業の強化 16,207 4. 国宝重要文化財等 公開 8,401 5. 文化財保護法施行 20周年記念事業 744 |
| 4. 埋蔵文化財の保護 | 12,365 | 10,004 | 2,361 | 1. 埋蔵文化財発掘施 行等 7,375 2. 発掘技術者講習会 879 3. 重要遺跡緊急指定 調査 4,111 |
| 5. その他 | 18,510 | 17,130 | 1,380 | |
| II 文化財保存事業費 | 3,617,834 | 2,839,555 | 778,289 | |
| 1. 国有文財建造物 の保存修理に必要な 経費 | 31,889 | 18,070 | 13,819 | |
| (1) 工事費 | 30,800 | 17,400 | 13,400 | 1. 旧第5高等学校 保存修理 23,000 2. 旧岩崎家住宅保存 修理 5,000 |

| 事 項 | 昭和45年度予算額 | 前年度予算額 | 対前年度比 較増△減額 | 備 考 |
|--------------------------------|-----------|-----------|----------------|--|
| (2) 事務費 | 1,089 | 670 | 419 | |
| 2. 国宝重要文化財等 の保存整備に必要な 経費 | 1,334,735 | 1,243,192 | 91,543 | 3. 旧江戸城田安門, 清水門防災施設 2,800 |
| (1) 補助金 | 1,329,597 | 1,238,872 | 90,725 | |
| イ 保存修理 | 759,332 | 665,122 | 94,210 | |
| (イ) 建造物 | 698,840 | 610,963 | 87,877 | |
| (ロ) 美術工芸品 | 54,914 | 50,846 | 4,068 | |
| (ハ) 民俗資料 | 5,578 | 3,313 | 2,265 | |
| ロ 防災施設費等 | 456,620 | 494,449 | △37,829 | |
| (イ) 建造物 | 350,000 | 388,505 | △38,505 | |
| (ロ) 美術工芸品 | 57,353 | 50,105 | 7,248 | |
| (ハ) 記念物 | 41,033 | 47,993 | △6,960 | 1. 防災施設 6,083 2. 保存施設 16,562 3. 天然記念物保護増 殖 18,388 |
| (ニ) 法隆寺管理 費 | 3,000 | 3,000 | 0 | |
| (ホ) 国有文化財 管理費 | 5,234 | 4,846 | 388 | |
| ハ 収蔵庫建設 | 101,526 | 71,413 | 30,113 | 1. 美術工芸品収蔵庫 64,472 2. 埋蔵文化財収蔵庫 8,799 3. 民俗資料保存施設 8,255 4. 地方歴史民俗資料 館 20,000 |
| ニ 調査 | 12,119 | 7,888 | 4,231 | 1. 天然記念物緊急調 査 3,240 2. 民俗資料緊急調査 8,879 |
| (2) 事務費 | 5,138 | 4,320 | 818 | |
| 3. 史跡等の保存整備 に必要な経費 | 1,332,051 | 775,238 | 556,813 | |
| (1) 補助金 | 1,329,296 | 772,984 | 556,312 | |
| イ 史跡等買上げ | 1,080,000 | 563,450 | 516,550 | |
| ロ 修理及び環境 整備 | 170,995 | 146,292 | 24,703 | 1. 修理 52,472 2. 環境整備 118,523 |

| 事 項 | 昭和45年度予算額 | 前年度予算額 | 対前年度比 較増△減額 | 備 考 |
|-----------------------|-----------|---------|----------------|-----------------------------------|
| ハ 埋蔵文化財緊急調査 | 78,301 | 63,242 | 15,059 | |
| (2) 事務費 | 2,755 | 2,254 | 501 | |
| 4. 無形文化財の保護に必要な経費 | 77,714 | 72,834 | 4,880 | |
| (1) 無形文化財保存活用 | 76,707 | 71,827 | 4,880 | 1. 重要無形文化財保存特別助成金 26,500 |
| | | | | 2. 無形文化財補助 42,564 |
| | | | | 3. 無形文化財記録作成等 3,957 |
| | | | | 4. 無形文化財緊急調査 3,686 |
| (2) 無形民俗資料保存活用 | 1,007 | 1,007 | 0 | |
| 5. 国宝重要文化財等の買上げに必要な経費 | 183,213 | 143,208 | 40,005 | 1. 国宝重要文化財等買上げ費 179,625 |
| | | | | 2. 無形文化財資料買上げ費 3,588 |
| 6. 平城宮跡の買上げ等に必要な経費 | 104,207 | 117,985 | △13,778 | 1. 平城宮跡地購入 93,820 |
| | | | | 2. 模型製作等 10,387 |
| 7. 国立劇場補助金 | 554,035 | 469,028 | 85,007 | |
| Ⅲ 国立博物館関係 | 717,190 | 587,772 | 129,418 | |
| 1. 陳 列 | 156,608 | 135,769 | 20,839 | 1. 東京国立博物館 101,301 |
| | | | | 2. 京都国立博物館 33,080 |
| | | | | 3. 奈良国立博物館 22,227 |
| 2. 特 別 展 | 60,168 | 17,092 | 43,076 | 1. 東博「東洋陶磁名品展」 39,225 |
| | | | | 2. 京博「京の美術」 14,197 |
| | | | | 3. 奈良博「仏教美術名品展」 6,746 |
| 3. そ の 他 | 500,414 | 454,911 | 65,503 | 人件費、事業管理等 |
| Ⅳ 国立文化財研究所関係 | 431,328 | 546,146 | △114,818 | |
| 1. 施設設備整備 | 48,125 | 275,906 | △227,781 | 1. 東京国立文化財研究所第2庁舎内部施設整備 27,019 |

| 事 項 | 昭和45年度予算額 | 前年度予算額 | 対前年度比 較増△減額 | 備 考 |
|---------------------|-----------|-----------|----------------|---------------------------------|
| | | | | 2. 奈良国立文化財研究所資料館等設備整備 21,106 |
| 2. 平城宮跡及び飛鳥藤原宮跡発掘調査 | 98,151 | 71,331 | 26,820 | 1. 平城宮跡発掘調査 74,096 |
| | | | | 2. 飛鳥藤原宮跡発掘調査 24,055 |
| 3. 平城宮跡整備費 | 66,819 | 22,390 | 44,429 | 1. 宮内整備（水路改修等） 32,390 |
| | | | | 2. 展示室及び収蔵庫周辺整備 27,460 |
| | | | | 3. その他 6,969 |
| 4. そ の 他 | 218,233 | 176,519 | 41,714 | 人件費、一般研究等 |
| V 国立博物館施設費 | 356,944 | 57,101 | 299,843 | |
| 1. 東京国立博物館施設整備 | 72,812 | 47,338 | 25,474 | 表慶館改修等 |
| 2. 京都国立博物館施設整備 | 81,132 | 9,763 | 71,369 | 旧陳列館空調施設 |
| 3. 奈良国立博物館施設整備 | 203,000 | 0 | 203,000 | 新陳列館新営 |
| 文化財保護関係総合計 | 5,236,629 | 4,123,462 | 1,113,167 | |

(備考) 文化庁長官官房事務処理関係経費および文化庁内部部局関係人件費は除く。

8. 都道府県関係資料

(1) 昭和44年度都道府県文化財保護関係支出経費 (単位 千円)

| 区分 | 国指定文化財補助金 | 都道府県指定文化財補助金 | 文化財管理費 | 文化財調査、普及活用等経費 | 文化財関係人件費 | 計 |
|-----|-----------|--------------|---------|---------------|----------|-----------|
| 北海道 | 3,768 | 4,200 | 1,901 | 6,642 | 6,952 | 23,463 |
| 青森 | 3,569 | 0 | 1,796 | 1,102 | 4,999 | 11,466 |
| 岩手 | 6,407 | 1,757 | 0 | 8,306 | 2,013 | 18,483 |
| 宮城 | 22,822 | 3,174 | 2,200 | 800 | 7,127 | 36,123 |
| 秋田 | 3,183 | 250 | 850 | 6,794 | 5,729 | 16,806 |
| 山形 | 9,902 | 1,045 | 0 | 1,872 | 3,074 | 15,893 |
| 福島 | 3,782 | 2,564 | 2,369 | 15,155 | 4,076 | 28,546 |
| 茨城 | 4,444 | 8,556 | 287 | 7,519 | 3,397 | 24,203 |
| 栃木 | 5,659 | 660 | 4,050 | 31,836 | 15,367 | 57,572 |
| 群馬 | 9,210 | 4,946 | 1,999 | 7,746 | 5,000 | 27,946 |
| 埼玉 | 2,105 | 13,403 | 168 | 3,295 | 7,100 | 26,071 |
| 千代田 | 25,500 | 16,369 | 114 | 9,112 | 6,898 | 57,993 |
| 神奈川 | 5,745 | 17,385 | 2,440 | 11,889 | 11,415 | 48,874 |
| 新潟 | 18,654 | 43,600 | 1,821 | 27,665 | 18,278 | 110,018 |
| 富山 | 5,401 | 950 | 240 | 3,328 | 5,939 | 15,858 |
| 石川 | 43,241 | 3,461 | 120 | 12,564 | 6,156 | 65,542 |
| 福井 | 34,523 | 1,012 | 61,827 | 3,054 | 3,806 | 104,222 |
| 山梨 | 2,975 | 880 | 506 | 196 | 2,494 | 7,051 |
| 長野 | 2,950 | 4,461 | 2,420 | 1,249 | 4,768 | 15,848 |
| 岐阜 | 12,475 | 650 | 1,962 | 1,587 | 8,029 | 24,703 |
| 静岡 | 2,246 | 3,000 | 0 | 6,844 | 3,808 | 15,898 |
| 愛知 | 24,741 | 4,650 | 990 | 4,610 | 5,547 | 40,538 |
| 三重 | 11,162 | 3,500 | 476 | 3,138 | 6,228 | 24,504 |
| 京都 | 1,529 | 1,571 | 75 | 9,961 | 9,648 | 22,784 |
| 大阪 | 5,883 | 4,717 | 143,203 | 4,866 | 20,011 | 178,680 |
| 奈良 | 93,159 | 1,800 | 601 | 53,279 | 35,762 | 184,601 |
| 和歌山 | 38,597 | 5,000 | 2,011 | 35,733 | 22,003 | 103,344 |
| 鳥取 | 26,642 | 3,448 | 3,254 | 3,987 | 11,249 | 48,580 |
| 徳島 | 21,220 | 2,330 | 197,684 | 15,482 | 14,531 | 251,247 |
| 香川 | 3,397 | 1,093 | 948 | 1,433 | 11,469 | 18,340 |
| 愛媛 | 3,555 | 495 | 0 | 2,961 | 2,963 | 9,974 |
| 高松 | 4,506 | 5,729 | 1,046 | 68,391 | 4,026 | 83,698 |
| 岡山 | 5,243 | 3,042 | 946 | 34,065 | 5,946 | 49,242 |
| 広島 | 6,800 | 3,631 | 1,095 | 10,631 | 6,968 | 29,125 |
| 山口 | 11,497 | 1,000 | 146 | 2,708 | 9,155 | 24,506 |
| 徳島 | 584 | 100 | 37 | 190 | 2,560 | 3,471 |
| 香川 | 1,144 | 499 | 181 | 2,870 | 1,771 | 6,465 |
| 愛媛 | 4,148 | 690 | 160 | 747 | 3,616 | 9,361 |
| 高松 | 28,891 | 412 | 7,698 | 1,179 | 1,999 | 40,179 |
| 福岡 | 45,103 | 5,112 | 4,752 | 43,225 | 4,058 | 122,250 |
| 佐賀 | 3,590 | 1,668 | 65 | 1,194 | 7,638 | 14,155 |
| 熊本 | 20 | 475 | 2,180 | 19,569 | 8,895 | 31,139 |
| 大分 | 598 | 3,000 | 1,531 | 863 | 5,992 | 11,984 |
| 宮崎 | 1,418 | 347 | 0 | 2,763 | 2,356 | 6,884 |
| 鹿児島 | 275 | 100 | 0 | 3,199 | 3,219 | 6,793 |
| 計 | 200 | 400 | 225 | 2,203 | 3,920 | 6,948 |
| 総計 | 572,463 | 187,132 | 456,374 | 497,802 | 367,955 | 2,081,726 |

(2) 道府県指定文化財件数

昭和45年3月31日現在

| 区分 | 有形文化財 | 記念物 | 民俗資料 | 無形文化財 | その他 | 計 |
|-----|-------|-------|------|-------|-----|--------|
| 北海道 | 29 | 58 | 3 | 1 | 3 | 94 |
| 青森 | 80 | 32 | 7 | 34 | 0 | 153 |
| 岩手 | 43 | 42 | 1 | 7 | 0 | 93 |
| 宮城 | 49 | 20 | 0 | 11 | 0 | 80 |
| 秋田 | 151 | 44 | 4 | 21 | 0 | 220 |
| 山形 | 331 | 84 | 1 | 7 | 0 | 423 |
| 福島 | 127 | 75 | 8 | 0 | 0 | 210 |
| 茨城 | 266 | 95 | 10 | 14 | 0 | 385 |
| 栃木 | 255 | 91 | 2 | 10 | 0 | 358 |
| 群馬 | 107 | 124 | 0 | 0 | 0 | 231 |
| 埼玉 | 145 | 255 | 14 | 26 | 0 | 440 |
| 千代田 | 126 | 41 | 13 | 50 | 51 | 281 |
| 神奈川 | 187 | 362 | 19 | 34 | 0 | 602 |
| 新潟 | 159 | 44 | 4 | 18 | 6 | 231 |
| 富山 | 90 | 79 | 9 | 15 | 0 | 193 |
| 石川 | 62 | 75 | 5 | 5 | 0 | 147 |
| 福井 | 57 | 21 | 2 | 10 | 0 | 90 |
| 山梨 | 77 | 47 | 11 | 29 | 0 | 164 |
| 長野 | 117 | 96 | 12 | 10 | 0 | 235 |
| 岐阜 | 50 | 96 | 2 | 8 | 0 | 156 |
| 静岡 | 257 | 248 | 18 | 30 | 0 | 553 |
| 愛知 | 206 | 110 | 3 | 22 | 0 | 341 |
| 三重 | 292 | 85 | 13 | 46 | 0 | 436 |
| 京都 | 165 | 141 | 8 | 17 | 0 | 331 |
| 大阪 | 177 | 26 | 13 | 4 | 14 | 234 |
| 奈良 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 和歌山 | 75 | 91 | 0 | 0 | 0 | 166 |
| 鳥取 | 190 | 37 | 11 | 8 | 0 | 246 |
| 徳島 | 140 | 50 | 2 | 6 | 0 | 198 |
| 香川 | 198 | 169 | 10 | 35 | 0 | 412 |
| 愛媛 | 50 | 29 | 3 | 9 | 0 | 91 |
| 高松 | 103 | 58 | 10 | 30 | 0 | 201 |
| 岡山 | 178 | 67 | 13 | 19 | 0 | 277 |
| 広島 | 148 | 173 | 2 | 34 | 0 | 357 |
| 山口 | 70 | 30 | 1 | 19 | 0 | 120 |
| 徳島 | 160 | 74 | 3 | 12 | 0 | 249 |
| 香川 | 60 | 43 | 9 | 14 | 0 | 126 |
| 愛媛 | 496 | 151 | 7 | 21 | 0 | 675 |
| 高松 | 38 | 67 | 2 | 30 | 0 | 137 |
| 福岡 | 201 | 128 | 67 | 69 | 0 | 465 |
| 佐賀 | 27 | 16 | 1 | 17 | 0 | 61 |
| 熊本 | 45 | 131 | 0 | 15 | 0 | 191 |
| 大分 | 129 | 58 | 25 | 3 | 0 | 215 |
| 宮崎 | 153 | 96 | 8 | 33 | 7 | 297 |
| 鹿児島 | 24 | 110 | 0 | 11 | 0 | 145 |
| 計 | 42 | 48 | 20 | 35 | 0 | 145 |
| 総計 | 6,132 | 4,017 | 376 | 849 | 81 | 11,455 |

9. 市町村関係資料

(1) 市町村文化財保護条例制定数

昭和45年3月31日現在

| 区 分 | 市 | | 町 | | 村 | | 計 | | |
|-----|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-------|-------|----|
| | 総 数 | 制定数 | 総 数 | 制定数 | 総 数 | 制定数 | 総 数 | 制定数 | |
| 北 海 | 道 | 29 | 17 | 158 | 37 | 29 | 5 | 216 | 59 |
| | 森手 | 8 | 7 | 33 | 0 | 26 | 0 | 67 | 7 |
| | 城田 | 12 | 7 | 32 | 23 | 19 | 11 | 63 | 41 |
| | 形島 | 8 | 7 | 64 | 26 | 2 | 2 | 74 | 35 |
| | 城木 | 8 | 3 | 44 | 6 | 20 | 1 | 72 | 10 |
| | 馬 | 13 | 12 | 27 | 16 | 4 | 2 | 44 | 30 |
| | 玉 | 10 | 10 | 50 | 26 | 30 | 10 | 90 | 46 |
| | 葉 | 16 | 9 | 45 | 20 | 31 | 11 | 92 | 40 |
| | 京 | 11 | 11 | 31 | 31 | 7 | 7 | 49 | 49 |
| | 川 | 11 | 8 | 27 | 15 | 32 | 12 | 70 | 35 |
| 奈 歌 | 鴻 | 27 | 27 | 39 | 30 | 27 | 21 | 93 | 78 |
| | 山 | 18 | 14 | 14 | 4 | 8 | 1 | 40 | 19 |
| | 川 | 14 | 13 | 23 | 15 | 1 | 0 | 38 | 28 |
| | 井 | 20 | 12 | 49 | 25 | 45 | 14 | 114 | 51 |
| | 梨 | 9 | 8 | 18 | 14 | 8 | 3 | 35 | 25 |
| | 野 | 7 | 7 | 28 | 27 | 7 | 4 | 42 | 38 |
| | 卓 | 7 | 7 | 23 | 4 | 6 | 1 | 36 | 12 |
| | 岡 | 7 | 7 | 35 | 25 | 22 | 11 | 64 | 43 |
| | 重 | 17 | 17 | 37 | 28 | 72 | 32 | 126 | 77 |
| | 賀 | 13 | 13 | 51 | 50 | 36 | 32 | 100 | 95 |
| 歌 児 | 都 | 18 | 18 | 51 | 41 | 7 | 3 | 76 | 62 |
| | 阪 | 23 | 21 | 50 | 23 | 15 | 1 | 88 | 45 |
| | 庫 | 12 | 10 | 45 | 13 | 13 | 3 | 70 | 26 |
| | 山 | 6 | 5 | 37 | 28 | 7 | 6 | 50 | 39 |
| | 取 | 7 | 6 | 36 | 4 | 1 | 0 | 44 | 10 |
| | 根 | 28 | 8 | 15 | 1 | 2 | 0 | 45 | 9 |
| | 山 | 21 | 10 | 73 | 20 | 0 | 0 | 94 | 30 |
| | 島 | 8 | 0 | 16 | 1 | 22 | 3 | 46 | 4 |
| | 岡 | 7 | 6 | 38 | 15 | 5 | 0 | 50 | 21 |
| | 広 | 4 | 0 | 31 | 2 | 4 | 0 | 39 | 2 |
| 児 | 島 | 8 | 7 | 41 | 22 | 10 | 6 | 59 | 35 |
| | 口 | 9 | 9 | 68 | 45 | 16 | 6 | 93 | 60 |
| | 島 | 11 | 11 | 88 | 36 | 9 | 4 | 108 | 51 |
| | 川 | 13 | 6 | 34 | 4 | 9 | 0 | 56 | 10 |
| | 媛 | 4 | 1 | 38 | 11 | 8 | 1 | 50 | 13 |
| | 知 | 5 | 5 | 38 | 14 | 0 | 0 | 43 | 19 |
| | 岡 | 11 | 10 | 46 | 29 | 15 | 3 | 72 | 42 |
| | 賀 | 9 | 9 | 24 | 18 | 22 | 4 | 55 | 31 |
| | 崎 | 16 | 4 | 76 | 9 | 7 | 3 | 99 | 16 |
| | 本 | 7 | 3 | 36 | 6 | 6 | 0 | 49 | 9 |
| 鹿 | 分 | 8 | 4 | 66 | 13 | 6 | 3 | 80 | 20 |
| | 崎 | 11 | 10 | 60 | 21 | 29 | 3 | 100 | 34 |
| | 島 | 11 | 7 | 37 | 15 | 10 | 4 | 58 | 26 |
| | 宮 | 8 | 6 | 25 | 11 | 11 | 1 | 44 | 18 |
| | 大 | 14 | 10 | 71 | 42 | 12 | 4 | 97 | 56 |
| | 宮 | | | | | | | | |
| | 鹿 | | | | | | | | |
| | 宮 | | | | | | | | |
| | 鹿 | | | | | | | | |
| | 鹿 | | | | | | | | |
| 総 計 | 565 | 420 | 2,029 | 895 | 687 | 240 | 3,281 | 1,555 | |

(2) 市町村指定文化財件数

昭和45年3月31日現在

| 区 分 | 有 形 文化財 | 記念物 | 民 俗 資 料 | 無 形 文化財 | その他 | 計 | |
|-----|---------|-------|---------|---------|-----|--------|-------|
| | | | | | | | 北 海 |
| 奈 歌 | 森手 | 45 | 7 | 2 | 6 | 0 | 60 |
| | 城田 | 98 | 23 | 1 | 44 | 0 | 166 |
| | 形島 | 72 | 50 | 2 | 19 | 13 | 156 |
| | 城木 | 73 | 23 | 9 | 6 | 0 | 111 |
| | 馬 | 638 | 104 | 25 | 31 | 15 | 813 |
| | 玉 | 262 | 99 | 12 | 33 | 8 | 414 |
| | 葉 | 89 | 69 | 1 | 0 | 14 | 173 |
| | 京 | 508 | 190 | 37 | 70 | 0 | 805 |
| | 川 | 34 | 42 | 0 | 6 | 0 | 82 |
| | 鴻 | 712 | 391 | 72 | 71 | 0 | 1,246 |
| 歌 児 | 山 | 212 | 24 | 4 | 13 | 54 | 307 |
| | 井 | 302 | 190 | 93 | 36 | 0 | 621 |
| | 梨 | 130 | 75 | 21 | 11 | 0 | 237 |
| | 野 | 66 | 114 | 12 | 12 | 0 | 204 |
| | 卓 | 155 | 166 | 19 | 13 | 16 | 379 |
| | 岡 | 401 | 191 | 91 | 31 | 0 | 714 |
| | 重 | 210 | 64 | 12 | 6 | 4 | 296 |
| | 賀 | 68 | 44 | 18 | 6 | 0 | 136 |
| | 都 | 152 | 97 | 6 | 10 | 0 | 265 |
| | 阪 | 1,344 | 443 | 86 | 63 | 166 | 2,102 |
| 鹿 | 庫 | 194 | 117 | 6 | 15 | 0 | 332 |
| | 山 | 812 | 345 | 106 | 64 | 0 | 1,327 |
| | 取 | 282 | 104 | 21 | 20 | 0 | 427 |
| | 根 | 59 | 15 | 31 | 6 | 0 | 111 |
| | 山 | 70 | 13 | 0 | 16 | 0 | 99 |
| | 島 | 47 | 146 | 1 | 4 | 0 | 198 |
| | 岡 | 170 | 14 | 10 | 3 | 0 | 197 |
| | 広 | 67 | 23 | 1 | 0 | 0 | 91 |
| | 島 | 26 | 9 | 0 | 1 | 0 | 36 |
| | 口 | 4 | 9 | 0 | 0 | 0 | 13 |
| 鹿 | 島 | 93 | 44 | 4 | 19 | 0 | 160 |
| | 川 | 258 | 261 | 7 | 15 | 0 | 541 |
| | 媛 | 820 | 98 | 3 | 5 | 9 | 935 |
| | 知 | 38 | 26 | 4 | 5 | 0 | 73 |
| | 岡 | 28 | 21 | 1 | 2 | 0 | 52 |
| | 賀 | 170 | 44 | 8 | 6 | 4 | 232 |
| | 崎 | 609 | 266 | 12 | 17 | 0 | 904 |
| | 本 | 192 | 218 | 40 | 39 | 15 | 504 |
| | 分 | 33 | 36 | 1 | 1 | 0 | 71 |
| | 崎 | 7 | 12 | 3 | 2 | 0 | 24 |
| 鹿 | 島 | 43 | 39 | 12 | 6 | 7 | 107 |
| | 宮 | 305 | 247 | 3 | 32 | 16 | 603 |
| | 大 | 148 | 74 | 7 | 5 | 4 | 238 |
| | 宮 | 24 | 14 | 0 | 9 | 5 | 52 |
| | 鹿 | 142 | 178 | 99 | 47 | 0 | 466 |
| | 宮 | | | | | | |
| | 鹿 | | | | | | |
| | 宮 | | | | | | |
| | 鹿 | | | | | | |
| | 鹿 | | | | | | |
| 総 計 | 10,269 | 4,820 | 1,074 | 846 | 350 | 17,359 | |

Ⅱ 沖縄における文化財保護の状況

1. 沿革

沖縄の文化財は、戦前にあっては、本土の国宝保存法、史蹟名勝天然記念物保存法等により、首里城正殿など16件が指定されてきたが、今次大戦によりそのほとんどが焼失または破損し、わずかに尚家霊廟のうち崇元寺の石門、円覚寺の放生橋が戦禍を免かれた。

戦後は、本土との行政分離によってなんら法的措置が講じられず、ただ、官民合同の自主的団体である沖縄史跡保存会や琉球文化財保護会によって残存文化財の保存に努力がつけられ、かろうじて散逸、損壊からまぬがれるといった事態が続いた。このような情勢下において、文化財保護の必要性、そのための政策の樹立が叫ばれ、ようやく1954年に琉球政府により文化財保護法（立法第7号）の制定公布を見て、同年琉球政府文教局の外局として文化財保護委員会が発足し、その付属機関として文化財専門審議会が設置された。以後、沖縄における文化財保護行政は琉球政府文化財保護委員会を中心として、戦禍を免かれた旧指定の文化財の復旧や、琉球政府自らの指定による文化財の保護に努力がなされ現在に至っている。

2. 指定

沖縄の文化財保護法により指定されている文化財の数は、次のとおりである。

(1) 重要文化財 60件

| | | |
|-------------|-----|----------------|
| イ 建造物 | 23件 | (うち特別重要文化財 9件) |
| ロ 彫刻 | 10件 | (" 6件) |
| ハ 絵画 | 1件 | |
| ニ 工芸品 | 17件 | (うち特別重要文化財 4件) |
| ホ 古文書典籍 | 9件 | (" 3件) |
| (2) 史跡 | 60件 | (うち特別史跡 5件) |
| (3) 名勝 | 8件 | |
| (4) 天然記念物 | 38件 | |
| (5) 重要民俗資料 | 1件 | |
| (6) 重要無形文化財 | 1件 | |

計 168件 (1969年8月現在)

沖縄文化財は、その歴史的、地理的に特殊な環境条件にあり、日本の古い伝統の上に中国、朝鮮および東南アジアの強い影響を受け特異な価値をもち、日本文化史上重要な要素をもつものである。その大半が戦災によって破壊されたが、文化財に対する沖縄住民の愛惜の情は強く、本土復帰を熱望するものにとって精神的支柱ともなっている。

3. 保存事業

戦後間もないころ、荒廃した文化財の保存はまず民間の有識者によりはじめられ、史跡保存会の発議により崇元寺石門の修理が行なわれたが、琉球政府文化財保護委員会発足後は、1956年園比屋武御嶽の修理について守礼門が本土政府の資料提供をうけて復元された。また、破損した円覚寺放生橋や折損した碑文断片等、琉球政府文化財保護委員会および博物館職員による収集が根気よく続けられる一方、城跡石がきの修理も毎年行なわれており、今帰仁城跡、中城城跡、安慶名城跡等の修理がすでに実施され

ている。

民俗資料については、沖縄は豊富であるにもかかわらず、重要民俗資料として指定されているものは1件にとどまっているので、今後、積極的に指定を行ない保存が図られる必要がある。また、1967年全土にわたり民俗資料の緊急調査を実施し、近くその報告書が出されることになっている。このほか、助成の措置を講じられた無形文化財には、八重山民謡、湛水流水音楽、八重山太鼓、綾瀬の京太郎、首里の獅子舞等の民俗芸能や古典劇「執心鐘入」等の組踊り、あるいは花織り等の染織技術がある。

以上は、琉球政府自らの手で行なわれてきた保存事業であるが、1960年(昭和35年)にいたり、本土政府文化財保護委員会は2名の専門調査官を沖縄に派遣し、以後、毎年技術者を派遣して琉球政府の文化財保存事業に協力してきた。しかし、現地における技術者、技能者、予算の不足に加えて派遣技術者の短期出張ではじゅうぶんな成果をあげることは困難であるので、1966年(昭和41年)以降は、本土政府技官の長期滞在による技術援助の道を開き、現在は首里城周辺、特に円覚寺放生池等の復旧整備に重点をおき、本格的復旧工事に着手しつつある。

円覚寺は、洋池(放生池)を中心に総門、石牆等整然とした禅宗伽藍の計画性をよく伝えており、滝潭池—円鑑池—弁財天堂—天女橋—円覚寺からさらに首里城に連なる重要な文化財の中心をなす位置に位し、将来、首里城、識名園を含める広範囲な史跡保存計画の要となるもので最も重要なものである。幸いこうした意味が逐次認識され、1966年から1967年にかけては総門の復原が完了、続いて円鑑池中島の弁財天堂の復原が完了し、また1968年から1969年にかけては放生橋、天女橋等の修復が急速に進ちよくして、現在、円覚寺総門前庭の排水工事その他若干の整備工事を残すのみとなった。

しかし、最も重要である玉陵や首里城城門、特に歓会門、瑞泉門、漏刻門等の修復は、乏しい琉球政府予算ではまだ着手の見通しもたらず、さらに識名園の土地買い上げ復旧問題など、なお多くの懸案が残されている。

埋蔵文化財については、沖縄において埋蔵文化財包蔵地として遺跡地図に記載されているものが353か所あり、そのうち、史跡に指定されているものが16件である。琉球政府文化財保護委員会は、発足以来地荒原貝塚、大山貝塚、宇佐浜貝塚、勝連城跡など6か所を発掘調査しているが、そのほかには大学等による発掘調査が年間数件実施されている程度である。琉球政府は、日本政府の財政的、技術的援助のもとに、1970年2月から3月にかけて勝連城跡の発掘調査と整備を実施したが、沖縄では、これまで大規模な発掘調査が実施されることがなかったので、この調査は、今後の埋蔵文化財保護のうえで大きな意義をもつものであった。なお、このほか沖縄の文化財関係者を本土に招致して技術の研修等も実施している。

4. 開発に伴う史跡等の保護

沖縄においては開発の速度が本土ほど急速ではないため、史跡等に与える影響も少なく、現状変更申請件数も年間数件にすぎないという現状にあるが、今後、開発が急速に進むことが予想される。開発に対処して貴重な史跡等の安全を保障するためには、重要なものについては指定の促進を図るとともに、本土と同様土地の買い上げ、環境整備の実施等を強力に推し進める必要があると考えられる。

その他、史跡等の管理についてはじゅうぶんな措置が法的にも財政的にも講ぜられていないので、その面についても検討し、じゅうぶんな措置を講ずる必要がある。

5. 復帰に備えての措置

1972年（昭和47年）に予定される沖縄の本土復帰に備えて、とくに検討実施をせまられている重点事項としては、次のようなことが考えられる。

(1) 文化財の指定調査

本土復帰と同時に本土の文化財保護法を適用して、即時文化財の指定がなされることが望ましいが、そのためには現在の琉球政府指定文化財がただちに本土法による文化財となりうるかどうかの問題であるので、あらかじめ本土政府による指定調査を完了しておく必要がある。

(2) 格差是正のための援助

復帰時までには本土と格差是正を図る意味で、従来から実施している技術援助や財政援助をいっそう強化する必要がある。

(3) 実態調査の実施

本土の文化財保護の観点から見て必要と考えられる実態調査が必ずしも完全に行なわれていないので、指定文化財の管理の実態、刀剣登録状況、無形文化財および技術者の実態、市町村の文化財保護活動の実態等の調査を行なう必要がある。

Ⅲ 文化財の保護をめぐる国際的動向

1. ユネスコ（国際連合教育科学文化機関）の提唱による文化財の保護に関する国際的規約等

(1) 武力紛争の際の文化財の保護のための条約

戦争の危険から記念物、美術品および歴史資料を保護するための規制は20世紀の初めから種々試みられたが、いずれも所期の効果をあげ得ず、第2次大戦の惨事にその必要性を再度痛感せしめるに至った。1949年の第4回ユネスコ総会（パリ）は、オランダ代表の提案に基づき、この問題を取りあげる決議を採択、研究を開始した。

その結果成立した「武力紛争の際の文化財の保護のための条約」は、1954年5月14日、オランダのヘーグにおける政府間会議において採択され、日本も同年9月6日署名した。この条約は1956年8月7日発効し、1970年8月30日現在、締約国はソヴィエト、西ドイツ、フランス、イタリア等61か国に達しているが、日本はまだ批准を行わず、条約に加入していない。

この条約は、文化財が最近の武力紛争によって重大な損害を被っていること。交戦技術の発達のため文化財の破壊の危険が増大していること、いかなる国の文化財の損害も全人類の文化的損失であること等の認識に立ち、世界のすべての人にとって重要性を有する文化的遺産に国際的保護を与えようとするものである。

条約は、まずこの条約の適用上、文化財とは、①—(a)建築上、芸術上または歴史上記念すべき物、(b)考古学的遺跡、(c)全体として歴史的または芸

術的に意義のある建物群、(d)美術品、(e)芸術的歴史的または考古学的に意義のある書跡、典籍その他物件、(f)科学的収集もしくは記録の重要な収集または複製品の重要な収集、②—博物館、図書館、記録保管所および動産文化財の防護を目的とする避難施設、③—①および②に定める文化財が多数所在する文化財集中地区をいうと定義し、一般文化財については、当該国が平和時から文化財の保全のため適当と認められる措置をとること、武力紛争の際に破壊または損傷を受ける危険のある目的に使用しないこと、また、相手国がその文化財に向けていかなる敵対行為をも行なわないこと等により保護されるとしている。また、文化財避難施設、文化財集中地区その他非常に重要な不動産文化財については、軍事上の目的に使用しないこと、重要な軍事目標（たとえば、飛行場、放送局、国防のために使用される施設、比較的重要な港湾、停車場、交通幹線）から妥当な距離にあることまたは武力紛争の際にその軍事目標を使用しないこと等の要件をみたして、ユネスコに備えられる「特別保護文化財登録簿」に各国の異議なく登録され、所定の識別標識をつけることによって特別保護のもとにおき、不可侵とすることができることと規定している。このほか、文化財の輸送を特別保護のもとに行ない得ること、文化財の保護に従事する人員が文化財の利益のために尊重されるべきこと等を規定している。

以上が条約のあらましであるが、現在、締約国である61か国は、この条約の効果的適用を確保するための国内法をほとんど制定しておらず、特別保護文化財の登録もヴァチカン市（全域）、オーストリアの文化財避難施設1件、オランダの避難施設6件だけである。この条約の具体的実施には前途になお幾多の困難を伴っているが、1970年6月のアンコールワットの危機以来ユネスコ執行委員会でも種々論議があり、わが国外務省でも加入の必要性に注目を喚起している。

(2) 考古学上の発掘に適用される国際的原則に関する勧告

1950年の第5回ユネスコ総会の決議により設けられた国際記念物委員会により予備勧告案が作成され、種々検討ののち、1956年12月5日、ニューデリーにおける第9回ユネスコ総会において採択された。

この勧告は、あらゆる考古学的遺産が研究され、必要に応じて保護され、かつ保存されることが人類共通の利益として重要であるとの認識のもとに、考古学的遺産の保護に関する国内的基準を提示し、併せて国際協力の基準と国際的規制の基準とを示したもので、一般基準として、発掘の許可制、発掘物件の申告制等を含む法の整備、発掘管掌行政機関および発掘実施機関等の保護機関の適正化、博物館および発掘品収蔵所等の保存所の整備等を加盟各国にうながし、さらに発掘の規制および国際協力の方法として、外国人に付与される発掘許可の条件、自国の科学者と外国の団体を代表する考古学者とで構成する合同調査団または国際調査団により施行される発掘の奨励、発掘物件の割当ての基準、発掘者の学問上の権利と発掘記録の報告の義務等を規定している。また、古器物の売買が考古学上の物件の密輸を促進したり、または遺跡保護ならびに公開展示のための収集に悪影響を及ぼしたりすることを避けるため、古器物売買の規則を規定すること、無断発掘および考古学的発掘物の不正輸出の抑制措置を講ずること、また、これに関する国際協力の手段を講ずること等を勧告している。

わが国では、文化財保護法および遺失物法により、国内における考古学上の発掘に関しては基本的にはこの勧告の趣旨に添った措置が講ぜられているので、国際協力の上でより重要な意義をもつものと考えられる。

(3) 博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告

1946年からユネスコで情報収集を始め、1952年のユネスコ国際セミナーでの討議等を経て、1956年第9回ユネスコ総会にフランスから博物館

の利用促進について提案され、1960年12月4日、第11回ユネスコ総会において採択された。

この勧告は、ユネスコそのものが大衆教育と文化の普及を目的の一つとしていること。博物館はこの目的の達成に効果的に貢献しうるものであること、また、博物館を国民のあらゆる階層、特に勤労階級に利用せしめるよう努力が払われなければならないこと、そして世界の産業構造の進展とともに勤労者の余暇が増大し、文化的欲求が高まってきていること等を考慮し、博物館がその恒久的な教育上の使命を遂行しつつ、新しい社会的環境とその要請に答えるよう、あらゆる人が利用しうる最も有効な方法について提示を行なったものである。この勧告では、博物館とは「各種方法により、文化価値を有する一群の物品および標本を維持、研究かつ拡充すること、特にこれらを大衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし、全般的利益のために管理される恒久施設、すなわち美術的、歴史的、科学的小および工芸的収集、植物園、動物園ならびに水族館を意味する」と定義づけ、あらゆる階層の人々の博物館を容易に観覧し得るよう、①明瞭な資料の配置および展示、②簡潔な解説書、説明札の作製、③適切な案内人、オーディオガイド等の配置、④快適な照明、暖房等の設備、⑤魅力的な休憩所、食堂、喫茶室等の整備のほか、⑥観覧料をできるだけ無料とすること、⑦夜間の開館を考慮すること等を勧告している、また、地域社会における博物館の地位と役割りを認識し、あわせて観覧者数の増大をはかるため地方の各種団体等の連けいを強化することや青少年が各種の博物館活動に参加できるよう博物館クラブを設置すること等を勧奨している。

わが国では、博物館法によって各種の博物館が一応体系的に制度化されているが、一部の博物館をのぞいては、この勧告の内容とかなりへだたりがあるので、勧告の趣旨にそって今後ともなお一層の整備をはかることが

必要であろう。

(4) 風光の美と特性に関する勧告

1957年第7回国際記念物委員会は、ユネスコ事務局長の諮問に答えてこの問題をとりあげることを適当とし、各加盟国の現行法および慣行に関する文献の収集が行なわれ、1960年第11回ユネスコ総会において予備研究および予備勧告の指示があり、1962年12月11日、第12回ユネスコ総会において採択された。

この勧告は、現代文明の加速度的進行に伴い、未開地の開拓、都市部の無秩序な開発、産業、商業上の発展およびその施設のための大規模な作業ならびに広域計画の実施により、世界の全地域の美的、文化的さらには生命的遺産ともいべき風光の美と特性が重大な影響を受けていることを考慮し、人類の生活に必要なこれら風光の美と特性を保護しようとするものである。勧告は、まず一般的原則として、風光の美と特性の保護のために採用される研究と措置は一国の全領域に適用されるべきであり、特定の風光地に限定されてはならないとし、予防措置としては、建造物の建築道路の建設、広告板および照明設備、樹木の伐採あるいは空気および水の汚染等を監督すること、また補修措置としては、風光地が被った損害を復旧するための措置を講ずること等を規定している。

次に、保護措置として、①都市計画および農村計画の樹立、②広範な「地帯による」風光地の計画化、③独立した小さな風致地区の計画、④自然保護区および国立公園の設定と保持、⑤地域社会による風光地の確保等をあげ、これらの措置を適用するため、①法的強制力をもつ規制を行なうこと、②中央および地方に行政的ないし諮問的性格を有する専門的機関を設置すること、教育機関、民間団体、関係旅行業者団体等による公衆教育を促進すること等を規定している。

わが国では、これらの措置は都市計画法、自然公園法、その他多くの法令に基づいて多角的に運用されているが、文化財保護法による名勝および天然記念物もその一環として、この勧告の趣旨に添った保護がはかられている。

(5) 公的または私的の工事によって危険にさらされる文化財の保存に関する勧告

1959年の第7回国際記念物委員会の勧告に基づいてこの問題に関する一般報告の作成が計画されたが、ヌビア遺跡救済キャンペーンの結果を待つため一時延期され、1963年から研究を再開し、1964年第13回ユネスコ総会において加盟国に対する勧告の形式で国際的規制を行なうことを決定、1968年3月政府専門家会議の議を経て、1968年11月19日、パリにおける第15回ユネスコ総会において採択された。

この勧告は、最近における急激な文明の発達が世界的に工業化を促進し、その工業化が諸国民の精神のおよび国民的成長に大きな役割りを果たしている一方、先史時代、原史時代の記念物、遺跡ならびに多くの芸術的、歴史的または科学的に重要な構造物が、産業の発展や都市化に起因する公的および私的の工事によってますます危険にさらされている実情にかんがみ、これら土地に定着した文化財（構造物、廃墟、遺跡、都市または農村の歴史地区、伝統的建造物群等）の保存と、社会的、経済的発展に伴う諸変化とを調和させることを目的とするもので、まず、文化財に危険を及ぼす工事の種類について注意を喚起し、一般原則として、①保護目録の作成、②文化財の重要度その他諸条件を考慮した保存措置または救済措置の決定、③文化財を移転または放棄する場合の調査と記録の作成、④移転先の環境等を規定している。次に、保存・救済措置として、立法上、財政上および行政上の措置、文化財の保存・救済の手続き、違反行為者の制裁等

の各項目について準拠すべき基準を規定しているが、その中には、特に、①文化財の保存・救済のため国または地方当局が十分な予算をもつこと、②ないしはその経費（考古学的予備調査を含む）を開発工事側が工事費中に計上すること、③居住者に対する減税その他文化財の保存奨励策を講ずること、④文化財保護、開発工事、都市計画のそれぞれの責任当局の代表者および研究教育機関の代表者で構成する開発と保存の調整機関を設置すること、⑤文化財に危険を及ぼすおそれのある工事が施工される場合は十分な時間的余裕をおいて事前調査を徹底的に実施し、必要な場合には工事を延期すること、⑥重要な考古学的遺跡、歴史地区および伝統的建造物群について保護地区を設定し、それを保存することを都市計画の必須条件の一つとすること、⑦必要な場合には記念物、遺跡等を政府、地方公共団体等が買い取り、または強制収容によって取得することができるようにすること、⑧工事中に考古学的遺物を発見し工事を中止させる場合は適当な補償を行なうこと等、注目すべき規定が含まれている。

わが国では、これらの事項のうちある部分についてはすでに実施の段階にあり、ある部分については現行法上または慣習上即座に実施することが困難なものも含まれているが、この勧告には種々参考とすべき点が多いので、十分に検討して将来の施策に役だてる必要があると考えられる。

(6) 文化財の不法な輸出、輸入および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関する条約案

1964年第13回ユネスコ総会において「文化財の不法な輸出、輸入および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関する勧告」を採択した。しかし、1968年第15回ユネスコ総会において、関係国の熱心な提案により、この文化財の不法輸出入の規制に関する勧告をさらに前進させて国際条約とすることを決定し、数次にわたる検討ののち、1970年4月24日、政府

専門家会議の議をへて「文化財の不法な輸出入および所有権譲渡の禁止および防止の手段に関する条約案」が作成された。この条約案は、1970年11月パリにおいて開催予定の第16回ユネスコ総会において審議のうえ採択される見通しが強い。

条約案は、締約国に対して、①文化財のリストを作成すること、②当該文化財の輸出を許可するときはその旨を明記する証明書を添付すること、③輸出を許可したもの以外の文化財が自国の領域内から出ることを禁止すること、④自国の博物館その他類似施設が他の締約国から非合法的に輸出されたものを入手することを防止すること、⑤不法に輸入された場合は、原所在国の要請によりその回復および返還について適当な手段を講ずること（ただし、その際には要請した方の国が善意の購入者または当該文化財に対する正当な権利を有する所有者に対して適当な補償金を支払うこと）、⑥文化財の所有権譲渡につき、当該文化財の不法な輸入または輸出を促進すると予想される場合にはこれを禁止するか、またはできる限り防止すること、⑦考古学的発掘の管理を組織的に行なうこと、⑧博物館学芸員、収集家、古物商等の関係者にこれらの規則を遵守させること、⑨特に古物商に対しては文化財1件ごとにその出処、売手の住所氏名、物件の特徴、価格を記録した台帳を備えさせること等を規定している。

この条約は、文化財の盗掘、盗難、密輸、密売等の被害が多い国においては極めて重大な意味をもつものと思われるが、わが国においては法の整備と行政ルールの確立等により、一部の措置を除いてはおおむねすでに実施されている。これらの措置について国際協力を図ることにはやぶさかでないが、個々の具体的措置についてはなお国内法上かなりの問題があるので、慎重な検討が必要であろう。

2. 文化財の保護に関する国際的組織案

(1) 国際博物館会議—ICOM (International Council of Museums)

ICOMは、世界の博物館事業（動物園、植物園、水族館等を含む）の国際的提携をはかる中央の組織としての役割りを果たすとともに、世界各国に所在する会員を通じて国民相互の理解の促進につとめ、また共通の目的を有する国際団体ことにユネスコ（国際連合教育科学文化機関）と協力することを目的に、1946年11月に設立された団体で、本部はパリに置かれている。組織は、総会、執行委員会、評議員会、事務局、国際専門委員会、同分科委員会およびUNESCO—ICOM資料センターからなり、1969年現在70か国に国単位に15人以内の委員からなる国内委員会が置かれている。活動としては、3年ごとの総会、ユネスコ後援による専門家会議のほか、①博物館学に関する国際セミナーの開催、②博物館相互の学術および技術職員の交換、③国際会議、調査団、使節団の組織、④博物館資料の国際的交換の促進、⑤博物館のための巡回映画の実施、⑥機関誌「ICOM・NEWS」の発行等を行なっている。

日本は、1952年（昭和27年）に正式に加盟し、ICOM日本国内委員会を組織し、ICOMの事業方針に添って日本の博物館の活動を海外に紹介するとともに、海外資料を国内に普及するなど、日本博物館協会と協力して各種の事業を実施しているが、1967年にはICOMおよびユネスコ日本国内委員会の主催により東京、京都で東洋美術の修復に関する国際専門家会議を開催した。

(2) 国際自然保護連盟—IUCN (International Union for Conservation of Nature and Natural Resources)

IUCNは、世界各地の原始自然と天然資源の永久保存を、そのもの自

体の文化的または学術的価値ならびに人類の長期経済、社会的福祉の立場から奨励し、支持することを目的として、1948年10月に設立された団体で、本部はスイスのモルジエに置かれている。1969年現在の会員は、国の加入71（政府加盟29、国の機関59）、国際機関9、団体225、友の会（個人）65人、終身会員62人である。活動としては、3年ごとの総会のほか、①教育および広報活動による天然資源の重要性と使用方法についての認識の普及、②自然および天然資源の保存の方法の研究ならびにその対策の基本としての生態学的研究の振興、③絶滅に瀕している生物についての情報収集および配布、④保存計画の実施上役にたつ技術的資料の提供、⑤法令の強化、実施面の改善および国際的援助等による国内的、国際的措置の遂行、⑥国際技術会議、シンポジウム、定期特別会議等の事業を行なっている。日本でこの会員となっているのは、日本自然保護協会、国立公園協会および生物科学教育協会の3団体である。

(3) 文化財保存修復国際研究センター (The International Center for the Study of the Preservation and Restoration of Cultural Property)

このセンターは、1956年第9回ユネスコ総会の決議にもとづき、文化財の保存および修復の問題に関する資料の収集、および配布、研究の調整および促進、ならびに研究職員および技術者の養成に対する援助等を目的として、1959年に5か国の加入により規程が発効し、1959年3月にイタリアの中央修復研究所（ローマ）敷地内に設置された機関で、通称ローマセンターと呼ばれている。組織は総会（2年ごとに開催）、理事会、事務局からなり、1970年現在これに加盟している国は51か国で、日本は1967年（昭和42年）12月に加盟し、1969～70年度の理事に選任されている。活動としては、センターの単独事業のほか、イタリア国内の関係機関、ベルギー王立文化財研究所、イギリスの国際文化財保存協会、ICOM、ICO

MOS、ユネスコ等と共同して行なう事業があり、これまで行なったおもなものには、①記念物、史跡の保存修復に関する講習会、②壁画の保存修復等に関する技術者の養成および共同研究、③サン・ステファノ・ロンドン（ローマの初期キリスト教会）の保存修復およびフィレンツェ・ヴェニスの水害文化財の修復等に関する国際会議、④スーダンのヌビア遺跡、パキスタンのモヘンジョダロ遺跡、インドネシアのプロブドール遺跡、南朝鮮の石窟および仏教遺跡等の保存に関する調査、指導、助言等がある。

ローマセンターは、文化財修復の分野における先進国といわれるベルギー、イタリア、ドイツ、フランス、イギリス、日本等を加盟国に含み、アメリカ、ソ連も近く加盟の動きをみせており、その妥当な運営と相まって将来ますます国際協力の実をあげうるものと期待されている。特にわが国は東洋における有数の文化財保有国として、また研究の中心国として、東西の文化財保存修復技術の交流に寄与することが多く、今後に期待が寄せられている。

(4) 国際記念物遺跡会議—ICOMOS (International Council of Monuments and Sites)

ICOMOS（イコモス）は、記念物および遺跡の保存と研究に関する行政機関、団体、個人を代表する国際的組織として、国際的ならびに国内的にその研究と保存を振興し、さらに文化遺産一般に対する関心を喚起し、育成することを目的として、ローマセンター、ICOM、ユネスコ等その目的を同じくする国際機関および団体等と協力して、事業を行なう団体である。

1961年の第8回ユネスコ国際記念物委員会で、博物館関係のICOMに相当する記念物関係の国際機関の設置が提案され、その後関係会議で検討が加えられ、1964年5月に設立されたもので、本部はパリに置かれてい

る。組織は総会（3年ごとに開催）、執行委員会、事務局、評議委員会および臨時に設置される国際専門委員会からなり、1969年現在32か国に15人以内で構成される国内委員会が設置されているほか、5か国に89人（団体を含む）の会友がある。日本はまだ国内委員会を設置しておらず、したがって正会員にはなっていないが、特に執行委員会のメンバーには加わっている。

文化財保護の現状と問題

昭和45年11月5日発行

著者兼
発行 文 化 庁
印刷 大 蔵 省 印 刷 局